

島津家歴代制度卷之六十

明和
寛政

一 漁師銀八匁

帖佐松原浦 島津助之丞領

一 浦男女二百八人、私領三部一引、

一 浦四十人立 一 雇六十七人立

一 魚運上銀、私領故無之、帆銀上納、

一 漁師銀四匁

同所十日町

一 浦男女四十七人 一 浦四十人立

一 魚運上銀 一 漁師銀

同所納屋町

一 浦男女十五人 一 浦四十人立

一 魚運上銀 一 漁師銀

加治木 島津兵庫殿私領

一 浦男女千二百二十人 一 浦三十三人立

一 雇三十二人立 一 魚運上銀、私領故無之、

一 漁師銀二十四匁

国分浜之市

一 浦男女五百三十一人 一 浦四十人立

一 雇四十人立

諸浦御奉公並万上納物定

半浦

半浦並両役兼帯之浦々

浦人体並船数

浦作職高

諸浦御奉公並万上納物之定

浦御高札、
場可見合

四六〇六

文化三寅改

重富脇元浦 島津周防殿私領

一 浦男女四百六十一人 一 浦四十人立

一 雇百十人立 一 魚運上銀五十目

一魚運上銀、網一帖二付八匁ツ、
一浦男女五百五十四人 一浦三十人立

一漁師銀三匁 一瀬引上納
一雇三十人立 一魚運上銀二十目

同所長浜浦 一漁師銀四匁
牛根浦 境

一浦男女百十一人 一浦三十八人立
一浦男女二百七十人 一浦三十四人立

一雇五十四人立 一雇三十四人立
一魚運上銀五十目

一漁師銀無之、
一漁師銀五匁^{⑥六}

同所浜村浦 一雇三十四人立
一雇三十四人立
一漁師銀十匁
一雇三拾三人立
一雇三拾三人立
一漁師銀十匁

一浦男女四百三十一人 一浦三十四人立
一雇三拾三人立
一雇三拾三人立
一漁師銀十匁

同所小村浦 一雇三十四人立
一雇三十四人立
一雇三拾三人立
一雇三拾三人立

一雇三拾三人立
一雇三拾三人立
一雇三拾三人立
一雇三拾三人立

福山浦 一雇三拾三人立
一雇三拾三人立
一雇三拾三人立
一雇三拾三人立

一 雇五十九人立 一 魚運上銀百十匁

一 漁師銀無之、

鹿屋 (須) 南高浜、男女二百五十七人、北高浜、男女八十三人、

一 浦男女三百四十人 一 浦二十八人立

新城浦 島津安房殿私領

一 雇二十八人立 一 魚運上銀八十九匁

一 浦男女百十九人 一 浦三十五人立

一 漁師銀八匁

一 雇五十二人立

大根占浦

一 魚運上銀無之、帆銀上納、

一 浦男女二百四十人 一 浦三十八人立^②

一 漁師銀六匁

一 雇十九人立 一 魚運上銀百十匁

花岡古江浦 島津美濃殿私領

一 漁師銀 一 瀬引上納

一 浦男女七十八人 一 浦四十人立

小根占浦 浜町

一 雇五十八人立 一 魚運上銀九十目

一 浦男女二百二人 一 浦二十八人立

一 漁師銀十五匁

一 雇四十五人立 一 魚運上銀七十目

同所木谷新浜 右同

同所新浦

一 浦男女三十八人 一 浦八十人立

一 浦男女三十人 一 浦四十五人立

一 雇三十七人立 一 魚運上銀、古江相合、

一 雇四十五人立 一 魚運上銀、浜町相中、

一 漁師銀、古江相合、 同所荒平新浜 右同

一 漁師銀、浜町相中、

一 浦男女四人 一 浦八十人立

佐多伊佐敷浦

一 雇 一 魚運上銀

一 浦男女百四十九人 一 浦三十五人立

一 漁師銀

一 雇三十五人立 一 魚運上銀二百四十一匁

一 漁師銀十二匁

一 浦男女百五十四人

一 浦四十人立

佐多大泊浦

一 雇百二十人立

一 魚運上銀十五匁

一 浦男女百七人

一 浦三十二人立

一 漁師銀無之、

一 雇三十二人立

串良柏原

一 魚運上銀、佐多中伊佐敷二込、

一 浦男女六百三十七人

一 浦二十八人立

一 漁師銀、伊佐敷二込、

一 雇二十四人立

一 魚運上銀百五十目

佐多島泊・竹ノ浦・間泊・外ノ浦・尾波瀬

一 漁師銀十二匁

一 浦男女二百八十八人

一 浦七十八人立

一 浦男女百十七人

一 浦三十人立

一 雇七十八人立

一 魚運上銀、伊佐敷二込、

一 雇三十人立

一 魚運上銀無之、但、浜浦ニテ無之

一 漁師銀、伊佐敷二込、

佐多塩屋・浜尻

一 漁師銀無之、同上

一 浦男女七十八人

一 浦七十八人立

大崎菱田浦 島津筑後私領

一 浦四十人立

一 雇

一 魚運上銀、伊佐敷二込、

一 浦男女七十四人

一 浦四十人立

一 漁師銀、伊佐敷二込、

一 雇四十人立

一 魚運上銀無之、帆銀上納、

内之浦

一 漁師銀百九十三匁

一 浦男女六百二十六人

一 浦二十八人立

志布志浦

一 浦三十一人立

一 雇二十三入立

一 魚運上銀八百目

一 浦男女千百九十四人

一 浦三十一人立

一 漁師銀無之、

一 雇二十九人立

一 魚運上銀四十目

高山波見

一 漁師銀

志布志大慈寺門前

一 浦男女百二十六人三部一、寺役三引

一 浦三十一人立

一 雇三十一人立

一 魚運上銀

一 漁師銀

一 雇小浦故無之、

一 魚運上銀、私領故無之、帆銀上納、

鹿兒島荒田弓場浜

一 浦男女

一 浦水手立御免

指宿尾掛

一 魚運上銀二十二匁

一 漁師銀

一 浦男女四百二拾七人

一 浦四拾人立

谷山松崎町

一 浦男女千百七十六人

一 浦三十五人立

一 漁師銀二拾目

一 魚運上銀四百九拾五匁

一 雇三十八人立

一 魚運上銀百八拾目

指宿摺之浜

一 浦二拾八人立④四拾人

一 漁師銀拾二匁

一 雇四拾人立

一 浦男女百九拾五人

一 魚運上銀、尾掛相合、

谷山和田浜

一 浦男女五百八拾二人

一 浦三拾五人立

一 漁師銀、尾掛相合、

一 魚運上銀、尾掛相合、

一 雇三拾八人立

一 魚運上銀六拾五匁

指宿宮ヶ浜

一 浦三拾五人立

一 漁師銀

一 雇四拾人立

一 浦男女三百四人

一 魚運上銀

谷山平川浦

一 浦男女七百六拾四人

一 雇六拾八人立

指宿湊浦

一 浦二拾八人立

一 雇六拾八人立

一 魚運上銀無之、

指宿湊浦

一 浦二拾八人立

一 漁師銀

一 雇四拾人立

一 浦男女千百七拾人

一 浦二拾八人立

喜入浦 肝付彈正私領

一 浦男女九十六人

一 浦四拾人立

一 雇二拾八人立

一 魚運上銀

一 浦男女百二拾一人

一 浦三拾八人立

一 漁師銀

一 雇三拾八人立

一 魚運上銀

今和泉瀬崎

一 漁師銀、町二入、

一 浦男女六拾四人

一 浦四拾人立

一 漁師銀、川尻浦

一 雇四拾人立

一 魚運上銀無之、帆銀上納、

一 浦男女六百九拾四人

一 浦二拾八人立

一 漁師銀

一 雇二拾八人立

一 魚運上銀二百六拾目

今和泉高目

一 漁師銀拾六匁穎娃浦中

一 浦男女百五拾一人

一 浦三拾五人立

一 漁師銀、川尻二入、

一 雇三拾五人立

一 魚運上銀無之、帆銀上納、

一 浦男女四百七拾人

一 浦三拾人立

一 漁師銀

一 雇二拾九人立

一 魚運上銀百二拾目

山川町浜

一 浦男女五百六人

一 浦三拾一人立

一 漁師銀、川尻二入、
穎娃長崎浦・馬渡浦・石垣浦・小川浦
成浦・水成浦・大川浦

一 雇二拾九人立

一 魚運上銀拾八匁

一 浦男女千五百拾三人

一 浦四拾人立

一 漁師銀二匁山川浦中

一 雇四拾三人立

一 魚運上銀三拾六匁

山川岡尻ヶ水

一 浦男女九百四拾四人

一 浦三拾五人立

一 漁師銀、川尻二入、
知覽門之浦・松ヶ浦 島津李私領

一 雇三拾三人立

一 魚運上銀六拾目

一 浦男女二百六拾二人

一 浦四拾人立

一 漁師銀、町二入、

一 雇三拾三人立

一 魚運上銀無之、帆銀上納、

山川浜尻ヶ水

一 漁師銀六匁知覽浦中

知覽西東塩屋

久志博多浦

一浦男女四百二人

一浦四拾人立

一浦男女二百八人

一浦三拾三人立

一雇八拾人立

一魚運上銀無之、帆銀上納、

一雇二拾七人立

一魚運上銀百二拾目

一漁師銀、門之浦二人、

一漁師銀六匁

鹿籠枕崎浦 喜入主水私領

久志今村

一浦男女五百二拾二人

一浦四拾人立

一浦男女二百八拾六人

一浦三拾七人立

一雇三拾五人立

一魚運上銀無之、帆銀上納、

一雇五拾三人立

一魚運上銀

一漁師銀二拾目鹿籠浦中

一漁師銀

鹿籠白沢津浦

秋目浦

一浦男女四拾六人

一浦三拾五人立

一浦男女千八百九人拾

一浦三拾二人立

一雇小浦故御免、

一雇二拾九人立

一魚運上銀百七拾目

鹿籠塩屋八ヶ村

坊津

一浦男女五百四拾七人

一浦四拾七人立

一浦男女四百二拾人

一浦三拾人立

一雇九拾人立

一魚運上銀

一魚運上銀

一漁師銀

泊浦

加世田片浦

一浦男女三百五拾一人

一浦三拾人立

一浦男女八百三拾一人

一浦三拾三人立

一雇七拾七人立

一魚運上銀拾一匁

一雇三拾五人立

一魚運上銀百二拾目

一漁師銀無之、

一漁師銀無之、

加世田小浦

一浦男女五百七拾九人

一浦三拾三人立

一雇三拾三人立

一魚運上銀百目

一漁師銀無之、

加世田小湊浦

一浦男女八百二拾二人

一浦三拾九人立

一雇四拾五人立

一魚運上銀八拾目

一漁師銀拾二匁

加世田小松原・大浦・小湊

一浦男女九百六拾六人

一浦四拾人立

一雇四拾八人立

一魚運上銀二拾四匁

一漁師銀

加世田大崎浦

一浦男女七百三十六人

一浦三拾六人立

一雇四拾五人立

一魚運上銀五匁

一漁師銀

加世田越路

一浦男女百拾七人

一浦四拾人立

一雇

一魚運上銀

一漁師銀

田布施塩屋堀浦・京伝浦・竹原浦

一浦男女四百拾三人

一浦四拾人立

一雇百人立

一魚運上銀二拾二匁

一漁師銀無之、

伊作入来浜

一浦男女四百拾八人

一浦四拾六人立

一雇四拾六人立

一魚運上銀三拾二匁

一漁師銀

伊作小野浜・花熟里浜

一浦男女二百五拾五人

一浦四拾六人立

一雇四拾六人立

一魚運上銀拾匁

一漁師銀無之、

永吉・吉利 島津主殿・小松右近私領

一浦男女

一定立水手一人

一定立雇水手一人

一魚運上銀無之、帆銀上納、

一漁師銀無之、

日置帆之浦・折口浦

島津左衛門私領

一浦男女二百六拾六人

一浦四拾人立

一 雇五拾人立
一 魚運上銀無之、帆銀上納、
一 漁師銀無之、
市來湊

伊集院神之川浦、市來神之川浦・江口浦・

崎野浦・赤崎浦

一 浦男女四百七拾二人
一 浦四拾五人立

一 雇三拾三人立

一 魚運上銀九匁
一 漁師銀拾一匁 伊集院神之川浦

一 魚運上銀二拾三匁
一 漁師銀八匁 市來神之川浦

一 魚運上銀四拾目
一 漁師銀市來神、川三入、江口浦

一 魚運上銀八匁
一 漁師銀右同 崎野浦

一 魚運上銀
一 漁師銀三匁 赤崎浦

市來唐仁町

一 浦男女百九人
一 浦四拾五人立

一 雇四拾五人立
一 魚運上銀、湊町二入、

一 漁師銀六匁唐仁町・湊町・町

市來町

一 浦男女二百八拾二人
一 浦三拾八人立

一 雇三拾八人立

一 魚運上銀五拾六匁町・湊浦・唐仁町

一 漁師銀、唐仁町二入、

一 浦男女三百二拾一人
一 浦四拾人立

一 雇三拾八人立
一 魚運上銀、町二入、

一 漁師銀、唐仁町二入、

串木野浜村浦

一 浦男女千四百九拾二人
一 浦二拾八人立

一 雇三拾七人立
一 魚運上銀百二拾四匁

一 漁師銀拾匁浜村浦・町

串木野島平浜

一 浦男女四百二拾八人
一 浦四拾人立

一 雇四拾人立
一 魚運上銀二拾四匁

一 漁師銀四匁

串木野町

一 浦男女四百一人
一 浦三拾八人立

一 雇五拾人立
一 魚運上銀

一 漁師銀、浜村浦二入、

串木野羽島浦

一 浦男女三百七拾三人
一 浦二拾八人立

一 雇三拾五人立 一 魚運上銀六拾目

一 漁師銀四匁

一 浦男女二拾一人 一 浦四拾五人立

一 雇五拾八人立 一 魚運上銀無之、

隈之城向田町

一 漁師銀無之、

一 浦男女六百七拾六人

一 浦三拾八人立

水引五代町

一 浦四拾五人立

一 雇三拾三人立

一 魚運上銀無之、

一 浦男女六拾二人

一 魚運上銀無之、

一 漁師銀無之、

一 雇六拾人立

一 魚運上銀無之、

平佐白和町

一 漁師銀拾匁五代町・船間町
京泊

一 浦男女百二拾四人

一 浦三拾八人立

水引川畑町

一 浦四拾八人立

一 雇御免、

一 魚運上銀無之、

一 浦男女

一 魚運上銀無之、

一 漁師銀無之、

一 雇御免、

一 魚運上銀無之、

東郷白浜町

一 漁師銀無之、

一 浦男女百六人

一 浦四拾五人立

水引京泊浦

一 浦四拾七人立

一 雇五拾人立

一 魚運上銀無之、

一 浦男女二百七拾三人

一 浦四拾七人立

一 漁師銀無之、

一 雇七拾二人立

一 魚運上銀四拾三匁

水引大小路町

一 漁師銀

一 浦男女百三拾三人

一 浦三拾八人立

水引船間島

一 浦四拾七人立

一 雇五拾二人立

一 魚運上銀無之、

一 浦男女三百三拾五人

一 魚運上銀、京泊二人、

一 漁師銀無之、

一 雇七拾二人立

一 魚運上銀、京泊二人、

水引宮内町

一 漁師銀

高江久見崎町

一 浦男女
一 浦ニテ無之故
水手立無之、

一 雇無之、
一 魚運上銀四拾三匁

一 漁師銀拾二匁御船手中久見崎村

一 魚運上銀拾匁寄田村
土川村

高城西方浦

一 浦男女百六拾人
一 浦三拾八人立

一 雇四拾六人立
一 魚運上銀三拾目

一 漁師銀六匁西方浦・湯田村

阿久根町

一 浦男女百九人
一 浦二拾八人立

一 雇三拾五人立
一 魚運上銀拾二匁⑤五拾三

一 漁師銀拾二匁町・浜

阿久根浜

一 浦男女二百九人
一 浦二拾九人立

一 雇三拾三人立
一 魚運上銀、町二入、

一 漁師銀、町二入、

阿久根折口浦

一 浦男女四拾五人
一 浦四拾八人立

一 雇百拾八人立

一 漁師銀無之、

出水庄町

一 浦男女二拾人

一 雇御免、

一 魚運上銀百七拾二匁浦中
出水

一 漁師銀無之、
一 瀬引銀上納

出水福之江浦・野口浦

一 浦男女八拾一人
一 浦四拾八人立

一 雇御免、
一 魚運上銀、庄二入、

一 漁師銀

出水廠島浦

一 浦男女二百六人
一 浦四拾八人立

一 雇三拾八人立
一 魚運上銀、庄二入、

一 漁師銀

出水黒浜

一 浦男女八拾一人
一 浦四拾八人立

一 雇三拾三人立
一 魚運上銀、庄二入、

一 漁師銀

出水名護浦

一漁師銀無之、

一浦男女五百九拾三人

一浦三拾八人立

下甌島浜村浦

一浦三拾五人立

一雇三拾五人立

一魚運上銀、庄二入、

一浦男女

一魚運上銀百八拾七匁

一漁師銀

一雇四拾八人立

一魚運上銀百八拾七匁

出水屋之島浦

一漁師銀無之、

一浦男女五拾六人

一浦三拾八人立

下甌島手打村

一浦五拾五人立

一雇八拾一人立

一魚運上銀、庄二入、

一浦男女

一魚運上銀

一漁師銀

一雇百三拾五人立

一魚運上銀

出水米之津浦

一漁師銀拾六匁

一浦男女百二拾六人

一浦三拾八人立

下甌島片野浦村・青瀬村・長浜村・伊牟田村

一雇三拾八人立

一魚運上銀、庄二入、

一浦男女

一浦六拾一人立

一漁師銀

一雇百三拾五人立

一魚運上銀

出水今釜町

一漁師銀無之、

一浦男女五拾人

一浦三拾八人立

下甌島瀬々野浦村

一浦七拾人立

一雇御免、

一魚運上銀、庄二入、

一浦男女

一魚運上銀

一漁師銀

一雇百三拾五人立

一魚運上銀

長島浦

一漁師銀無之、

一浦男女五百八人

一浦三拾五人立

上甌島平村

一浦五拾五人立

一雇四拾人立

一魚運上銀百四拾七匁二分

一浦男女

一魚運上銀

一 雇百三拾五人立

一 魚運上銀百五拾目、上飯中

一 漁師銀無之、

上飯島里村・中飯村

一 浦男女

一 浦六拾一人立

一 雇百三拾五人立

一 魚運上銀、平良村相中、

一 漁師銀拾匁

上飯島江石村・瀬上村・小島村・桑之浦村

一 浦男女

一 浦七拾人立

一 雇百三拾五人立

一 魚運上銀、平良村二入、

一 漁師銀無之、

(鹿兒島)
上町

一 浦男女千百拾七人

一 浦三拾八人立

一 雇八拾二人立

一 魚運上銀無之、

一 漁師銀無之、

(鹿兒島)
下町

一 浦男女二千百七拾一人

一 浦三拾八人立

一 雇百六人立

(鹿兒島)
西田町

一 浦男女百八拾六人

一 雇

一 漁師銀無之、

(鹿兒島)
南林寺門前

一 浦男女八拾一人

三部一、
寺役二引、

一 浦三拾五人立

一 雇九拾人立

一 魚運上銀無之、

(鹿兒島)
南泉院門前

一 浦男女三拾六人

三部一、
寺役二引、

一 浦三拾八人立

一 雇

一 魚運上銀無之、

右ハ、延宝八年御分國中諸浦巡見、御船奉行町田孫兵衛・上村監物へ被仰付、浦大小榮勞見分ノ上右之通申

出候処、申出之通被仰付候段、奥書ヲ以被仰渡候、左

之通、

右改帳之通、模銀相勤候様、諸浦へ可被申渡也、

天和四年子五月十一日

御国遣座
取次 (政丞)
鎌田後藤兵衛

一浦水手一人ニ付水主銀五拾五匁ノ御規也、是ハ御上下ノ御船立ヲ以被相定候ユヘ、大坂上下ノ賦ト相見ヘ候故ニ、御船立有之候ヘハ致現立事ユヘ水手銀不及上納御船立無之候ヘハ年々十二月限り諸浦水主割之通、応人数一人ニ付五拾五匁ツ、ノ賦ヲ以、御当地金蔵へ上納被仰付候御規ニテ候、

一浦幾人立ト云ヲ以浦上中下ノ位ヲ定候、幾人立ト云人数少キヲ上浦トシ、中通ヲ中浦トシ、多キヲ下浦トス、譬ハ浦三拾人立ト云ハ、浦中男女惣人数ノ内、三十人間ニ水手一人ツ、差立候御規ニテ候、四十人立ハ四十人間ニ一人ツ、差立候、イツレモ此賦ニテ候、水主立ノ儀ハ浦方第一ノ御奉公ニテ、百姓ノ殿役同前ノ儀ニ候、

一私領ノ儀ハ、三部一ハ領主方ヘ致奉公候付、浦男女惣人数ノ内三部一除キ、余リ二分ヲ浦立ノ割ヲ以水主賦相究候、

一雇水主ノ儀ハ、江戸・大坂・島方・長崎御仕送物又ハ内々渡・津廻等其外臨時ノ御用船御取仕立ノ節、諸浦

ヨリ御規ノ賃飯米ヲ以御雇入被仰付候、浦方親疎無之様、是又浦ノ大小栄勞ニ依、右之通被究置儀ニ候、

一右ノ外、異国船漂着ノ節ハ右様浦割ニ不拘最寄ノ浦々ヨリ挽船差立、追テ唐船ヨリ返銀ヲ以賃飯米被成下候、

一魚運上銀ノ儀ハ浦方持合ノ網並網付ノ船ヘ相掛候頭運上、是又浦ノ大小・栄勞・網數・船數・獵不獵等ノ差別ヲ以、段々高下多少有之、則前条ノ通ニ候、

一漁師銀ノ儀ハ浦人ノ外郷士・人内・中宿者等致漁獵候者、一人ニ付一匁ツ、運上ノ賦候処、是又頭ニハ大底ノ上納被仰付、則前条之通ニ候、未故浦人ノ外ニ右様ノ漁師無之所ハ、漁師銀上納無之候、

一網付船並川小平太・小橋船ハ船役銀不相掛事、

一帆銀ノ儀ハ當時船役銀ト云、浦小船一艘ニ付年分御奉公トシテ、帆前一枚ニ付銀八分ツ、上納被仰付候、六枚帆已上ハ時々御用船相勤候付役銀御免ニ候、

一船出銀ノ儀ハ當時御時節柄ニ付被仰付事ニ候、浦定格ノ上納物ニテハ無之、夫ユヘ兼テハ無之候、尤、船出銀ハ御領國中琉球マテモ大小船・川平太マテモ無殘被

仰付候、尤、船大小ニ付差別有之、左之通ニ候、

四枚帆以下帆一枚ニ付二匁ツ、五枚帆ヨリ七枚帆マ

テ一枚ニ付五匁ツ、八枚帆ヨリ以上大船一枚ニ付八

匁ツ、ニ候、

一 諸浦屋敷棕呂木植付被仰付、一本ニ付年分皮八枚ツ、

定免ニテ御船手上納被仰付候、勿論依地面相応不相応

有之、免元多少、又ハ御免ノ場所モ有之候、

諸浦前方ヨリ棕呂上納有之候処、寛延二年巳正月御船

奉行致吟味、浦屋敷一ヶ所ノ内一畦ニ一本ツ、植付、

皮定納被仰付度申出、巳正月七日御証文ヲ以被仰渡、

四六〇八

南泉院門前ヨリ御雇水手御免願出、御船奉行吟味ノ内

一 本文(南泉院力)南林寺門前□田町依訴訟、御参勤・異国方水主

立ノ外雇水主御免被仰付置候、以下略、

明和四年亥九月 御船奉行

四六〇九

垂水柘原浦旁ニ付願之趣有之、御船奉行吟味ノ内

一 私領ノ儀ハ三部一引方仕所ニテモ候ヤ、浦位下リ等被

仰付候先例無御座候、以下略、

明和四亥九月八日 御船奉行

四六一〇

御船手御規之内

一 諸浦魚運上銀、如定十二月限上納可申付、若月限於延

引ハ可為三割利付事、

一 諸浦人ノ外浦ニ掛致獵候者ハ其所役人ヨリ人数ノ差出

ヲ以一人ニ付為獵師銀年中銀一匁ツ、可申付事、

但、月限右同断、

一 諸浦火事ニ逢候所ハ家財相改、無家内ノ人数其年中ノ

水手役銀可差免、翌年ヨリ兩年ハ半役ニ申付、右三ヶ

年差引濟候ハ、諸浦並ノ可為水手役事、

以上、

四六一一

一 寛政五年丑年異国方 公義御役人廻浦被仰渡、

一 浦々被建置候御高札ノ儀ハ其所浦役人見廻方致候事、

但、正徳年間被仰渡候添御高札諸所へ立添、役人ト

モヘモ慥ニ申渡、浦々役人トモ印鑑仕候一札、正徳

二年辰十二月三日御船奉行連印奥書ニテ、公義へ

被差出置候事、

一公義仰渡ハ勿論、何ソニ付浦人トモヘモ申聞置候程ノ

儀被仰渡候節ハ、当座ヨリ其所郷士年寄・役人・浦役

人へ申渡、浦人トモヘハ右役目ノ者トモヨリ申渡候事、

一公義書出ニ相成候浦役外ニ、小浦ハ二三、中浦ハ三

四人、人家多所ハ四五人、浦役助被仰付置候事、

一浦役ノ儀被下方無之候、乍然浦人体ヨリ古銀五里ツ、

忠分トシテ差出候筋、寛延二年被仰付候儀有之候事、

一浦役下役ノ者・弁差並年行司等諸浦々有之候事、

一浦々へ唐船並朝鮮行漂着碇(船力)ヲ卸候へハ、早々浦船差出、

港内ニ引入、其由早速申出候事、

一異国方用ハ綱・碇諸所へ左之通被渡置候、

高山波見 種子島 内之浦

佐多伊佐敷 佐多大泊 山川町

山川浜兎ケ水 山川岡兎ケ水 山川津口番所

穎娃 鹿籠 坊津

泊浦 秋目浦 竹島

屋久島一湊村 同安房村 口永良部島

志布志 加世田片浦 久志

串木野 阿久根 長島

出水脇元番所 下飯島 上飯島里村

同中飯村

一漂着唐船長崎へ被差送候節ハ漂着最寄ノ浦々ヨリ引船

相勤候事、左候テ、於長崎唐人ヨリ引船賃銀差出、銀

子被相渡候へハ引船水主トモヘ銘々配当有之候事、

一唐船漂着ノ御手当トシテ久見崎へ関拾二反帆三艘・小

早船六艘、御当地へ小早船四艘被召置候事、

但、唐船破船等ニテ過分船数入用ノ節ハ浦船ノ内ヲ

モ見合取仕立候事、

一浦数百四拾一ヶ所、

内、百四ヶ所薩州、三十五ヶ所隅州、二ヶ所日州、

一浦男女惣人数、凡四万五千七百六拾五人程、

一水主立ノ儀、浦ノ位ニヨリ男女幾人間ニ水手一人ツ、

ト相定有之、廿八人間一人立ヨリ七十八人間一人マテ

ノ間、段々不同有之候へトモ、過半ハ四十八人間二人

立ノ浦而已御座候間、其浦々ニテ御尋ノ節ハ有体申出、余浦ノ儀御尋モ候ハ、浦位ニヨリ不同御座候ヘトモ、

大概男女四十人間一人立候筋、御答申上可然哉、

但、差勞候浦方ハ訴訟ニ依、年銀ヲ以位下リ被仰付

事ニ御座候、且又火事逢ノ所ハ家数相改、其家内ノ

人数其年水主役被差免、翌年ヨリ兩年ハ半役被仰付、

三ヶ年差引候ヘハ諸浦並水手役相勤候事、

一右立水手ノ儀、御參勤・御下国共ニ御船立ノ節水手

相勤、一日赤米一升ツ、被成下、九十日相過候ヘハ重

賃米トシテ、右一升外ニ赤米一升ツ、被下候、尤、御

船立無之節ハ水手一人前銀五十五匁ツ、致上納候事、

一御船立ノ節、定水主マテニテ及不足候カ、又ハ間ノ上

下中乗船、且御米御用物積船取仕候節ハ浦々割合ヲ

以御雇水主立方申渡、其節ハ賃飯重被成下、江戸行ニ

ハ銀百目ニ一日赤米七合五勺、大坂行ニハ銀五十目ニ

一日赤米一升ツ、近国行ハ依遠近不同有之候ヘトモ、

大概一日銀三分五厘位一日赤米七合五勺ツ、賃飯重

被成下候事、

一浦々へ魚運上銀並獵師銀上納被仰付、浦々広狭又ハ獵

不獵ノ場所ニヨリ甲乙有之候ヘトモ、輕キ上納前①テ

候事、一五枚帆以下ノ小船ハ帆一反ニ付銀八分ツ、船役銀ト

シテ年々致上納候事、

但、六反帆以上ノ大船ハ諸所御用船相勤候故、船役

銀不致候事、

一諸浦水主屋敷ハ一畦ニ棕呂木一本ツ、植付申渡置、年々

皮相納候事、

一諸浦へ寄來候品物、六ヶ月ヨリ内為主者有之候ハ、無

別条旨承究、品物相渡、六ヶ月相過迄為主者無之候ハ

、入札ヲ以売払、代銀三ヶ二御物へ上納、三ヶ一見付

候者へ被下候事、

但、異国物又ハ依品難売払物有之候節ハ得御差図候

事、

一諸浦人ノ内、病者・片輪者ニテ家業難成、出家・山伏

成ノ願申出候ハ、得御差図御免有之候事、

一浦浜人ノ儀、年季奉公諸士へハ御免有之候事、

一浦大船、八枚帆ヨリ廿三枚帆マテ七拾九艘、

但、江戸・大坂・琉球・諸島運漕船、

一 浦小船、五枚帆以下小平太マテ五千百六拾艘、

内、川船千⑤百七拾八艘、

但、右之内、五枚帆・四枚帆ノ儀ハ、大坂・近国等

へ商物積入致運漕候事、

一 往還諸所、川渡船廿六艘、

一 以前ヨリ七八ヶ年二一度ツ、諸浦船数改トシテ御船

奉行差廻、船相改焼印押調、船札相改候間渡置候事、

一 諸浦ニテ旅船破船又ハ漂着船等有之節ハ、公義仰渡

通り所役人並浦人トモ取計向ハ、不如意ノ品等無之哉

ノ旨相糺、申出ニ任セ被下切又ハ拝借等被仰付、痛船

ハ取繕、破船ノ節ハ船頭・水手トモ便船ヲ以帰国、又

ハ御用船等ヨリ被差返候儀モ御座候、

中間略、

一 出水ヨリ志布志マテ海上里数ノ事、

出水米ノ津ヨリ脇元マテ 七里

脇元ヨリ水引京泊マテ 八里

京泊ヨリ加世田片浦マテ 十八里

片浦ヨリ久志湊マテ 六里

久志ヨリ坊津湊マテ 二里

坊津ヨリ山川マテ 十三里

山川ヨリ鹿兒島マテ 十三里

鹿兒島ヨリ福山マテ 十里

福山ヨリ垂水海潟マテ 五里余

海潟ヨリ大根占鳥浜マテ 八里余

鳥浜ヨリ佐多大泊マテ 八里

大泊ヨリ内之浦マテ 十八里

内之浦ヨリ志布志マテ 八里

中間略ス、

右ハ、此節 公義御役人衆へ浦方御巡行モ難被計候ニ

付浦人へモ御答書ニ可被相渡、右ニ付於浦方御尋可有

之程ノ儀ハ致吟味、御答書調方掛へ差遣候様致承知、

大概右之通取シラへ差遣申候、末略ス、

寛政五年丑三月 掛御船奉行 平田平右衛門

御答書調掛衆

四六一一

御船手旧記之内

一 鹿兒島荒田弓場ノ浜

右ハ、御急用ノ御肴節々被仰付、別テ致身勞御奉公仕候、就夫加子銀差免可被下由相濟候条、可有其心得候、以上、

明暦元年未十月廿日

御物座印

御船奉行衆中

四六一三(の1)

(令条記卷十九 二三四号)

定

一公義ノ船ハ不及申、諸船トモ難風ニ逢ヒ候時ハ、助スケ船ヲ出スヘシ、磯チカキ所ハ成程精ヲ入、不破船様ニ肝ヲ入ヘキ事、

一船破損ノ時、船主頼候ニヨヒテハ、其浦ノ者荷物精ヲ入可取揚之、然ハ其アカル所ノ荷物ノ内、浮荷物ハ廿分一、沈荷物ハ拾分一、

但、川船ハ浮荷物ハ三十部一、沈荷物ハ二十部一、其差上ケ候者ヘ可遣之事、

一於沖荷物ハ不候時ハ、其船着候所ノ港ニテ代官・下代並庄屋出合兼遂穿鑿、船ニ相残荷物ノ分書付ノ証文ヲ可出事、

付、船頭・浦ノ者トモト申合、荷物盗取ハ不候

ヨシ申ニ於テハ、後日ニ聞之候トモ、船頭ハ勿論申

合候族不残死罪、其浦ハ為科料家毎ニ鳥目十疋ツ、

可出之事、

右之条々可相守、此旨惣テ悪敷儀仕ニ於テハ、其所ノ

者ハ不及申、他所ヨリ成トモ訴人ニ出ヘシ、御褒美可

被下之、其上科人ノ儀ハ罪ノ輕重ニ随ヒ可被仰付者也、

仍テ如件、

寛永十三年八月二日

(四六一三の2)

右年号ノ比、此御制札從江戸浦々へ被遣之候、此旨可

相守者也、

慶安元年三月十五日

民部

隼人

丹波

四六一四

一諸浦何方ニテモ依風波及難儀候御ハ、最寄津口番所並浦中ヨリ氣ヲ付、助船等差出候儀ハ有来通相守取計可

有之事候、然処琉球並道之鳥登船ノ儀ハ肝要成荷物等
太分積入居事候付、難船ニ不限平日和ニテモ港内ハ難
乗入筋ニ見受候節ハ、浦ノ挽船浦次ヲ以船頭任見込早々
引入候儀トモ無手拔様可被取計候、右ニ付テハ諸所津
口番所ヘモ同断被仰渡置候条、兼テ浦中ヘ屹ト可被申
渡置候、此旨御差函ニテ候、以上、

寛政六年寅五月廿八日 迫水善左衛門

四六一五

一京泊浜・久見崎浜獵ノ儀ニ付、御差函ノ上先年申渡置
趣有之候処、此節ハカマソネ獵場ノ儀ニ付申出趣有之、
獵場ニ付テハ相替儀無之候間、右場所ノ儀モ先年申渡
置候通、双方隔番ニ可致獵方候、尤、番日迦雖為小網
不致網獵儀トモ、猶又堅固ニ可取守候、此旨申渡候、
以上、

但、他浦ヨリ致獵方候儀有之候節ハ、先年之通其番
日ニ当候所ヘ部一可相受取候、

寛政五丑七月廿三日 御船手印

中馬源太夫 印

水引京泊詰

郷士年寄中

平田主右衛門 印

高江

浦役人

郷士年寄中

浦役人

四六一六

一水引ノ内、袴ソネ獵方ニ付、高江・水引役々ヨリ申出
趣有之候処、京泊・船間島ノ儀ハ近年大船ノ稼薄作場
モ無之、久見崎村ノ儀ハ異国船方ニ付テ御用相成候小
船致所持、兼々船方致鍛鍊事候ヘトモ、田島ノ作職モ
有之候付テハ、京泊・船間島ノ者トハ相替候付、右袴
ソネ獵方ノ儀ハ三十日ノ内、京泊・船間島ヨリ日数廿
日、久見崎村ヨリ日数十日致獵方候様被仰渡候旨、松
崎次左衛門御取次口達ヲ以被仰渡候間、双方申談、以
来堅固相守獵方可申付候、此段申渡候、以上、

寛政五年丑十一月十一日 御船手印

御船奉行連名印

高江・水引

郷士年寄中

浦役人

四六一七

一文化三寅四月、出水五ヶ浦致困窮候ニ付、間立水手減方被仰付度浦役人ヨリ役々へ相付願出趣有之、差勞候御取訊ヲ以当年ヨリ先キ三ヶ年、間立水主半方立被仰付度兩御船奉行吟味申出、

此表申出之通申付候条、如例可申渡也、

寅五月朔日

御勝手方印

伊集院平

四六一八

一出水米之津町部当並浦役ヨリ、米之津町ノ儀、近年凶作等打続脱体勞町相成候付、旅込屋ニ被召建度願申出趣有之、願之通一往申付候条、旅込代相当ニ可受取旨、
(川上久致)
久馬殿ヨリ御付紙ヲ以被仰渡候間、支配中へ不洩様可被致通達旨御差圖ニテ候、以上、

寛政十二年申九月廿二日 西恰之介

四六一九

覚写

一平佐白和町人、近年諸浦並ノ水主被仰付候故行廻候、依之前々ハ半役ニ被仰付置候テ御証文被下置候、如其被仰付可被下之旨、北郷惣次郎ヨリ被申出候間、向後者所惣人数ノ内ヨリ渡守・年行司引除、相残人数ヲ以御上洛立加子半役可被申付候、尤、唐船・引船御上下ノ時分、小船ノ御奉公ハ可為如先規候、此外ハ可被致免許候、此等ノ旨御老中御差圖ニテ候、以上、

延宝五年巳五月廿二日

鎌田次右衛門 印

船手

四六一〇

一諸所浦役人、忠分トシテ浦人ヨリ古銀五リツ、年々差出候様被仰渡、
寛延二年巳二月

四六一一

覚

一吉野御牧堀普請夫

一福山取駒鹿兒島マテ引届夫

一御上下宿送夫

一久見崎・赤江・細島廻ノ節浦水主

一大坂向仕上ノ節水主

一近外城砂上普請夫

右六ヶ条ノ夫仕、桜島ノ儀ハ可差免候間、被申付間敷候也、

正徳元卯十二月廿二日

四六二一

一浦々役人書上帳奥書

一右薩摩国ノ内、浦々へ今度被仰渡候添御高札、早速所々

へ建添、役人共へ毛髓ニ申渡候付、浦々役人トモ銘々

印形仕候一札差上申候、

以上、

正徳二辰十二月三日

松平薩摩守内

富山十兵衛 印

岡元千右衛門 印

谷山長右衛門 印

鎌田与左衛門 印

浦川金左衛門 印

海江田十郎右衛門 印

佐多休左衛門 印

四六二三

一文化元年子六月、諸所津口並浦々ニテ御用物積入候船致滞船居候ハ、何品積入、何月何日出帆ノ儀トモ細々承届、順風次第其所早々為致出帆、其届御勝手方御用人へ可申出旨被仰渡候、

子六月

川田佐賢
伊織

但、津口番所ノ場ハ委細有之、可見合、

四六二四(のし)

安永五年

一桜島瀬戸村ノ蔵之丞

右ハ、去年已来当春ニ至リ、為御釣桜島へ御光越ノ節、彼是正道相勤、心得宜敷者候間、一ヶ年二一日ツ、瀬

被下置候、

別紙之通、市正殿ヨリ申三月十二日(山岡久造)関山軍兵衛御取次
口達ヲ以被仰渡候、

(四六二四の2)

写

一 桜島瀬戸村ノ蔵之丞

右、先達テ一ヶ年一日ツ、瀬被下候段申渡候処、瀬
並永々一代ノ訳不分明ニ付、相伺趣有之、一ヶ年一日
ツ、永々戸柱瀬被下置候条、此旨可被申渡候、以上、
申四月十九日 関山軍兵衛

四六二五

一 御船奉行 郡奉行へ

一 諸所獵祭踊ノ儀ハ去年申渡置候趣有之候処、無支度ニ
テ物入無之様ニ取企候旨申出置、漸々結構取仕立仕組
等相企候モ有之由相聞へ不可然候、獵祭ノ儀ハ神樂等
執行祭相当ノ致方モ可有之事候、近年諸浦致困窮、浦
位下申付候諸所多々有之事候、獵祭ト名付徒ノ物入
如何二候条、向後歌舞伎等敷躍一切差留候、自然従前々
造成由緒有之、召止候儀難成訊モ候ハ、可申出候、尤、

田地虫入ニ付、無支度太鼓鉦ニテ虫追躍ノ儀ハ格別ニ
候条、有来通可致候、

右可申渡候、

明和八年卯二月

(山田國福)
伊織

四六二六(の1)

一 宝曆二年申八月、肥前平戸生月村ノ宇平次・早右衛門(別左)
ヨリ、上甌島港口へ鮪・ホラ入来候付、御礼銀一枚ニ
テ漁方御免被仰付度願出趣有之、

但、所役々へ相付申出候、

右之通申出候付テハ、所漁師トモ何ソ障ル儀モ無御座
由申出候へハ、申出候通被仰付方ニモ可有御座哉、

申九月十四日

御船奉行

(四六二六の2)

此表願之通申付候、御礼銀一枚ツ、可致上納候、且又
見込之通漁方モ相応ニ有之節ハ、重御礼銀可申付候条、
漁方有無ノ儀、年々所役々ヨリ申出候様ニ如例可申渡
也、

申九月十七日

御勝手方印

取次

肥後平左衛門

御船奉行

御船奉行

物奉行

四六二七

一唐通詞稽古

久志浦人田中貞助

右之通詞稽古ニ付、浦並ノ諸役御免被下度旨、師匠森山権九郎ヨリ段々申出趣有之候、稽古通詞ノ内ニモ独立御用相勤候者ハ、浦並ノ諸役御免ノ先例ニ候ヘトモ、貞助事未若輩ニ有之、右体勉難成有之由候、然トモ坊津表以前ヨリ通詞無之候ニ付、先年被仰渡趣有之、坊津浦人有馬文助通詞稽古被仰付、相応御用相達候処、其後島津周防殿被召拘候付、跡通詞方ノ儀、勤ハ弟子ヲ以相弁候様ニ可致旨申渡、貞助事弟子ニ取立折角致指南候処、文助相果、当分ハ右権九郎所ニテ致稽古候相次第ニテ、文助引統ノ儀候故、御取次ヲ以貞助一身通詞相勤、浦並ノ諸役被差免候段可申渡也、

寛保三亥三月十四日

異国方印

(取次脱力)

戸田平次

四六二八

(唐稽古通事)
一唐通事稽古

久志浦之田中貞助

右ハ、致通事候ニ付一身ニ係候浦並諸役被差免置候処、此度親隠居、貞助致家督候ニ付、家内ニ係候浦並諸役御免被下度旨、師匠森山権九郎申出趣有之候、貞助事未稽古通事ニハ候ヘトモ、本通詞被差免候間、如何可被申渡也、

宝曆三年酉九月五日

異国方印

(取次脱力)

島津権左衛門

御船奉行

四六二九

一唐通詞

阿久根町原田喜右衛門

右ハ、通事役相勉候、願之通通事相勉、内浦並諸役先例之通差免候条、如何可申渡也、

宝曆三年酉九月廿日

異国方印

(取次脱力)

堀甚左衛門

御船奉行

四六三〇

一宝曆十三年未四月、下甌島浜村ヨリ漁方ニ付願出趣有之、願之通未五月廿九日御証文ヲ以被仰渡、委曲間違ニテ半浦ノ場ニ有之、可見合、

一宝曆二年申二月、川尻浦ニテ鯨一本取得、片付方ノ儀、申二月廿二日御証文ヲ以被仰渡、誤テ半浦ノ場ニ有之、可見合、

一宝曆二年申八月、高江ヨリ久見崎村之佐兵衛外五人浦下役申付、現用夫ニテ浦・百姓双方殿役相勉致迷惑候付、百姓方殿役御免被仰付度願出趣有之、願之通ニハ不被仰付、先様唐船漂着ノ節、主取等ニ召仕候程ノ者ハ応日数之多少両三人ヲ限り、其年ノ諸奉公可令免許候旨被仰渡、申九月御証文、委曲間違ニテ半浦ノ場ニ有之、可尋、

四六三一

享保十九年何留

一水主立ニ付、諸浦へ申渡水主相立候次第、委ク申出

候様被仰渡、延宝八年御分国中浦巡見有之、人家多少・

善悪ノ位ヲ以、仮令上浦ニテ候へハ浦男女三十人間ニ

水手一人、中位ニテ候へハ四十五人間水手一人、下位

ニテ候へハ男女七十五人間ニ一人相立来り、尤、雇水

主ノ儀モ右ノ賦ヲ本トシテ見合致減少、加子触等申渡、

骨柄見分且又櫓業ノ様子乗り付マテ、都テノ儀委曲相

シラへ申出候事、

四六三二

享保十三年申御証文留

一唐通詞並唐通詞稽古被仰付置候市来・阿久根・坊津浜

ノ者トモ八人、無名字者ニ候へトモ、通事方御用相勉

候内ハ(肩力)雇書名字御免被仰付候旨被仰渡、

四六三三

明和二年酉

一谷山三ヶ浦獵躍御免ノ場所候処、近年獵方無之休ミ之

願申出候処、当年ハ踊致度候間、七月廿一日獵祭踊致

度、尤、天氣不宜候ハ、廿一日ヨリ先キ天氣次第踊致

四六三〇

度旨願申出、其段御船奉行ヨリ御勝手方へ申出、御免

一明和二西七月廿一日、依願谷山獵踊興行被仰付、踊相

有之候事、

濟、其段御勝手方へ首尾申出有之候事、

右二付、御勝手方ヨリ御札之趣有之、左之通御船奉行

ヨリ申出有之、

四六三五(の一)

一谷山三ヶ浦獵祭踊、此跡何年ヨリ休ニテ候哉可申出候

一文化九年申三月

旨被仰渡相札申候処、宝曆九卯七月踊仕、其節ハ御勝

一阿久根町ノ儀、近年殊之外勞入、浦並ノ御奉公難相勉
別テ困窮ニテ、上下御奉公人泊ノ節、旅込弘被仰付度

手方御内見ニテ、月番御日付方へ申出候御帳面相見へ

願申出趣有之、一往願之通被仰付、旅込代相当可受取

申候、此節モ其通ニ先達テ申上候処、踊御免ノ上月番

旨被仰付候、此旨向々へ可被仰渡旨、(録田政興)典膳殿御差図ニ

御目付方へ申出事ノ由承知仕候ニ付、其筋ニ申上候、

テ候、以上、

且又先年踊御免被仰付候年間等モ相札申候処、御免之

申三月十四日

伊勢雅楽

年間程久敷儀ニテ前々ヨリ仕来申事ニ御座候へハ、急

御勝手方

ニハ年間難見出由、谷山役々ヨリ申出候、当座モ段々

(四六三五の二)

見合申候へトモ、見当不申候、尤、踊不仕年ハ毎年七

別紙之通被仰渡候間、致通達候、以上、

月マテ首尾申出事ニテ、跡々当座マテ承届儀ニ御座候

申三月十六日

伊東仙太夫

間、此段申上候、

御船奉行

以上、

御船奉行

余座略ス

西七月十八日

本文届候儀、川田彦七へ御船奉行ヨリ出ス、

四六三七

(令条記卷十九 二三五号)

寛文七年従 公義

条々

一 公義ノ船ハ不及申、諸廻船トモニ逢難風候時ハ助船ヲ出シ、船不破損様ニ成程可入精事、

一 船破損ノ時、其所近キ浦之者精入、荷物・船道具等取揚ヘシ、其場所ノ荷物ノ内、浮荷物ハ廿歩一、沈荷物ハ十歩一、川船ハ浮荷物ハ三十歩一、沈荷物ハ廿歩一取揚候者ニ可遣事、

一 沖ニテ荷物ハヌル時ハ、着船ノ港ニ於テ其所ノ代官・下代・庄屋出合透穿鑿、船ニ相殘荷物・船具等ノ分可出証文事、

付、船頭浦ノ者ト申合、荷物盜取ハネタル由偽申ニ於テハ、後日ニ聞ト云トモ、船頭ハ勿論申合輩悉可被行死罪事、

一 港ニ長々船ヲ懸置輩アラハ、其子細ヲ所ノ者相尋、日和次第早々出船致サスヘシ、其上ニモ令難洪者何方ノ船ト承届之、其浦之地頭・代官ヘ急度可申達事、
一 御城米廻ノ刻、船具・水主不足ノ悪船ニ不可積之、並

日和能節於令船破損ハ、船主・沖ノ船頭可為曲事、惣テ理不尽ノ儀申掛、又ハ私曲於有之ハ可申出之、縦雖為同類其科ヲ免シ御褒美可被下之、且又アタヲ不成様ニ可被仰付事、

一 自然寄船並荷物流来ニ於テハ可揚置之、半年過マテ荷主於無之ハ揚置輩可取之、若右之日數過荷主雖為出来不可返之、雖然其所ノ地頭・代官可受差因事、

一 博突惣テ賭ノ勝負、弥堅可為停止事、
右条々可相守、此旨若悪事仕ニ於テハ申出ヘシ、急度御褒美可被下之、科人者罪ノ輕重ニ從ヒ可為御沙汰者也、

寛文七年閏二月十八日

半浦

四六三七

御船手古帳之内

一元文二年巳年半浦ノ糺方申渡候処、左之通段々申出候

へハ、半浦別条無之候、

半浦

一 穎娃十町村ノ内堂地門・入野門・馬水門・今入野門・

新馬水門

一 写

穎娃仙田村ノ内入野門・堂地門・馬水門、男女二百三

拾六人、浦人ニ被罷成度候、於其儀ハ右之者ト毛海辺

被召移、跡屋敷四壁山又ハ道等仕明仕、御高三拾石程

差上可申候、且又浦方諸運上銀並水主等差立可申候間、

御免被仰付度旨地頭方へ相付段々訴申出趣有之、此中

ノ通百姓面付ニテ被召置、作職モ致シ公役ヲモ相勤、

漁獵ノ儀ハ懸テ双方相勤可然候、尤、此程ノ屋敷四壁

山・道等致仕明、加高三拾石可差上候、其外漁獵諸運

上銀等相納候儀ハ、最前申出候趣ニ可申渡旨、未十二

月廿八日御国遣座御証文ヲ以被仰渡候間、各被得其意、

此中之通百姓面付ニテ召置、浦人被召成候間、浜・在

郷ノ勤双方懸候テ仕加高三拾石差上、漁獵運上銀等何

レモ申出候趣、堅固ニ仕候様可被申渡候、以上、

元禄十七年申五月六日

郡座

郡奉行

連名

穎娃

嚶衆中

郡見廻中

四六三八

一 男女百人御座候へハ、五十人分ノ浦水主・御雇水主相

勤申事ニ御座候、半浦役ノ故、百人分ノ勤ニハ不仕候、

差出等ニモ縦八百人有之候時ハ、五十人ト書付差上申

候、

一 男女二十人ハ、支配八百人御郡方支配ニテ、何事モ余

百姓同前二百姓方ハ都テ相勤申事ニ御座候、半浦ニ無

構仕候、

一 札改方又ハ年季奉公願、都テ人ノ出入諸証文等ノ儀、

御郡方ヨリ申受事ニ御座候、御船手ヨリ申受儀ニテ無

御座候、

一 手札・帳面トモニ百姓帳面ニテ、平生ノ百姓ニ少モ替

無御座候、

一 一ヶ所ニ縦八百人有之候へハ、其内何十人ハ半浦、何

十人ハ百姓方ト相分リ為申儀ニテ無之、百人御座候へ

ハ、百人トモニ百姓面ニテ、半浦ト申ハ本浦役ノ半分

ヲ常式ノ百姓ノ勤外ニ相勤申事ニ御座候、半浦者ノ故、

百姓ノ方ニ付テノノカリ方少モ無御座候、

一浦在郷ト相立候儀、諸帳面又ハ書付等ニモ無御座候、

唱ニモ不仕候、

一御帳面ニハ堂地屋敷・入野・馬水村ト三門相立候通、

御書付ニ相見得申候ヘトモ、先年御門割ノ節、五門ニ

門分被仰付候故、本三門ニテ只今五門ニ罷成申候、

右之通、相違無御座候条、此段申上候、以上、

元文二巳九月廿九日

浦役
都外川定左衛門 印
嘜
樋渡伝左衛門 印

御船手

右之通申出候間、半浦ニ相成候元相決候事、

四六三九

一佐多ノ内塩屋門

右同浜尻屋敷

上略、 浦水主・雇水主トモ、都テ現人数ニテ相立

来申候、

右、半浦男女人数ハ御郡方ヨリ之御支配ニテ候、就夫

他外城へ出入又ハ年季奉公ナトニ出候時ハ御免御証文

御郡方ヨリ申受事ニ御座候、手札ノ面百ノ筋ニ相立事

ニテ無御座候、右塩屋・浜尻人数ハ都テ百姓札申受来

候、尤、従前々ノ儀ニ候へハ、所古帳ニモ各難札付御

座候、 末略、

元文二巳十月四日

佐多
庄屋
郡見廻

浦役

嘜

連名

御船手

右之通候へハ、半浦別条無之候、

四六四〇

一鹿屋ノ内高洲新浜

上略、 右新浜ハ前代ヨリ高須村ト相立、高須村打

込ニ居住仕居申候故、先年新浜願申上御免ニテ、男女

百人ノ内五十人ツ、半浦役水主立御船手御割合之通
相勤来り、元来百姓ニテ年季御証文其外札御改出入ノ
儀モ、御郡方御支配ニテ御証文等申受候、尤、高格護
被仰付置候故、半浦役ノ儀ハ百姓ヨリ兼テ相勤、半浦
役ノ外都テ御郡方御支配ニテ御座候、此段申上候、以
上、

元文二巳九月廿八日

暖兩人

連名

御船手

四六四一

一元禄十二年卯四月廿八日、高須村名頭十四人ヨリ新浜
ノ願書庄屋・暖次書ニテ、御船手へ相付申上候処、同
年号卯五月廿二日、御郡奉行伊東長左衛門殿・西俣数
馬殿外二人御証文ヲ以、高須村者トモ新浜願御船手へ
相付申出趣有之、卯五月十九日、御国遣座市来次郎左
衛門殿御取次ニテ願之通御免ノ儀被仰渡候間、百姓面
付不相除、在郷並浦方双方相勤候様可申渡旨被仰渡候、

末略、

元文二巳十月六日

暖兩人

御船手

右之通候へハ、半浦ニテ候、

四六四二

一花岡ノ内荒平新浜・木谷新浜

上略、右新浜ノ儀ハ浦水手・雇水手幾人被仰渡候

テモ、新浜惣人数ヨリ模合ヲ以召立来申候、新浜人ノ
儀ハ本百姓ニテ御座候ニ付他外城トノ出入又ハ年季奉
公ニ出候節ハ御郡方御支配ニテ御座候、手札ノ面モ百
姓ニテ何ソ浦方ノ訳無御座候、尤、御奉公方ノ儀ハ諸
百姓同前仕申候、新浜人浦ノ御奉公方ノ儀ニ付テハ、
御郡方ノ御構無御座候、御船手ヨリノ御支配ニテ御座
候、

右之通、両御座へ御奉公相勤来申候、尤、浦在郷卜名
付居候儀無御座候、此段申上候、已上、

元文二巳十月二日

花岡
浦役

役人

御船手

右之通候へハ、半浦ニテ候、

四六四三

一大始良ノ内浜田村

上略、 浜田村ノ儀ハ都テ百姓ニテ郡方御支配ニテ御座候、先年大御支配ノ時分、大始良支配ニテ候古江並荒平新浜、花岡外城ニ被召置、浦無之外城ニ罷成候故、浜田浦半浦ニ被仰渡、浦ニ掛ル諸奉公御免被仰付候旨被仰渡候付テ、其節ヨリ今以浦次ノ飛脚マテ相勤、其外ノ浦ニ付テノ御奉公不仕候、此段申上候、以上、

元文二巳十月二日

噯三人

連名

御船手

四六四四

一家内人数九十七人、加世田大浦村ノ内越路塩屋村、大浦在郷ニ被仰付候旨、享保十四年酉四月朔日、高橋外記殿取次御証文、

四六四五

一惣人数男女二百七十一人、名頭二十七家内、名子十家内、帖佐十日町、

右半浦ニ被仰付候旨、享保十四年酉八月十四日鎌田太^成郎^直右衛門取次御証文、

四六四六

一人数男女五拾人、帖佐納屋町、
右、元文二年郷原金^{久雄}太夫取次御証文ヲ以、半浦被仰付候、

四六四七

一男女四拾二人、鹿屋高洲新浜、
右、半浦ニテ候処、依願在郷ニ被召成旨、天明七年未五月四日鹿島辺取次御証文、

半浦並両役兼帯ノ浦々

一寛政六年未年異国方御用ニ付、公義御役人廻浦被仰渡、浦方ニ相付候御答書調方ヨリ依問合、御船奉行返答之内

一長島諸浦

一谷山平川

右、惣人数割合ニテ水手立相勤候へトモ、作職高相付居候付、百姓勤モ致候、

但、本浦ノ儀、惣人数割合ニテ水手立相勤候、

一西田町

右、惣人数之内半方ハ相除、残人数ニテ割合水手立相勤申候、

一加世田越路塩屋村

但、惣人数之内半方相除、残人数ニテ割合水手立相勤申候、

右、表方御蔵入百姓ニテ、作職高並塩釜稼ヲ以致渡世来候処、多人数相成渡世難続、浦・在郷ニ被仰付被下度願出、浦・在郷ニ被仰付候テモ、百姓面付被相除候儀ニテモ無之、御船手・郡座両座支配ニ罷成候へハ、

諸御奉公双方トモニ相勤事候ニ付願之通被仰付度郡奉

行ヨリ被得御差図候処、享保十四年酉四月朔日高橋外記取次御証文ヲ以申出之通被仰付置候、

四六四九

一帖佐十日町

但、惣人数之内半方相除、残人数ニテ割合水手立相勤申候、

右、前々ヨリ加子町ニテ候処、出火有之、町中不残類火ニ逢、及飢、浦並ノ御奉公不相成、野町成ノ願申出

御免被仰付置候処、田島作職地所持不仕、塩浜稼ヲ以致渡世候へ共、塩浜破損ニテ、惣人数之内名頭十家内、

名子二家内、半浦被仰付度願出、半浦ニ被仰付候テモ御船手・郡座両座支配ニ相成、諸御奉公双方相勤事ニ候間、願之通被仰付候テモ差支不申旨、郡奉行ヨリ被

得御差図候処、申出之通被仰付候旨、享保十四年酉八月四日鎌田太郎右衛門取次御証文ヲ以被仰渡置候、

四六五〇

一帖佐納屋町

但書同断、

右、野町ニテ候処、惣人数ノ内十三家内、田舎ニテ差

立候市店ノ商買モ無之、不勝手ノ筋ヲ以半浦成之願、

元文二巳年郡方へ相付願申出候処、郡方支配ニテ願之

通半浦成被仰付、左候テ、同所十日町ノ儀、先年半浦

成御免ニテ御船手支配仕来候、然ハ今度宗門手札改ニ

付テハ、御船手支配ニテ、当分其首尾取掛候半ノ儀ニ

候間、手札改ノ儀ハ御船手支配ニテ致首尾、其外ハ郡

方支配ニ証文可被仰付旨、元文二年巳十一月廿九日郷

原(久雄)金太夫取次御証文ヲ以被仰渡置候、

四六五一

一花岡木谷新浜

一右同荒平新浜

右、新浜ノ儀ハ郡テ百姓ニテ郡方支配ニテ候、未略、

委細元文二年巳十月所役々申出、半浦ノ場ニ有之、

略ス、

一大始良ノ内浜田村

右同断、委細半浦之場ニ有之、略ス、

一佐多塩屋門

一右同浜尻屋敷

右、両所右同断、半浦ノ場ニ有之、略ス、

一上・下町

右、惣人数ニテ割合水主立相勤候ヘトモ、浦一篇ノ勤

ハ不仕、町奉行方へ相付候勤イタシ候、

一南泉院門前

一南林寺門前

一大性院門前

一海徳寺門前

一永泰寺門前

一大慈寺門前

右、惣人数ノ内三ヶ一ハ寺役ニ差引、残ニツヲ以水手

立相勤申候、

一上・下飯島 浜村 手打 青瀬 長浜 伊平田(幸)

瀬々野浦 片之浦 里村 平良村 江石村 中飯

桑之浦 瀬上浦 小島

右、一人ニ付銀六分ツ、水手銀被定置候、

一 桜島

右、加子屋敷二百廿六ヶ所有之、浦人無之、百姓ノ内ヨリ罷居、免元引高ニテ年貢ヲ不致、屋敷ノ奉公年中水手廿人ツ、前々ヨリ差立來候処、燃以後、水手十五人ツ、差立候様ニ被仰付候、尤、百姓ノ作職地ノ儀ハ桜島中衆並割合致作職候、

右之通、帳面ノ内相見へ申候間、此旨申達候、以上、

未六月五日

御船奉行

御答書調掛

四六五二

右同断返答之内

一半浦数之事、

加世田越路塩屋村

佐多塩屋門・浜尻屋敷

西田町

帖佐十日町・納屋町

一本浦ニテ作職高相付有之、浦一篇ノ勤無之、百姓勤モ

致候場所、

一長島ノ内浦之塩屋浦・福浦・脇崎浦・三船浦・宮之浦・

薄井浦・(塩追浦カ)塩入浦・葛輪浦・本浦・和仁浦

一 谷山之内平川浦

一水手立ハ相勤候へトモ浦勤一篇ニ不相勉場所、

上町 下町 桜島 南泉院門前

南林寺門前 大性院門前 大慈寺門前 海德寺門前

永泰寺門前 上・下甌島

四六五三(の1)

右同問条

一半浦ト申候者何様ノ事候哉、仕向ノ儀トモ委敷承度候、

上下略、

未四月

御答書調掛

掛り御船奉行衆

(四六五三の2)

張紙ニテ

本文半浦ト申候者、大基百姓ニテ浦ノ勤モ致シ候故ト

相見へ候、夫故百姓勤・浦勤半方ツ、致候故、半浦ト

唱候哉ト相見へ候、 上下略、

未四月

掛御船奉行

御答書調掛衆

四六五四

享保二酉年要用帳書出之内

一上町 下町 桜島 南林寺門前

大慈寺門前 大性院門前 海徳寺門前 永代寺門前(奉力)

上甌島 下甌島

右拾ヶ所ノ儀ハ水手役ハ相勤候へトモ、御船手支配ノ

所ニテ無御座候、下甌島之内手打浜ノ儀ハ御船手支配

ニテ手札等申受候由申出候、

一高須新浜 大始良荒平 大始良木谷 大始良野里

佐多塩屋門 佐多浜尻屋敷 小根占新浜 谷山平川

顯娃堂地屋敷 同馬水浦

右拾ヶ所(ママ)ノ儀ハ半浦ニテ御座候、以上、

四六五五

明和三年戌要用帳書出之内

一上町 下町 桜島 南林寺門前

南泉院門前 大慈寺門前 大性院門前 海徳寺門前

永泰寺門前 上甌島 下甌島

右拾ヶ所(ママ)、水手立ハ相勤候へトモ、御船手支配ノ所ニ

テ無御座候故、浦役一篇ニハ相勤不申候、

但、下甌島之内浜方ノ儀ハ御船手支配ニテ手札等申

受候へトモ、浦方一篇ノ勤方不仕候、

一高須ノ内新浜 花岡之内荒平・木谷

大始良浜田村 加世田ノ内越路塩屋村

佐多ノ内塩屋門・浜尻屋敷 帖佐ノ内十日町・納屋町

西田町

右之諸所半浦ニテ御座候、

一長島ノ内浦ノ塩屋浦・福浦・葛輪浦・脇崎浦・三杜浦(三船浦之)

本浦・宮之浦・薄井浦・和仁浦・塩追浦

谷山之内平川浦

右拾ヶ所ノ儀、本浦ニテ御座候へトモ、作職高相付

有之故、浦一篇ノ勤ニテ無之百姓方ノ勤モ仕候、以上、

四六五六(の1)

寛政五丑年 公義御役人廻浦被仰渡候ニ付

一下甌島之内浜方

右ハ、先年已来要用集御用ニモケ条書ヲ以①二帳一相調、右

ケ条之内二本浦数並浦名マテモ腰書ニ相記差上、且上

下甌島ノ儀ハ水手立ハ相勤候ヘトモ、御船手支配ニテ無之、上下町・桜島同前ノ場所ニテ右ノ一列ニ上下甌島ヲ相立、其但書、下甌島之内右浜方ノ儀ハ御船手支配ニテ手札等申受候ヘトモ、浦方一篇ノ勤不仕候旨書記来、天明八申年要用集御用ノ節モ其通書記差上置申候、中略、寛延二巳年以前二ハ浦水手上納外二、百姓同前狩夫銀上納仕来申候処、寛延二巳十月ノ御証文ヲ以狩夫銀御免被仰付候、左候ヘハ本浦ノ場ニ相立可申哉、浦名ニ付テハ古来ヨリノ有来モ有之候ニ付、自然本浦ニ相立候テハ、公刃以書出様々相違仕儀可有御座哉モ難計、何分ニモ御沙汰次第治定仕置、御答書方ヘモ返答仕度此段申上候、以上、

寛政六年寅十一月廿九日 御船奉行

(四六五六の二)

御張紙

本文是迄之通可相心得候、

閏十一月

(赤松別巻)
造酒

右之通、寛政六年寅閏十一月廿一日月番御目付小島治平次御取次ニテ被仰渡、

四六五七

一 寛政五年丑 公義御役人廻浦被仰渡候間、申出ノ内、

一 上甌島ノ内中野村・右同里村ノ内中島屋敷

一 下甌島手打村ノ内森田屋敷

右三ヶ所、地頭領分ニテ先々不致浦勤候、

四六五八

一 宝曆十三年未四月、下甌島浜村ヨリ漁方ニ付願出趣有

之、願之通未五月廿九日岩下^(分巻)佐次右衛門御取次御証文

ヲ以被仰渡、右ニ付左之通御船手ヨリ申渡有之、

一 鷹島ツクラ瀬漁方ノ儀ニ付、去夏以来及兩度訴訟申出、

先達テ委曲申渡置候処、此節又々右漁方ニ付、下甌島

ヨリ訴訟申出被仰渡候趣、左ニ申渡候、

一 ツクラ瀬鷹島並下甌島近方ニテ一切鮪大魚漁不致様ニ

可被申渡候、

一向後下甌島並鷹島ツクラ瀬ヘ鯉漁其外諸魚漁方ニ付、

地方ヨリ罷渡候船々下甌島之内浜方ヘ致居船、浜方ノ

者トモ申談、熟談ノ上諸獵ノ障ニ不相成様致漁方候様

可被申渡候、

右ハ、当年ヨリ先三ヶ年、先右之通被仰渡置候旨、未

(四六五九の?)

五月廿九日岩下佐次右衛門御取次御証文ヲ以被仰渡候
間、此段申渡候条得其意、浦人トモヘ可被申渡候、

末略、

未六月七日

御船手

鹿籠坊泊 久志
秋目 加世田 申木野

嘍

役人

浦役

四六五九(の1)

一宝曆二年申二月、川尻浦ニテ鯨一本取得、役々ヨリ申

出趣有之、御船奉行吟味、

右之通申出候、内場諸浦ニテ取揚候時分ハ前之浜へ相

廻、役々見分御座候ヘトモ、顯娃ヨリ前ノ浜へ相廻候

儀ハ難仕筈候、締方横目・近外城横目立合見分被仰付

ニテモ可有御座哉、御吟味次第何分ニモ早々被仰渡

存候、以上、

申二月廿二日

御船奉行

此旨鯨扱方ニ付テハ近方ノ儀候間、山川津口番所詰ノ

座横目差越、所横目立合、近外城へ入札申渡候様可申

渡候、右代銀ノ内五分一、御物へ上納申付候条、宿次

ヲ以物奉行方へ上納可致候、山川津口番所横目へハ御

船奉行ヨリ可申渡候、右如例可申渡候、

申二月廿二日

御勝手方印

(取次脱力)
肥後平左衛門

御船奉行

物奉行

四六六〇

一宝曆二申八月、高江ヨリ久見崎村ノ佐兵衛外五人浦下

役申付、現用夫ニテ浦・百姓双方殿役相勤致迷惑候付、

浦役ノ儀ハ難船・破船・異国方ナト難差置候付、百姓

方殿役御免被仰付度願申出趣有之、御船奉行ニ相付申

出、

本文高江ノ儀、従前々浦下役ナシニ為濟来場所ニ候故、

願之通ニハ不申付候、先様唐船漂着ノ節、主取所ニ召

仕候程ノ者ハ日数ノ応多少、其節ノ吟味次第兩三人ヲ

限り其年ノ諸奉公可令免役候条、時々御船奉行ヨリ相

調可申出候、

右可申渡候、

申九月

伊織

(取次脱カ)
肥後平左衛門

末略、

宝曆七年丑二月朔日

上下町水手仕

右二年行司兩人次書、略ス、

(四六六一の2)

右之通、申出承届申候、上下町ヨリ申出候通被仰付度

儀ト申談、此談申上候、末略、

丑二月八日

町奉行

四六六一(の1)

一諸所締方並諸為御檢者御奉公人様方御差越、且又他国

ヨリノ飛脚送迎トシテ、御船三枚帆並五枚帆並五枚帆

已下乗付船頭ノ外、御雇水手上下町ヨリ乗付、御郡方

御手形ヲ以毎度御奉公相勉申事御座候、依之奉願候ハ

南泉院門前・南林寺門前浦立罷居申儀ニ御座候ヘハ、

御雇水主役両所ヘモ被仰付被下度奉願候、並西田町浦

ニテモ無之候ヘトモ、半浦ニテ御奉公相勉来事候ヘハ、

同前被仰付被下度、浦大小ノ割ヲ以水主召立、繰廻ヲ

以御奉公相勉申度奉存候、兼テ御船手ヨリ被仰付候浦

方御奉公ノ儀、上・下・西田町・右両門前ヨリ相勉申

事ニ御座候ヘハ、御船手同前ニ被仰付被下度奉願候、

(四六六一の3)

此表申出候通申付候条、如例可申渡也、

丑三月六日

御勝手方印

(取次脱カ)
堀右衛門

寺社奉行

町奉行

御船奉行

郡奉行

浦人体並船数ノ事

四六六二

明和三年戊改

一浦男女 五万七千五百八拾四人

一浦小船 五千七百八拾一艘

一浦大船 百拾一艘

一川渡船 二拾三艘

明和八年(マヅ)辰改

一浦男女 五万九千七百九拾七人

一浦小船 五千九百九十二艘

一浦大船 百二十三艘

一川渡船

安永五年申改

一浦男女 五万四千八百八拾六人

一浦小船 五千六百七拾五艘

一浦大船 九拾六艘

一川渡船

一用夫 三万四千七百人

天明八年申改

一浦男女 四万五千七百六拾五人

一浦小船 五千百六拾二艘

一浦大船 七拾九艘

一川渡船 二拾六艘

文化元年子改

一浦男女 四万六千九百九拾一人

一浦小船

一浦大船

一川渡船

一用夫 一万五千五拾九人

一浦男女 三万八千六百八拾五人

但、桜島・下甌島・永吉不書出候付除之、享保五年

子正月廿日御船奉行書出、

浦作職高

四六六三(の1)

宝曆七丑

一高四百八拾七石余

右ハ、国分小村浦人トモ作職高二被仰付置候、諸殿役
百姓同前ニ相勉儀難成御座候間、高一石二付夫役米二
升五合ツ、百姓方へ相渡、諸殿役御免被仰付被下度旨、
享保十六亥正月申出趣有之候処ニ、右石高ノ内百五拾
四石二斗余、浦人トモ勲功ヲ以為相開高二テ候間、右
高二相掛候諸奉公ノ儀ハ御免被仰付、高一石二付夫飯
米三升ツ、百姓方へ相渡、諸殿役御免被仰付旨被仰渡
置候処ニ、同七月残り高三百三拾二石八斗余ノ儀モ高
一石二付三升ツ、百姓方へ相渡、諸奉公御免被仰付被
下度旨、又々申出趣有之候処、浦人トモノ儀候へハ、
百姓同前ノ諸奉公ニテハ双方ノ勉方ニテ先キ様別テ迷
惑仕、御船水手立ノ儀モ難成由御船奉行ヨリ申出趣有
之、願之通御免被仰付候旨被仰渡置候、然ハ享保十八
丑年衆中作職高ノ儀ニ付、段々相調、諸所衆中ノ儀モ
為差迫ノ儀候間、跡々ヨリ相究候夫飯米ノ内、一升ツ
、相減候筋ニモ可被仰付哉之旨申上候処、申出之通被
仰付、然トモ一升相減候テ百姓トモ可相勞ト存候処ハ、
郡奉行見合ヲ以一升ノ内増減有之候様被仰渡候、其節
ハ衆中作職高迄ノ儀ニ御座候処、当座考違ニテ右浦人

作職高・夫役米マテモ減少申渡、当分高一石二付夫役
米二升ツ、百姓方へ相渡、右高掛諸奉公等不仕儀候、
然トモ国分諸名百姓トモ近年至極相勞、用夫相減、其
上諸奉公等モ繁多ニ罷成、二升ノ夫役米ニテ候、所中
諸百姓トモ別テ迷惑仕候間、夫役米此節ヨリ一升被相
重、已前之通三升米ニ被仰付被下度旨、国分役々ヨリ
申出候、国分ノ儀、近年別テ諸名相勞、二升米ニテハ
迷惑仕替候間、享保十六(ママ)丑子被仰渡置候通、夫役米三
升ツ、向後百姓方へ相渡、右高掛諸奉公ノ儀、当分ノ
通御免被仰付度儀ト吟味仕候、 末略、

丑四月九日

郡奉行

(四六六三の二)

此表申出之通、夫役米三升ツ、百姓方へ相渡、高掛諸
奉公ノ儀、当分ノ通令免許候条、如何可申渡也、

丑四月廿一日

御勝手方印

取次
堀堀右衛門

御船奉行

郡奉行

島津家歴代制度卷之六十一 寛永十二年

(総目録より補) 宗門改

四六六四

(「諸覚書類雜卷」、「都城島津家所藏文書」)

猶々今度改ニ付、所々江書物之案文・札之手本則進之候、将又前方高札之趣之コトク、キリシタン宗旨之者申出候ハ、褒美可被下候間、可懸心之旨可被申渡候、以上、

追テ申候、書物之案書四通并フダノ本五トヲリウツシヲカレ候ハ、此本ハ状ト同前之次第二可被相廻候、

從長崎半天連相走候ニ付稠可相改之旨被仰下候、当国者総別手札ヲ取往還可仕様申付候、諸所之人衆男女当歳子ヨリ百歳迄不残木札ヲ作テ鹿兒島へ所之衆吉人・

庄屋相添持参候而焼印判ヲ押自由可相達候、判錢者出マシク候、札不取者ハ十一月朔日ヨリ從鹿兒島檢者ヲ廻見合ニ可被擲取候間、堅可被申付候、

一旅人行脚帳一札、

但、札出マシク候、此条題目之改ニ候、堅所へ留置

可有披露候、

一地下人・衆中・在郷、当年子ヨリ百歳迄札可差上候、

一地下人之外人之被官・浮世人帳一札、

但、札可差上候、

一居付之旅人、

但、書物之上ヲ以札可差上候、

一居付之乞食帳一札、

但、札可差上候、

一セイライ村可為別帳候、其内ニ旅人居候ハ、旅人帳一

札可差上候、

右、無油断早々此方へ可有首尾候、恐々謹言、

十月十七日 (寛永十三年) 三原左衛門佐

鎌田出雲守 (政統)

山田民部少輔 (有榮) 印判

川上左近將監 印判

彈正大弼 印判

都城 御家老中

四六六五 (諸覺書類繼卷)、「都城島津家所藏文書」

暖衆書物之事

我々暖中人改被仰付候、一人毛隠不申候、後日跡サラ
へノ御衆被記出候ハ、到我々イカヤウニモ曲事之旨
可被仰付候、為其如此^{ケシ}ニ候、以上、

十月何日

暖衆 判^名

アテ所 地頭

四六六六 (諸覺書類繼卷)、「都城島津家所藏文書」

覚

一旅人ヲ相改別帳ニ可被付記候、左候而、旅人へハ生国
并當時之居所・年比・宗体細々書物ヲサセ、帳ニ相添
此方へ可被差上事、

一新唐人・居付之唐人、別帳ニ相付可被差出事、

付、此節ニ唐人他国へ^留被差出問敷事、

一衆中男女オヤコ五人ヲ定、与中旅人不罷居由書物サ
セラレ可^被差出事、

一町在郷右同前事、

一所中之者何モ不残手札ヲ被下、手札不持者^候ハ相改可被
出候、札ハ從高城可出事、

一旅人へ者札不出被召置次第^ニ、無紛者へハ札可被下事、
一來月朔日ヨリ日本国中一同ニ貴理師且宗改可有之事、

付、キリシタン宗自他国可走来之間、尋究留置候而

此方へ可被為申事、

以上、

寛永十二年十月廿一日

四六六七 (諸覺書類繼卷)、「都城島津家所藏文書」

覚

一士衆之女房・子并下女誓紙人間敷候、人数改帳ニハ堅
固ニ可被付記事、

一男子ハ、拾歳ヨリ拾五歳迄ハ誓紙ニユヒカタヲ仕、拾
六歳ヨリ上ハ血判タルヘク候、拾歳ヨリ已下ハ判人間

敷候事、

右条々、聊違変有間敷者也、

一他所ノ衆中何所へ居住仕候ハ、本所之地頭・噯衆ヨリキリシタン宗ニテ無之由以曳付手札可被出事、地頭・噯衆之引付於不出者其所之住人ニ可罷成候、キリシタン宗ニテ無之モトノ書物ヲ取置手札可被出事、

寛永十二年霜月一日
左衛門佐 印判
民部少輔
出雲守

一他所へ居候人之披官、キリシタン宗ニテ無之候ト主人ノ曳付ニテ何かシノ披官ト札ニ書付手札可被出候、証文於有之者、向後者其所之住人ニ罷成、主人之手ヲ可離由書物取置手札可被出事、

四六六八
〔諸覺書類継卷〕、「都城島津家所藏文書」
覺
彈正大弼 印判

一浮世人者其村ニ相付、ウキ世人ト札ニ書付手札可被出事、

一御倉入之納方并衆中出物、役人之二分出銀諸士持合之百姓・入作人等、納方如御法度早々津下シ仕候テ皆濟候様ニ、今度所々ニテ稠可被申付事、

一町ニ居候ウキ世人者部当ヨリ書物ヲ取、町之ウキ世人ハ札ニ書付可被出事、

一前々ヨリ如御法度、不依自他国之者走者拘置輩於有之ハ札付、鹿兒島へ可得其旨候、若不図走モノ於入来ハ早速可申出事、

一唐人奉行新納加賀守殿・顯娃長左衛門尉殿ニテ候間、唐人帳右兩人へ可有首尾事、

付、於何方モ旅人ニ宿ヲカシ候ハ、五人与可申届事、

一改衆へ其所中ハ送夫馬・野菜・草・薪其所々ヨリ可出候、高百斛石ヨリ下之改衆へハ賄夫壺人ツ、其所ヨリ可被給事、

一札不懸牛馬隱置由候、在々所々ニテ念ヲ入可有穿鑿事、

一改衆無狼藉様ニ可被相嗜候、細々油之宿賃入マシキ事、

寛永十二年十一月朔日
出雲守
左衛門佐 印判

民部少輔

彈正大弼 印判

如右書物ヲサセラレ、札ヲ取此方江可被越候、

十月何日

居付旅人名 判

暖衆ノ名

四六六九

〔諸覺書類繼卷〕、「都城島津家所藏文書」

庄屋書物之事

我等相触申名中男女不殘相改、何レモ手札取ヲ所差上申

候、旅人・ウキヨ人・地下人之外、人々披官・窄人・

乞食等迄一人モ不隱置付出申候、日本國中諸神諸仏モ

御照覽、少モ偽不申上候、若此上從鹿兒島跡サラヘノ

御衆被糺出候ハ、到我等イカヤウニモ曲事可被仰付

候、為其如斯候、以上、

十月何日

庄屋ノ名 判

暖衆ノ名

四六七一

〔諸覺書類繼卷〕、「都城島津家所藏文書」

起請文前書

一キリシタン宗旨之儀、当国別テ数年御法度之前ニ候、又

今度從 天下稠御法度被 仰出候、我等与中ニキリシ

タン宗其外男女老々人モ隱居不申事、

一勿論我等并妻子下人ニ至ル迄ナシキリシタン宗ニテ無御座

候事、

一以来モ右之宗旨承付候ハ、則披露可申上事、

右条々、少モ偽於申上ハツネノ誓紙、

若心中ニキリシタン宗旨ヲ守リカクシ候テ於偽申上ハ

(テウス) (アイスキリスト) (アンジョ) 天使

テイウス・セスキリシタ・サンタマリヤ・アンシヨ・

ヘヤトノ御罰ヲ可蒙リ、長クインヘルノニヲチ可申候、

ノ起請文如件、

寛永十二年十一月朔日

五人与在判

四六七〇

〔諸覺書類繼卷〕、「都城島津家所藏文書」

本来他国之者当国へ居付妻子有之者之書物

我等事、何年以前ヨリ当国へ參居住仕候、本来何之國

之何ト申所之者ニテ御座候間、御国衆次ニ手札可被下

候、以上、

其所噉衆

四六七二

〔諸覺書類雜卷〕、「都城島津家所藏文書」

当国数年居付之旅人起請文

一我等儀、生国トコノ者ニテ候、当国へ参^{とこへ}何年所住仕

候、妻子家内耆人モ不残付出申候事、

一何宗ニテ何之旨ノ守ヲ取申候、妻子家内之者ニ至迄耆

人モキリシタン宗ノモノ隱置不申候事、

一以来モ右之宗旨承付候ハ、則披露可申上事、

右条々、少モ於偽申上者ツネノ誓紙、

若心中ニキリシタン宗旨ヲ守隱候テ於偽申上者南蛮誓

紙、

寛永十二年十一月朔日

居付旅人在判

其所噉衆

四六七三

〔諸覺書類雜卷〕、「都城島津家所藏文書」

先年コロヒヨリキリシタン起請文

一我等儀、何之国之何ト申人ヨリキリシタンノ教ヲウケ

宗旨ニ罷成候、御法度稱被仰出候間、何年^ニコロヒ本

尊ニ血判仕、本尊ヲフミ宗旨ヲカヘ申候事、

一今度從天下弥以稠被仰出候間、書物ヲ以申上候、前廉

申上候様、キリシタンハ魔法之教ニテ御座候、宗旨ヲ

カヘ候而心底ニ半天連^伴ノユルシ何ホトノ後悔候トモ、

此書物ヲ取モトシ不申候而者、キリシタンニ立帰申儀

不罷成教ニテ候、タトヘイカヤウナル儀候トモ最後迄

キリシタン宗ニ立帰申マシク候事、

一我等妻子家内其外キリシタン宗旨ノモノ耆人モ隱置不

申候、以来右之宗旨ノモノ有之候通、承付候ハ不証跡

ニ候トモ則披露可申上事、

右之旨、少モ於偽申上者南蛮誓紙、

右之宗旨ヲカヘ申ウヘハ偽少モ不申上候、仍日本誓紙

如右、

寛永十二年十一月朔日

コロヒ候キ理師^在且判

其所改衆

四六七四

〔諸覺書類雜卷〕、「都城島津家所藏文書」

起請文前書

一キリシタン宗旨之儀、当国別テ数年御法度之前ニ候、

又今度從 天下イヨ々々稠御法度ニ被^{ナシ} 仰出候間、我等舂申在郷中相改キリシタン宗尅人モ無之由、五人与ヨリ誓紙ニ通取置候事、

一何在郷中男女尅人モ不隱相改帳ニ付申候、勿論我等妻子家内ニ至ル迄^{ナシ}キリシタン宗尅人モ隱置不申候事、
一以来モ何在郷中又余所江モキリシタン宗有之由承付候ハ、則披露可申上事、

右之旨、雖為一事於偽申上者ツネノ誓紙、

寛永十二年十一月朔日 庄屋

其所喫衆

四六七五 (『諸覺書類雜卷』、「都城島津家所藏文書」)

一キリシタン宗之儀、当国数代別テ御法度之前ニ候、又今度從 天下稠御法度ニ被^{ナシ} 仰出候間、何之在郷^所キリシタンノ改堅固ニ申付候事、

一何之在郷不殘五人与之日本起請文、又長崎如御法度南蛮宗之起請文書上申候、勿論庄屋ヘモ其在郷尅人モ隱^匿居不申 由誓紙申付候事、

一以来モ何之在郷中又余之所ヘモキリシタン宗有之由承

付候ハ、則披露可申上事、
右、雖為一事存曲折於偽申上者^(以下々)

寛永十二年十一月朔日 喫衆在判

四六七六 (『諸覺書類雜卷』、「都城島津家所藏文書」)

キリシタン持候道具

一本尊之數々

一男ノハタ物ニカ、リタルモ有^之、

一女人觀音ノ面形之様ニ白キ茶碗物ニテ作りタルモ有、

一女人之子ライタキタル絵ニモ茶碗物ニモ有、

一女人ノ犬ノ子ライタキタルモ有、

一女人ノ月ヲフミテ立タル所ノ絵モ有、

一伴天連人ヨリ被切所モアリ、

一同人ヨリ頭クヒナトハサマル、所モ有、

一手ヲシハラレタル所モアリ、

一女人ノタハコノキセルノ様成物ヲ持チタルモアリ、

一女人ノ子ヲウミタル所モアリ、

一十 如此ホネニテモ木ニテモ作りテ持也、

一ハタ物ノ台ノ木ニテ引タル珠數モ有也、

一 壹部金ノコトク金ニテ本尊ヲ守ニモキンチヤクナトニモ入置也、

一人ノホネ

一 ホネヲ以テ宝蔵印蔵^藏ナト▽の緒しめをし、はさミなど

△ニモ作ル也、

一 右之緒シメ・押ハサミニシツホウニテイカケタルモ有、

一同符^符繪ナトシタルモアリ、

一 ホネニテ珠数ヲ引テ持也、タツマカストリニモスル也、



如此キヌニテヒラク、ク、リテ
ホネ灰ナト入置モ有、

一人ノハ

一同身カツホフシノ様成物ヲ守リニカクルナリ、

一 焼灰同炭

一 血ノ付タル衣裳ノキレ・小石ナトモ持也、

一 ハタ物台ノ木切ヲ持也、

一 弓ツルホトノヨマラムスヒ合テ、サキニ鉄ノカキヲ付

テ持也、カキノ不付モ有、

一 シユロ縄ヲ二筋三スチソロヘテフシ余多ムスヒテ持也、

一 サスマタノ様ニチウシヤクニテ作り、木ノ柄ヲスケ長

サ一尺五寸程ノ物ヲ持ナリ、

一 南蛮宗^字ノ書モ有、日本字ニテキリシタンノ事書タル書^物モ有也、

一 本尊^をノ入物之ニ重ソコ^{二重}フタナトシテ入置モアリ、

一 衣裳ノ中ニ入置也、

四六七七

(「諸覚書類雜卷」、「都城島津家所蔵文書」)

覚

一 八月廿八日江戸於御城被 仰出候貴理師且宗御法度之

儀、^(家康)權現様 ^(秀忠)相国様御代ヨリ稠御法度ニテ候、雖然

只今^字国々ヘキリシタン宗隱居候由被及 聞召候間、弥

以諸国右宗改之儀、可入念由被 仰出候事、

一 於江戸諸大名衆御談合ニテ、霜月朔日ヨリ十二月中旬

比迄諸国一同ニ可有改之通相定候之故、当国モ存日限^日

ニ改申付候事、

一 従長崎伴天連走候間、旅人改可入念^{ナシ}候事、

一 当国男女当歳ヨリ百歳迄吾人モ不残帳ニ付留、被改貴

理師且宗ニテ無之、於慥成者手札可被遣事、

一 五人与ニカ、リ状ヲ申付可被取置候、勿論喫衆・肝煎

ヨリモカ、リ状可被取事、

一 旅人其外不審成モノニハ手札不渡候テ次第ニ可被遂穿
鑿事、

一 数年居付候旅人ニハ書物ヲサセ、其上入念沙汰候テ無
口能候ハ、手札可被渡候事、

一 先年コロヒ候貴理師且諸所へ可有之候間、其内ニ不審
成モノヲマツトラへ強問ニテ同類ヲ申出候者、歴々・

凡下ノ者ニ到ル迄其モノ、家ニ走籠、家ノ内人物之底・
床ノ下又屋敷中之スミ、ハシ、マテ細ニ可被改事、

付、右訴人ニハ金銀ヲ可被下事、

一 寺社ノ衆僧手札不取候者、御分國中往還難成候条手札
可被出事、

一 盲目・行脚・道心者、セイライ村シユク迄入念可被改
候、不紛モノニオヒテハ手札可被遣事、

一 手札面々ニ被相渡候テ以後、其所之若キ衆ニ被申付、
札不持モノハ不依誰人可被搦捕候、併楚忽ニ狼藉成儀

無之様ニ可有分別事、

付、焼印判之手札取不申内者、先其所之地頭・改衆

前ヨリ紙札ニ印判ヲ被押出、後日焼印判ニ可取替事、

一 納方之米・出物之^米下シ、其外不依公私、用所ノモノ

ハ喫衆・改衆ヨリ以書物可致通融様ニ可被申渡事、

一 改ノ儀ハ人数ノ指出ヲ取、其帳面ニ引合無紛通被札付
可有沙汰事、

一 其所ニテ貴理師且宗、ハテレン・イルマン・同宿小僧
并宗ヲ広メ候者、イマタ宗旨ヲ替サルモノ於有之ハ地

頭・喫衆・其在郷之庄屋・五人与ニ至ル迄遂穿鑿、依
科之輕重可有其沙汰事、

一 貴理師且唐人ニマキレ候間、居付之唐人入念可被改候、
唐人帳早々可被差出候、唐人之名者^ニタトヘハ^候二官三官

ヲ書計ニテハ紛候間、然ト不知候間、其氏ホンノ名
ヲ可書出事、

右条々、天下之御法度ニテ候間、能々相守可被改候、
若他国へ訴人共御座候テ、当国之内何方^へ、キリシタン

居候由申出、天下之以御檢者サカシ被出候ハ、国家
之一大事不過之候間、留心肝明鏡ニ可有沙汰者也、

寛永十二年十一月朔日

左衛門佐 判

民部少輔

出雲守

彈正大弼

四六七八

(「諸覺書類卷」、「都城島津家所藏文書」)

都之城

覺

一江戸ヨリ大窪備前守ヲ以テキリシタン改之儀、弥稠可
申付^候旨被 仰下候間、各可被承届候、諸所之改緩^々
有之由其聞得候、天下ノ御法度一大事之儀候処、若大
形候ハ、地頭・改衆曲事深重之段可有御沙汰事、

付、コロヒ候キリシタンハ南蛮ヤウノ起請之判ノ内
二十文字ヲカ、セ可為血判事、

一貴理師且改ニ付焼印判之札不持者ハ留置、此方へ可申
出候、焼印判之札持候モノハ無異議分国中可相通候、

其所之境々ニ番屋ヲ作、往還之人ヲ可被相糺事、

一下々^之者共落椎ヲヒロヒ、其外野山ニテ一日々々ノ渡

世ライトナミ候処ニ、其所ヨリ相留由候、縦山奉行ヨ
リ為 御狩被留候共、此節ハ先雖為御立狩^持倉木之実ヒ

ロイ候ヤウニ可被申付事、

(以下五行なし)

寛永十二年十一月五日

出雲守

左衛門佐 印

民部少輔

彈正大弼 印

島津家歴代制度卷之六十二

(以下六行、総目録より補)
御家政向ニ付覚書

百姓町人等諸士へ対シ敬礼ノ儀達

島津外記跡目

北郷跡目

外国船

北郷家へ達ノ条書

四六七九

覚

一 御両殿様ヨリ両三度御給之御条書之趣、万事御守可然
存候事、

一 御家中諸士・民百姓ニ至ル迄、御舌人ヲ守罷居候、何
篇危相ニ無之様ニ連々御覚悟尤ニ存候事、

一 三原次郎左衛門ハ為御後見之被付置候条、諸事御談合
肝要ニ存候事、

一 何事モ三原次郎左衛門ハ再御家老衆江被仰出、其下之
小役人々々ニハ、家老衆ヨリ被申付候様ニ御分別尤候
事、

一 北郷殿家者御内儀方ヨリ御統候間、御憐愍ニ御心持可
然存候事、

一 御懷御無沙汰有間敷事、

一 外城御預置候衆并其所々之下役人、心持ヨク、被聞
召通可被召仕候付、他領之山境可入御念ニ事、

一 神社・仏閣、従上古御崇敬之所々、於只今御無沙汰有
間敷事、

一 御心安被思召、或ハ若輩之御小姓衆、或ハ女房衆ナト
ニテ聊々儀モ不被仰出様ニ御分別可被成候事、

一 諸士之嗜ヲモ可被成御覽候間、御狩ヲ被仰付、武具御
覽候テ尤ニ存候事、

一 御借銀過分ニ罷成候ニ付諸士上地為仕由候、一廉之御
奉公ニテ候間、御礼被仰聞候テハ可有如何之哉之事、

一 六十騎御役儀之馬御油断有間敷事、

一 御兵具奉行衆頭三人馬乘衆被仰付、連々玉藥等用意被仕可然存候事、

一 当時御扶持人之内ニ御氣ニ入被召仕人モ可有之候、其衆之前々之作法ヲヨク御尋候テ、御扶持方ナト被下尤

二 候事、

一 何事モ被思召立儀ヲ急ニ無御沙汰様ニ御校量肝要ニ候事、

一 御借銀百八拾一貫目有之由候、此御返并無之内者人ニ知行ヲ被下儀、又ハタイサウ成御作事、上方ヨリ御下

物等(切カ)一節可入御用捨事、

一 爰許之様子承及候者、專以御談合物定無之候ハンカト存候条、前々之儀當時之儀、次郎左衛門被承合鹿兒島

江罷越、イツレモ家老衆承候ハンカト存候事、

一 御丈衆無之ト承及候、一兩人モ被仰付候テハ可有如何哉、

但、次郎左衛門家老衆江御談合尤候事、

以上、

丑九月十九日

下野守

(朱書)
一 右御覚書、宝永二年十月廿三日御文書所へ上ル、

四六八〇

覚

一 御兄弟衆・御一門衆・御縁者衆江諸士被参会候刻、又下々之者ハ不及申、雖為歴々疎意成体ニテ不罷通様ニカタク可被申渡事、

一 此中又(内カ)百姓・町人・浦浜之獵師カタケ売仕候者等歴々参会候(テカ或カ)式疎意成体ニテ罷通、式馬(或カ)ヲ追懸下馬ヲモイ

タサ、ルヨシ候、向後ハ小者ヲ列候程ノ人江参会候刻ハ致下馬、脇江フミヨケ可罷通候、鎗ヲ持セ候人ニ参会候時ハ傍へ引ヨケ、ツクハヒ候様ニ可被申触候事、

一 町人長刀指候儀、弥以可為停止候、脇指者壹尺八寸ヨリ上之刀町人指候儀、豎可為停止候、若相背者於有之

者横目ヲ被仰付候間、見立聞立稱其扱可被申付候条、其段カタク可被申触候事、

一 横目衆(不カ)見合所ニテ右之御法度相背モノ於有之ハ、其者ノ名在所ヲ慥ニ被問合、則横目衆へ可被申断事、

一 又小者・百姓・町人・浦浜之獵師其外下々之モノ、歴々へ参会於不致下馬者、馬ヨリ引ラロシ口能申候ハ、鞍

(障カ)
輪ニク、リ付、其上難見通輕成体於有之ハ、横目衆被

切捨候様ニト被仰付候条、可有其心得由堅可被申触候

事、

右之条々、堅固ニ可被申渡者也、

正保四年三月廿三日

評定所判

〔右御覚書、宝永二年十月廿三日御文書所へ上ル、〕

四六八一

覚

一 毎朝出仕日出時分ニ可被罷出候、役人其外御用之人ハ

可被相詰候、出仕衆者被致 御目見得候者可被罷歸事、

一式〔北郷久直〕部大輔様江御異見可被申上儀於有之者、年寄衆談合

候テ、三原次郎左衛門殿へ以相談之上可被申上事、

一 前代ヨリノ失衆余多有之由候間、依何之科何年〔漏力〕塞被

申候通細々以書立可有披露事、

一 口事沙汰入念二年寄衆・口事聞衆被聞届候テ、早々事

濟候様ニ可有談合事、

一 武具事々敷無之様ニ無油断可被相調事、

寛永十四年十一月廿六日

〔右御覚書、宝永二年十月廿三日御文書所へ上ル、〕

四六八二

仰出

島津外記跡目島津權十郎江被 仰付候之間可申渡之、庄

内之儀、一節ニテモ難被明置在郷之故如斯候、尤、後見

之人以御見合被 仰付、仕置ヲモ可被相改之間、内々其

心得可被仕候、次北郷家之儀、代々忠節之家ニ候処、至

此節血筋可致断絶儀不御本意之間、後日以御見合血筋被

立儀モ可有之、此段モ可被承候、委細之儀ハ御受之後可

被仰渡旨 上意候、以上、

寛文十一年亥二月九日

〔右仰出之正書ハ、宝永二年十月廿三日御文書所へ上ル、〕

四六八三

北郷跡〔久定〕此中被遊 御思案候得共、別ニ無御見合候、喜入

撰津守殿へ被仰渡、千世松殿へ被嫁、前式部殿〔北郷久直〕モ島津之

儀候之間、撰津守殿島津名字ヲ可被名乗候、北郷家統兼

候、北郷又次郎へ北郷家ニ伝候刀ナトニ知行之少モ被相

付、北郷跡コトクニ被仕可然被 思召上候、祖母并家来

者共、昔人ニテ物每合点可難參候、鎌田藏人殿前ヨリ伊

集院左京ヲ以テ能可被致内談候、千世松殿モ當時在鹿兒
島候条祝言有之、撰津守殿者江戸へ可為御供旨 御意候
事、

卯正月五日

御使

伊東三左衛門

高崎総右衛門

四六八四(の1)

御請申上候口上

此度北郷名跡之儀被 仰出候、殊更千世松江喜入撰津守
殿被^(縁脱之) 御名字被成御免、家ヲ可被相続之旨 上意之通承、
何共辱仕合安堵仕候、此上者追付此方屋敷へ被成御移候
様ニト奉存候、次ハ北郷家統兼候間、北郷又次郎^(久世)へ家ニ
伝候刀ナトニ知行ノ少モ相添、北郷之跡ニ可仕由重々御
心付之段難有仕合奉存候、常式之儀御座候者御断可申上
候得共、是ハ格別之事候間、買地敷開地敷之間漸々ニ相
調、高三百石遣可申候間、又次郎方へ從 御公議被仰渡
候テ可被下候、右之通ニテ又次郎承引於無之ハ、北郷掃^(久)
部儀先租^(業力)□之二男筋ニテ直以奉公仕候之間、摺切果候
テ御奉公不罷成仕合ニ承候、彼人 御公議相濟候者彼方

江談合可仕候間、 上意之所者如何様ニモ相濟可申候条、
撰津守殿御祝言之儀、別儀無御座候間、御急候様ニト奉
存候、私罷越右之御請可申上候、頃日風引申可罷越体ニ
無御座候間、 御前之儀可然之様ニ御取成願存候、以上、

卯正月八日

千世松

鎌田藏人殿

(四六八四の2)

右、入 御耳先以事濟仕合被 思召上候、以納殿衆千世
松殿方へハ可被仰遣候、北郷又次郎方へハ早々可被申渡
候、若申分於有之ハ被 聞召上ニ及間敷候、北郷掃部へ
可被申渡候知行三百斛^(石)、仕明開地ニテハ可為延引候、北
郷持高之内ニテモ、能所ヲ早々被相分首尾可然候、撰津
守殿祝言日執モ藏人殿ヨリ可被申付候、但千世松殿此中
右之様子被為聞、撰津守殿跡職被仰付儀辱存候、千世松
儀ハ親罷成可取立候由^(到之)□藏人殿被申候得共、千世松殿儀
太守様打力、リ上御座候処、乍女儀何角ト候テハ如何候
通藏人殿ヨリ達テ被 仰入領掌ニテ候、乍御序此儀モ可
被 聞召置之由、藏人殿ヨリ被為申候趣被 聞召置之旨

御意候事、

伊正月九日

御使

伊東三左衛門

高崎総右衛門

四六八五

撰津守殿千世松殿へ御縁組被成、島津名字御免ニテ庄内

跡目可被仰付候、依夫統兼申家之儀候間、家ニ伝候重物

并知行少又次郎江被相付、北郷之如跡目可被 仰渡之旨、

到祖母 御意候處、如何様ニモ 御意次第候通御請被申

上候条、如右相心得御奉公勤可申之通被 仰付候、トモ

カクモ 御意次第二社可有御座候、(併之)跡目コトクト御座

候儀、世間之聞得其外難及愚慮儀共御座候、就夫御断ニ

奉存候者御祈禱之御為ト御座候儀候条、一節総領職ヲ被

仰付被下度候、於以來撰津守殿御繁昌之刻者総領并重物

等迄堅固ニ返上可仕候、左様無御座候得者北郷之筋目別

家ニ罷成候様ニ御座候テ外響モ如何ニ奉存候、右之御断

被聞召達、一節総領職於被 仰付者御奉公ト申、其上家

相統之為之儀候間領掌可仕候、於其儀ハ高三百斛(五)ニテハ

万事相調申間敷候間、向後身上相統御奉公相勤候様ニ被

仰渡可被下候、其式ニ御座候者八歳之世倅ニ右総領職被

仰付可被下候、尤、彼者盛人可仕間者私為名代御奉公可

仕候、我等之御請申兼候様子者庄内家之儀ニ付、申分可

仕時節モ御座候得共、姉ニ式部殿御縁組之故不申上候間、

世倅ニ被 仰付被下候者辱可奉存候、此等之趣可然様ニ

可被仰上儀頼入存候、以上、

伊正月十三日

北郷又次郎

伊東三左衛門殿

高崎宗右衛門殿

四六八六

一撰津守殿江北郷跡島津名字ニテ依被 仰付、家へ伝候

刀・知行少被相付跡コトクニ北郷又次郎江可被申付旨

先日被 仰出候、又次郎ヨリ色々申分有之由被及 聞

召候、口能之儀無御望候間、此中被申渡候趣被取戻又

次郎儀者此中之為体無替儀候、北郷家来ニ小杉宗文名

跡可被召立候間、彼小杉縁類ニ相統者於有之ハ右高三

百石被下可被取立候、縁類無之候者誰ソ以見合可被申

付候旨 御意候事、

卯正月十六日

御使
高崎総右衛門

四六八七(の1)

北郷又次郎へ被 仰渡候口上

喜入撰津守殿へ北郷跡被 仰付候、就夫家ニ伝候刀并知
行少御心持有之、北郷又次郎へ被 仰付候之処、御断申
上儀有之、様子被 聞召上、尤ニ被 思召上候間、此上
者被 仰付間敷候間、其段可被承置候、以上、

卯正月十八日

御使

高崎総右衛門

伊東三左衛門

(四六八七の2)

同日

仰出之趣ニハ相違候得共、右之 御口上之首尾能可有
之ト島津筑前(久懸)・島津中務(久茂)・鎌田藏人(致進)・新納右衛門(久登)・鎌
田源左衛門(致有)・町田勘解由致相談、右之 御口上之コト
ク申渡候事、

四六八八(の1)

口上書

御返事之段々申上候付、我等へ被仰付間敷由具承達候、
此中申上候御断者如跡目候条、定テ御太刀カトモ上リ候
ハン事ト存御断申候得共、御心持計之儀ニテ候者口能及
申間敷ト存候、此上ハ別人へ被 仰付候共如何様ニモ
御意次第二候、乍去我等存候者、家ニ付被 仰付儀候者
別人ニ者如何ニ候得共、我等之望申事ニテハ無之候間、
如何様ニモ御老中御前ヨリ可然様ニ御返事御申可給候、
以上、

正月十八日

北郷又次郎

高崎総右衛門殿

伊東三左衛門殿

(四六八八の2)

右、今度北郷殿跡目就被仰付、首尾如件、
寛文三年卯正月十九日 鎌田藏人 印
〔右七ヶ条ノ本書、宝永二年十月廿三日御文書所へ上ル、〕
(朱書)

四六八九

正月廿二日

一小杉跡目之儀、庄内方江申越候、役人共以相談何カシ

可然由可申上通申候、相聞得次第可入 御耳通申上候、

鎌田藏人

御使 伊東三左衛門

右、入御耳候、早々小杉跡目宛次第可被申上候由上意候事、

四六九〇(の1)

同日

一撰津守殿御祝言之時分、御同心ハ御妹様肝付伴兵衛可

(兼屋)

然之通、先日被 仰出候通御座候、就夫千世松殿御方

江誰ソ御座之差引ヲモ被申、女衆無御座候者無調法ニ

可有御座ト奉存候、誰ソ左様成女衆被 仰付候テ者如

何可御座候哉奉 窺候、

鎌田藏人

御使 伊東三左衛門

(四六九〇の2)

右、入御耳 御意候者御妹撰津守殿御同心可被成候、

又千世松方ハハセウシン罷居候之間、別ニ女方ノ衆入

間敷由 御意候事、

北郷家来小杉宗文跡之儀、都城江申越候処、宗文親類

北郷与左衛門ト申者へ 御意候通可申付由被申上候、

左様御座候者撰津守殿移、来ル廿八日・来月八日吉日

ニテ御座候、廿八日ハ罷成間敷候間、来月八日ニテモ

可有御座哉奉得 御意候、以上、

正月廿七日

(寛文三年カ)

鎌田藏人

御使 喜入五兵衛

(四六九〇の3)

同日

右御返事、来月八日ハ御参勤之被遊 御首途候条、左

様成ニ付成間敷候、急候得共明日被移可然旨被 仰出

候、以上、

一右本書、宝永二年十月廿三日御文書所へ上ル、

(朱書)

四六九一

覚

今度其許後室不慮ニ被成死去笑止之至被 思召候、然者

北郷家跡職之儀、島津市右衛門殿江被 仰付置候上ハ別

条無之候得共、弥以役人其外家中ノ面々、諸事入念仕置

等緩疎無之様ニ堅固ニ可相守旨被 仰出候、依之此節以
相良主税申渡候条、委細可被得其意候、以上、

寅八月三日

(朱書)
「右同断、」

四六九二

仰出

今度庄内跡職島津權十郎殿江被 仰渡候、後見之儀、島津帶刀へ被 仰付之間可申渡之、庄内之儀、近代不慮之仕合ニテ家難統ニ付数年仕置無之、万事祖母被致下知、仕置緩之儀而已有之、(或脱カ)領内致衰微、若キ者共ヲモ不取立、(或脱カ)弥無人ニテ役儀勤者モ無之、手ツカへ之由其聞得候、畢竟女儀之仕置ニ付役人共致大方之故、如此仕合ト不届ニ被 思召上候、依之此節被相改被 仰渡事ニ候、殊ニ帶刀儀ハ少由緒モ有之間、番代相勤候ト存、自身ニ曳請仕置相改申付之可為專要、若此旨ヲ大方ニ存物每致用捨仕置等此中ニ不相替旨被聞召上候ハ、帶刀越度ニ可被 思召上之間、此等之趣慥ニ可承置之通可申渡由 上意候、以上、

亥二月十二日

(朱書)
「右同断、」

四六九三

鳥原表へ松平伊豆守殿・戸田左門殿御下ニ付、為御使可被成御越之旨被 仰出候、其段三原次郎左衛門迄就申入候貴札拜見仕候、今度ハ公(界カ)之儀候間、御若輩如何ニ被 思召候得共、先被応 御意之由尤存候、松平伊豆守殿モ去五日ニ江戸御立之由申来候条、九州内ニ御着候ハ、追付可被成御立候間、其御用意肝要ニ候、委々御使ニ申達候、恐惶謹言、

十二月廿三日

川上左近将監
久国 判

下野守

久元 判

北郷式部大輔様

参尊報

(朱書)
「右同断、」

覚

一異国船見得來候ハ、不移時刻可申上之由弥浦々江被

仰渡候、就其常々次飛脚ハ遅候間、異国船之左右可申

來時者所次ニ侍衆可被次渡候、如何ニモカンチウ成早

道カケノ衆ヲ撰、連々拾人モ拾五人モ被申付置、次飛

脚之状可參時ハ慥ニ時付之下ニ其所ヨリ必判被押候テ

可被次渡候、雖為少時遅々ノ所ハ嘸衆之可為越度事、

一異国船着岸之浦へハ爰許ヨリ即刻可被相越檢使御儀定、

從江戸被 仰下早被 仰付置候間、夜白不嫌可被罷越

候、御伝馬遲出中途滞在候ハ、其所之役人・町別當・

庄屋江深々鋪曲事之段可被 仰付之由候間、今度之儀

者別テ其心得被仕、早々可被申付置候事、

一其所之暫時之延引モ御国之御越度ニ成儀ニ候、是者天

下事ニ候間、尋常之儀之様ニ大方ニ被存間敷候、衆中

之儀ハ不及申、此時之御奉公ニ候、不依町在郷之者ニ

遅々候輩へ者曲事之段可被 仰付候、内々各可被承置

候事、

正保二年三月十二日

穎娃左馬頭(久悠) 印

川上(久國) 因幡守 印

鳥津(久應) 彈正大弼 印

都之城 嘸衆中

殿役奉行

(朱書)「右之本書、宝永二年十月廿三日御文書所へ上ル、」

四六九五

覚

一知行之高壹万石ニ付、出陣之時ハ馬廿騎充之賦ニ候、

然者其方応知行三万石候得ハ総別家中ヨリ出候馬六十

騎ニテ候之間、諸士ヨリ出候馬之數イカホト、被相定、

又其方厩ニ被飼置馬數合六十騎相定タル外ニ可被飼置

儀、カタク可為無用事、

一飼犬十疋ヨリ上ハ可為停止事、孟子ニ、庖有肥肉、厩

有肥馬、民有饑色、野有餓殍、(此脱力)率獸而食人也ト候事、

一大事之出物有之儀ニ候間、何事モ心ノマ、ニ用物共被

申付、就中京都ヨリ下物ナト過分有之儀可為停止事、

一衣裳諸細工方有度マ、ニ有之間敷候、君子ハ憂道而不

憂貧ト候間、衣裳其外諸道具等ヲ專(候テカ)「下々ノツカ

レ候之儀道之外ニテ候事、

一鷹オホク被召置マシキ事、

一諸士被召仕様北郷殿前々ヨリノ次第、無相違ヤウニ可有之事、

一大酒可為停止事、

一万事ヲ差オカレ自然弓箭ナトノ時、諸人ツカレス候テ

用ニ立候様連々覚悟肝要ニ候、北郷殿跡ヲ被健儀者当

家ノタメニ成候様ニトノ儀候処、ムサト北郷殿家中ク

タヒレ行候者其方フカクニ可罷成事、

一諸士下々ニ至ル迄自然罪科可有之時ハ、家老衆へ能々

内談候テ鹿兒島江被申越、以其上イカヤウニモ可相濟

候、心ニマカセラレ候テ麁相ニ有之間敷事、

一学文ヲ專可被懸心候、家國ヲ治事学文ニ為過儀有間敷

候事、

一百姓共被召遣秋稠無之様ニ可被入念候、百姓ツカレ候

得者其國其所ナキカコトクニ成候事、從上古至只今眼

前ニ候、是故論語ニモ、節用而愛人、使民以時ト候事、

一総別百姓・町人以下オヒヒホヲ解タル様ニ存、当代イ

ク久シクト仰候而社家モ繁榮ニ可目出度候、自然左様

之儀相替リ下々苦シミ候ヤウニ成候ハ、天罰道有マ

シク候間、私ノ不及看^(怪カ)□右之心モチサヘ正ク候ハ、

縦祈念等無之候トモシネンニ可有冥加候之事、

一祈念祈禱モ底心尊クオモヒ、慇懃ニ有之候テコソ仏神

ノ守リモ可有之候、信心コレアルトテ朝夕ワケモナキ

様ニサレコトノヤウニ祈念祈禱モ候ハ、還テ其奇特

有之マシキ事、

一知行毛國毛同前ニテ候得者、其主人之心持ニヨリ人ノ

多少有之由古文ニ相見得候、其主人心持能ク候得者人

多出来候、心持悪ク候得者人退候、就中武家ハ人多無

之候テハ、弓箭ハ不罷成事ニ候事、

一身持軽々敷無之様可有分別候、論語ニ、君子不重則不

威、学則不固ト候、見及候ニモ如此文章、主人身持軽々

敷候得ハ内之者不恐候、五人三人召仕人サへ内之者ハ

チ恐レ候ハネハ何事ヲ申付儀モ不調候、況一郷一郡ノ

主タル人ハ、先我カ行義ヲ髓ニ候テ社下々モ其体ヲ見

習ヒ可然道ニ可入候、氣任ニ我マ、ニ分別候テハ諸事

相調マシク候、天下ハ天下之天下也、非一人之天下ト

有之事、

右条々、堅ク被相守、北郷家繁栄ニテ当家之可被抽忠
節覚悟可為肝要者也、

寛永十一年十一月二十六日

北郷式部大輔殿

^(朱書)「右正文ハ、宝永二年十月廿三日御文書所へ上ル、」

四六九六

已上

一筆令啓達候、

一庄内ヲ北郷殿へ被遣候年号之事、

一近代祇答院江所替候テ何年伊集院右衛門大夫入道被致
格護、慶長何年ヨリ又北郷殿庄内江被成再住候ツル哉
之事、

一牛之崎^(峠)山堺之入組ミハ元和何年ヨリ起リ候哉、寛永初
比ニテモ候ツル哉、此方へ覚候ハ寛永三年之師走カ四
年ノ正月歟、木ヲ從伊東殿被代候^(代カ)テヨリ庄内ノ内ニテ
切候由候テ、六ヶ敷成候様ニ覚候、乍去久敷事ニテ然
ト覺無之候、其先ヨリモ被論候ツル哉之事、

一其後從 中納言様彼山ノ内少々付可被進之由候テ、大

形何方ヨリイツレノ山迄可被相付歟ト候テ、從高岡ハ
仁礼藏人、從小林ハ諏訪仲右衛門方ヲ都ノ城へ被差越、
其時分ハ 式部大輔殿江喜入休右衛門被付置候、三人
於都之城談合候ツルハ、寛永十一年之冬ニテ候ツル、
何月ト覺被申候哉、其時分之家老衆北郷主膳殿・北郷
仲左衛門殿覺可有之候、承度候事、

一今度^(繪カ)陰函ニ付、又々堺之儀伊東殿從家老衆達可被申候、
此比平部三郎右衛門ト申人使ニ被越候、此方從老中衆
モ江戸可被仰上ト出合候故、從上古之様子御尋申候事、

一北郷殿庄内被為領候テヨリ以來、終ニ牛之崎^(峠)迄從^(飯)飯肥
見廻申タル事者無之候ツル哉、又從其比少々論候ハン

萌モ見得候ツル哉之事、

右、今条一々ニ返答待合為其以繼飛脚申越候、恐々謹

言、

^(正保三年カ)七月廿三日午下刻

島津彈正

久慶 判

土持權助殿

北郷藏人殿

御宿所

^(朱書)「右本書、宝永二年十月二十三日御文書所へ上ル、」

四六九七

尚々江戸表別条無御座候、以上、

一書令啓候、仍此御地奉始 黃門様何モ御機嫌能被成御座候間可御心易候、然者図書頭へ息合之法之儀承候由、此方へ申越候条書付令進覽候、是ハ 惟新様荒木志摩守入道殿へ御伝受之書之由候テ、殊之外秘密被遊被 仰聞候条、聊御他見無之様ニ御校量尤ニ候、猶期来喜時候、恐惶謹言、

六月十日

下野守

久元 判

北郷式部大輔様

人々御中

〔朱書〕右本書、宝永二年十月廿三日御文書所へ上ル、

四六九八

光久公御袖判

一従当家其方家ニ相分、代々不肖(背力)太守為忠節之家由有其聞得、弥以不相替様心懸可為肝要事、
(旅人之脱力)
一家中広、他国へ相界之間、往還別テ念遣可為肝要事、
一雖不新弓馬・学文之心懸可為專要事、

一乍勿論北郷家連続之上ハ、家老・諸士・下々ニ至ル迄

家之作法不乱様ニ可被致思慮、何篇我儘無之様可被相心得事、

一伊集院左京・弟子丸六郎兵衛事、普代ニテ雖無之、其方若キ故此節庄内へ召移之間、役人共万事致相談仕置等可入念之旨幾度モ可被申渡事、

一右兩人存寄之儀者可致諫言之旨申付置(之カ)条被聞入、宜様ニ相談可為專要事、

一知行方并金銀米錢之儀、彼兩人承曳付出之、勘定残物等之沙汰仕候様ニ可被申渡事、

一年貢諸事取納方代官江任置、役人共大形ニテハ笑止(之)間、借金等無之様ニ心入題目ニ可被申付事、

一任分限武具之外不入華麗物、数寄為奢普請可為無用事、
右条々、可被相守其旨者也、

寛文九年四月九日

島津外記文(殿カ)

〔朱書〕右本書、宝永二年十月廿三日御文書所へ上ル、

文書目録

例言

一 収載順文書目録には、本書に収められた「歴代制度卷之四十六〜六十二」中の全ての文書・記事などについて、番号を付し、掲載順に目録題をとり集録した。

一 文書・記事などの題名については、原題はそのままとり、ないものは編集者が付した。

一 番号・発給年月日・題名を示した。

月の異称は漢数字に改めたが、正月・朔日・晦日などはそのまま残した。

一 参考として、校合に使用した刊本などの出典を示した。書名は以下の通りである。

(原本史料) 「御問條御答書写」(都城市教育委員会所蔵)

「薩州落穂集」(東京大学史料編纂所所蔵)

「御役人帳」(東京大学史料編纂所所蔵)

「田賦集」(東京大学史料編纂所所蔵)

「島津家御旧制軍法卷并四聖君軍賦掟」(東京大学史料編纂所所蔵)

「島津家御旧制軍法卷鈔」(東京大学史料編纂所所蔵)

「山田聖栄自記全」(鹿児島大学附属図書館所蔵)

例 (刊本史料)

(旧記雑録前編) (鹿児島県史料 旧記雑録前編) 一〜二

- 旧記雜錄後編〔鹿兒島県史料 旧記雜錄後編 一～六〕
旧記雜錄追録〔鹿兒島県史料 旧記雜錄追録 一～八〕
徳川実紀〔国史大系『徳川實紀』〕
令条記〔近世法制史料叢書2『御當家令條』〕
御触書寛保集成〔御觸書寛保集成〕
御触書宝曆集成〔御觸書寶曆集成〕
御触書天明集成〔御觸書天明集成〕
御触書天保集成〔御觸書天保集成』上・下〕
〔薩陽落穂集〕〔新薩藩叢書四〕
〔島津家御旧制軍法卷鈔〕〔新薩藩叢書三〕
〔折たく柴の記〕〔新井白石全集』第三〕
〔倭名類聚鈔卷五〕〔倭名類聚鈔〕
〔大島私考〕〔奄美史料②大島私考〕
〔諸覚書類継卷〕〔宮崎県史 史料編 近世5〕
〔職原抄〕〔群書類従』第五輯〕
〔礼記〕
〔論語〕
〔孟子〕

『鹿儿島県史料薩摩藩法令史料集四』収載順文書目録

〔番号〕 〔年月日〕〔収載文書名〕〔参考文書〕

歴代制度 卷之四十六

小普請

- 三四二八 享保三年六月（奉公文支え有無の者の唱等の事）
- 三四二九 享保二十年十二月（小普請・小普請並の子供等の奉公無用の事）

三四三〇

- の1 正徳二年十二月朔日（破損銀、小普請銀と改唱の事）
- の2 （小普請銀呼称由来と月割の事）

- 三四三一 正徳三年九月（小普請の嫡子御奉公の事）
- 三四三二 享保十年八月（御役御免の者、何の奉公も申付なき事）
- 三四三三 元文二年（直觸役退役に小普請銀御免なき者納めの事）
- 三四三四 享保二十一年四月二十七日（小普請の者、隠居・家督・継目の節、大目付へ首尾申出の事）
- 三四三五 天明八年六月二十九日（小普請銀未納者への処置の事）
- 三四三六 寛保三年十二月二日（御膳・祝物・香奠進上、小普請除く事）

誓詞

- 三四三七 宝永三年四月九日（一枚証文・七枚神文、精進日数仰渡の事）
- 三四三八 享保九年正月（神文を誓紙と改唱の事）
- 三四三九 安永七年閏七月（御前誓詞・其外誓紙の面々、精進に及ばざる事）

- 三四四〇 天明七年五月二十五日（御前誓詞の外誓詞仰付の事）
- 三四四一 天明七年七月二十五日（大目付座から宅へ誓詞改の事）
- 三四四二 宝暦五年九月（中山王継目に付誓詞仰付の次第他）
- 三四四三 享保十三年四月（小役人並外城の寄役誓詞の事）
- 三四四四 天明七年正月（隠居・家督の時、勤方に改誓詞の事）
- 三四四五 天明七年正月（表役と部屋付衆・隠居役転役は改誓詞の事）

- 三四四六 享保四年戊（ママ）十月十四日（諸所浦役人神文の事）
- 三四四七 享保三年四月二日（御役就任神文拝受の服の事）
- 三四四八 享保十三年四月十三日（小役人並外城の寄役誓詞の事）

（三四四三号文書と同文）

- 三四四九 寛保三年十二月二十二日（御精進日誓詞差上規定）
- 三四五〇 （慈徳院様七年回忌期間誓詞の事）
- 三四五一 正徳六年五月六日（神文の血判鮮明の事）
- 三四五二 享保二十一年二月（誓詞差出次第改めの事）
- 三四五三 文化七年十月十三日（隠居・家督に付改誓詞未提出の者への通達の事）
- 三四五四 文化七年十一月朔日（船奉行寄宅での誓詞許容の事）
- 三四五五 文化六年八月（隠居・家督の時、改誓詞仰付の事）

星合

- 三四五六 宝暦二年七月二十二日（諸役・諸座へ目付星檢者派遣の事）
- 三四五七 宝暦十三年正月（中奥勤役目付星檢者に及ばざる事）
- 三四五八 同年（宝暦十三年）正月（江戸新奥勤役星合処理の事）

三四五九 天明五年八月十九日(目付星検者を星検使と改唱の事)
三四六〇 正徳四年正月十七日(諸役所へ星合検者派遣の事)
三四六一 寛政元年正月(船藏役人新納六左衛門欠星多に付逼塞三十七日の事)

三十七日の事)

三四六二 安永六年六月二十三日(欠星の者多に付仰渡の事)

三四六三 宝永七年閏八月二十一日(星御免の日仰渡の事)

三四六四 宝永七年閏八月二十一日(星御免・寺参の日の事)

三四六五 天明三年五月(朝四ツ時出勤の事)

三四六六 天明三年十月(欠星多に付家老以下四ツ時出勤の事)

三四六七 天明八年五月(奉行から小役人、五ツ時出勤に改の事)

三四六八 享保五戊(ママ)十月四日(諸役・諸座星合の事)

三四六九 天明四年五月二十二日(御船手・御作事方・屋久島方の星検者、表横目から目付勤改の事)

三四七〇 宝曆二年八月四日(諸役・諸座筆者星合の事)

三四七一 寛政十一年四月十四日(大雨に付川近辺居住の書役御暇御免の事)

三四七二 宝曆二年七月(普請・細工奉行、出物藏星合の事)

三四七三 安永六年八月三日(与頭已下の御役人星合の事)

三四七四 (正徳三年)四月十日(諸座星合、暇・御暇と記す事他)

三四七五 享保二十一年三月晦日(兵具所等の座付士・外城衆中

等星帳差出の事)

三四七六 安永七年(三名の座付士・外城衆中星合申渡の事)

三四七七 戌八月二十二日(武芸見分の時は別星の事)

三四七八 安永十年正月(船奉行等諸役座へは目付星検者代理の表横目星合の事)

三四七九 安永四年七月七日(諸御役人早目出勤、四ツ時の事)

三四八〇

の1 明和五年六月(表方役人から小役人迄役替吟味の事)

旧記雑録追録六(五二三)

の2 (選挙は御家第一の要事の事)

三四八一 明和九年七月十日(支配頭役の者は下役吟味の事)

三四八二 正徳二年十二月五日(諸座筆者、頭指示通り筆写の事)

三四八三 (明和九年)辰九月八日(家老中へ仰出は奉行・頭人承知の事)

三四八四 天明八年十二月(書役・小役人訴訟掛勤の取計の事)

三四八五 宝曆十年六月(諸外城締方横目役内々願一切なき事)

三四八六 寛政三年四月(政務は性質・人柄にて人選し、内願なき事)

三四八七 寛政四年七月(訴訟事に付大奥等口添願一切なき事)

三四八八 安永九年六月二十二日(学文武芸出精の者申出の事)

三四八九 宝永二年十月晦日(船手船頭・水手鍛錬の者仰付の事)

三四九〇 (自分よりの訴訟停止、その頭より申出の事)

三四九一 宝永五年六月朔日(家老直触で無役の者、稀に月番家老に対面の事他)

骨折

三四九二 (格別骨折勤務の者、毎年年末に取調申出の事)

三四九三 七月十三日(諸御役人の内、御用掛か取調掛長詰の者毎月末目付に届出の事)

三四九四 寛政七年十二月(家作・召船造立等格別骨折褒美の事)

三四九五 寛政二年十二月(御役人等骨折の者、頭人・支配頭吟味申出の事)

三四九六

の1 天明六年四月(書役・小役人骨折申出なきにより仰渡の事他)

選挙

の2 寛政二年十一月二日(右に付申出催促の事)

明細書

三四九七 文化二年六月二十一日(諸座書役・小役人の明細帳、正月・六月勝手方へ持参の事)

三四九八 寛政九年八月(御役就任・御役替に付明細書差出の時、部屋栖の者は誰々嫡子・二男等と明記の事)

三四九九 安永八年四月十三日(御役就任・御役替の時、明細書近習方へ差出の事)

三五〇〇 寛政三年十二月三日(船手壁書、船手書役松山権兵衛明細書の事)

三五〇一 正徳三年八月十八日(諸座の小役人帳の事)

三五〇二 享保三年十月三日(拝借・返上高明細帳に記入の事)

三五〇三 午正月十三日(三原善兵衛湯之尾地頭仰付の明細書覚御褒美)

三五〇四 (畢命)「書経」

三五〇五 (大浦百姓次郎兵衛兄弟、孝行に付褒美の事)

三五〇六 宝永六年(城下戒町平左衛門店の正右衛門、母親孝行に付褒美の事他)

三五〇七 (日州穆佐院上倉永村百姓源右衛門三兄弟、耕作方出精に付褒美の事他)

三五〇八 (寛政答書、寛政答書記載孝行者一覽)

三五〇九 寛政二年八月四日(久見崎船手記録、同船手付親孝行者、褒美の事)

三五一〇 寛政元年四月二十八日(同前孝養者に再度褒美の事)

三五一一 寛政四年五月四日(久見崎船手船頭大塚嘉兵衛飢饉に米銭救援に付褒美の事)

三五一二 天明二年十月(大風洪水に付大黒町松元吉左衛門、他

三五一三 国米二千石買入御免の事)

三五一四 天明二年十二月(焼酎作入方中止に付造入置焼酎煎調方の事)

三五一五 天明三年六月(去年凶作、困窮の者救合吟味仰付の事)

三五一六 天明三年七月十六日(去年凶年にて米穀高値に付琉米払方の事)

三五一七 天明四年六月二十九日(去々年以来凶年にて米穀高値に付琉米売場・期間・価格の事)

三五一八 天明五年九月二十一日(琉球国等凶年に続き、大風雨により飢饉、米一万石・一万両拝借の願出の事)

三五一九 享保四年(出水麓町困窮に付炭山・材木山心付の事)

三五二〇 享保十二年十月(困窮御救として出米七升一合の事)

三五二一 享保二十年三月(水引三町へ飢饉御救米支給の事)

三五二二 享保十九年十月(向田町洪水に付真米三百石拝借の事)

三五二三 享保二十年十一月三日(京泊浦類焼に付拝借米の事)

三五二四 正徳二(三カ)年(市来港唐人町、凶年願により向田浦より赤米百石売米の事)

三五二五 正徳二(三カ)年閏五月(右に付追加売米の事)

三五二六 享和三年六月(痢病・癩疹流行に付無縁の者に施薬指示の事)

の1 寛政十年八月(期限付、年貢・古未進・拝借下切の事)

の2 午十二月二十日(諸郷・諸浦浜野町等の年貢・古未進・拝借等下切の事)

の3 午正月十日(引札を以て取調、早々に申出の事)

の4 午正月二十四日(下切以外の拝借等取扱の事)

三五二七 (火事に遭った船手定船頭・定水手御救の事)

三五二八 天明三年六月(凶年にて困窮の者御救の為吟味の事)

録

書目

三五二二 天明二年十月(大風洪水に付大黒町松元吉左衛門、他

三五二九 天明三年六月(凶年に米穀高値に付琉米払方の事)

三五三〇 宝永五年(鹿兒島土の内難儀の者御救の事)

三五三一 天明二年四月(極貧調への与方は勞に付格付の事)

三五三二 宝曆十三年(伊集院野町勞に付角力・芝居興行御免)

三五三三 寛政四年十二月(西田町勞に付興行御免の事)

三五三四 寛政元年五月(琉球凶年に付出米の内五百石代銀払方)

三五三五 文化六年七月(諸究士御救米、以前の通りの事)

三五三六 天明三年(坊津浦唐船漂着場勞に付生蠟大坂販売無運賃御免の事)

三五三七 寛政十二年九月二十二日(出水米之津町凶作勞に付旅込屋御免の事)

御差控

三五三八 寛政七年九月十三日(在国に付江戸表へ差控の伺書)

三五三九 卯九月(差控伺中は家老御用の外は対客致さざる事)

三五四〇 九月(差控中の月次御礼日御機嫌伺の事)

三五四一 寛政七年九月(差控に付御機嫌伺の事)

差控

三五四二 享保十九年十二月(差控中、家老・大目付取扱の事他)

三五四三 天明五年二月(御断を差控と改唱の事他)

三五四四 天明七年五月(差控中の御目通りの事)

三五四五 正徳三年五月七日(御断の人の訴訟取揚げまじき事)

三五四六 寛政七年十二月(差控書勤内の支配頭へ差出べき事)

三五四七 八月(手形なき者の名前書違ひ、咎めなき事)

三五四八 寛政十年九月(差控申出の時は書付大目付へ差出事)

三五四九 天明八年七月二日(被進・御進上と唱の事)

三五五〇 天明六年十二月(太守様へ一門方より進上物の仕向他)

三五五一 天明六年十二月(進上物の事)

三五五二 天明六年十二月(進上物の事)

三五五三 天明六年十二月(称林院・貞寿院進上物の事)

三五五四 天明七年七月(臨時・定式等の進上物の事)

三五五五 天明七年七月(御前様・内証様等への進上物定)

三五五六 天明七年七月(進上物の事)

三五五七 天明七年六月(隠居・家督の進上物の事)

三五五八 天明七年八月(一門以下寄合並以上の御目見・御礼の進上物の事)

三五五九 天明七年九月(進上物定)

三五六〇 天明七年十一月二十八日(一門方より太守様への年間進上物・時節の定)

三五六一 天明七年四月三日(一門方嫡子誕生・七夜祝等の進上物の事)

三五六二 天明七年四月(太守様元服祝儀に付進上物定)

三五六三 天明七年四月(太守様侍從任官祝儀に付進上物定)

三五六四 寛政二年十一月(中将様任官の祝詞総代の事)

三五六五 未六月(中将様隠居・太守様家督祝儀に付進上物事)

三五六六 天明六年十一月十四日(若殿様御目見に付進上物事)

三五六七 天明六年四月(太守様晴厄結願に付進上物の事)

三五六八

の1 元文二年七月(御役・地頭職等就任御礼の進上物の事)

の2 元文二年七月(右に付借物代等の事)

三五六九 寛政三年六月(大目付以上の家督継目御礼進上物の事)

歴代制度 卷之四十七

進上物

- | | | | |
|------|-------------------------------|------|----------------------------|
| 三五七〇 | 正徳三年六月十八日 (進上の時、白木受台無用の事) | 三五九五 | 寛政八年 (八朔・年頭遠慮の者、赦免後の事) |
| 三五七一 | 正徳三年六月二十三日 (進上物仰渡の事) | の 1 | 辰五月 (右に付申渡の事) |
| 三五七二 | (曲礼)「礼記」 | の 2 | 享保八年十二月 (元服継目家督等や間の進上の事) |
| 三五七三 | 元文三年正月八日 (進上馬代銀定) | 三五九六 | 享保十六年四月十一日 (諸士出家中紙二束進上の事他) |
| 三五七四 | 安永四年五月 (虎寿丸への一門から寄合並迄進上定) | 三五九七 | 寛政七年五月 (嫡子届済に付江戸同様国元進上の事) |
| 三五七五 | 正徳五年十月六日 (目録進上の心得の事) | 三五九八 | 寛政八年六月 (当八朔より若殿へ中将様同様進上の事) |
| 三五七六 | 天明五年十一月 (進上物掛表坊主の人数等差配の事) | 三五九九 | 享保八年十二月 (進上物樽台、進物蔵より借受の事他) |
| 三五七七 | 天明七年十二月 (太刀・目録料物添え雉子間進上の事) | 三六〇〇 | 享保十五年七月 (八朔太刀進上定) |
| 三五七八 | 天明八年八月 (入田元中法橋就役に付進上願申出の事) | 三六〇一 | 享保十六年八月十一日 (御礼進上は代銀当日納の事) |
| 三五七九 | 宝永六年五月十八日 (中紙進上は三束ずつの事) | 三六〇二 | 旧記雜録追録四 (一三三) |
| 三五八〇 | 天明五年正月二十四日 (土踊・町踊当日進上物の事他) | 三六〇三 | 寛保四年正月二十日 (八朔進上、忌避の事) |
| 三五八一 | 元文二年四月 (太刀進上目録書の定) | 三六〇四 | 延享二年十一月二日 (鞍置馬代銀進上定) |
| 三五八二 | 元文二年四月 (諸御礼進上物、以前同様に改定の事) | 三六〇五 | 享保三年二月二十九日 (内証様より目録進上なき事他) |
| 三五八三 | 享保二十年九月 (進上物銀八匁仰渡、規模帳書載の事) | 御領物 | |
| 三五八四 | | 三六〇六 | 天明七年二月 (上様御返を拝領物と唱・書付の事) |
| の 1 | 元文二年五月 (拝領・進上の品改の定) | 三六〇七 | 享保七年十二月 (使に即座に青銅遣わさざる事) |
| の 2 | 元文二年五月 (吉書規式の褒美・拝領物定) | 三六〇八 | 元文二年五月 (拝領・進上の品改の定) |
| 三五八五 | 天明七年二月 (上々様御返を拝領物と改唱の事) | の 1 | 元文二年五月 (吉書規式の褒美・拝領物定) (三五八 |
| 三五八六 | 明和八年八月十七日 (大目付・側役役替の進上に付内証の事) | の 2 | 四号文書と同文) |
| 三五八七 | 天明六年十月 (公方様薨去に付江戸にて進上の事) | 御機嫌伺 | |
| 三五八八 | 寛政二年八月 (八朔進上忌中等控者、追つて進上の事) | 三六〇九 | 天明五年十一月 (初雪に付御機嫌伺の事) |
| 三五八九 | 寛政二年八月 (八朔進上、隠居様同様部屋栖様の事) | 三六一〇 | 巳十一月二十七日 (暑寒の御機嫌伺新規の事) |
| 三五九〇 | 寛政七年三月 (進上遠慮の咎目の者、赦免後の事他) | 三六一一 | 天明五年十一月 (暑寒の御機嫌伺定) |
| 三五九一 | 寛政七年五月 (若殿様へ進上物・式次第の事) | 三六一二 | 天明五年十一月 (城方限出火・鎮火の御機嫌伺定) |
| 三五九二 | 寛政七年八月 (嫡子届に付若殿様へ祝儀進上定) | 三六一三 | 天明六年二月 (一門より暑寒の御機嫌伺次第他) |
| 三五九三 | 寛政十年五月 (再縁に付祝儀に及ばざる事) | 三六一四 | 天明五年十一月 (月番家老暑寒中对客日定) |
| 三五九四 | 寛政十年五月 (太守様・御前様への進上の事) | | |

三六二五 天明六年三月(月番家老暑寒中対客日定改)

三六二六 三月(家老宅にて暑寒対客の次第及び時刻の事)

三六二七 天明五年十二月(十一カ)月(進上物取扱、表坊主取計)

三六二八 寛政三年六月(新たに土用入・大寒入御機嫌伺の事)

三六一九 の1 寛政元年八月(直触以上御役人、在国時御機嫌伺の事)

の2 酉八月二十三日(右に付申達の事)

三六二〇 寛政四年閏二月(初めて御目見・諸御礼着用服の事)

三六二一 安永八年十月三日(桜島大燃に付家老より御役人へ太守様への御機嫌伺仰渡の事)

三六二二 天明七年六月十二日(無役の大身分・寄合並の嫡子・末子迄も御機嫌伺の事他)

三六二三 (出発・帰殿及び御留守中、御用人広敷勤め定)

三六二四 寛政三年四月(大目付以上・御側御用人・御側役、広敷にて祝儀・御機嫌伺江戸国元同様の事)

三六二五 宝暦四年六月晦日(太守様病氣に付御機嫌伺の事)

三六二六 寛政九年九月七日(指宿港光越に付大目付以上御機嫌伺の事)

三六二七 享和三年九月二十日(大玄院百年回忌法事に付三殿様へ御機嫌伺の事)

三六二八 文化元年六月十一日(円徳院五十年回忌法事に付右同断)

三六二九 寛政八年十月(浄国院五十年回忌法事に付右同断)

三六三〇 明和九年十二月二十五日(浄岸院逝去に付太守様へ御機嫌伺の事他)

三六三一 享和二年二月十二日(有馬寛右衛門御機嫌伺の事)

三六三二 元文四年八月二十一日(御前様逝去に付三殿様へ御機嫌伺の事)

三六三三 寛政八年六月二十五日(御前様不快に付願文・御機嫌伺の事)

三六三四 寛政八年六月二十九日(御前様大事の容体に付三殿様へ御機嫌伺の事)

三六三五 安永四年十月十四日(御前様不快に付家老諸役人へ御機嫌伺仰付の事)

三六三六 未十一月十四日(御前様病氣に付両殿様へ御機嫌伺の事)

三六三七 未十一月十四日(右に付諸士・門主迄御機嫌伺の事)

御祝儀事振合

三六三八 延享三年十二月十四日(一門・大身分等祝儀・御機嫌伺改めの事)

三六三九 正徳四年未(ママ)四月二日(大目付以上、使者祝儀改勤家老を以て祝儀書状の事他)

三六四〇 文化七年正月(格別儉約に付少将任官進上無用の事)

歴代制度 卷之四十八

御親類様 三六四一 (重豪の親類・縁者筋由緒の事)

御両敬 三六四二 安永五年五月(佐竹右京大夫両敬取替の事他)

三六四三 安永五年九月(松平越中守両敬取替の事他)

三六四四 安永五年十月(松平筑前守両敬取替の事)

三六四五 安永五年十二月(敬姫奥平家縁組に付両敬取替の事)

三六四六 寛政八年三月(松平但馬守両敬により様の文字の事)

三六四七

の1 寛政十一年五月(細川越中守一橋家縁に付両敬の事)

の2

未五月二十三日(両敬取替の御方々様の事)

三六四八 寛政九年二月(丹羽左京大夫両敬取替の事)

三六四九 寛政八年四月(操姫縁組により両敬取替の事)

三六五〇 天明七年七月(水野彦岐守両敬取替の事)

三六五一 文化六年正月(本多丹後守両敬取替の事)

三六五二 文化六年十一月(松平飛騨守嫡子孝之進等縁組両敬取替の事)

三六五三 安永七年九月(松平大膳大夫等縁組両敬取替の事)

三六五四 文化九年七月(堀田豊前守両敬取替の事)

他所御由緒寺院

三六五五 (鎌倉相承院他諸寺院由緒の事)

三六五六 慶長十八年十二月十九日(京道正庵へ下賜米由緒他)

三六五七 宝永七年二月十五日(三輪山先達大門坊の事)

三六五八 (御炊大夫神領百石寄付分、毎年銀子十枚奉納の事)

三六五九 (蓮金院創建以来寄付石高等の事)

三六六〇 寛永十六年十月二十三日(高野山蓮金院の事)

旧記雜録後編六(六九)

三六六一 元禄十年三月十日(蓮金院緩疎なき様の事)

三六六二 (武州品川清徳寺由緒他)

三六六三 延享五年三月六日(伏見大黒寺由緒申出の事)

三六六四 (鞍馬山妙寿院毘沙門寄付由緒の事)

三六六五 享保二年十一月(京都相国寺林光院の惟新様肖像由緒)

三六六六 (高野山蓮金院由緒)

三六六七 享保元年九月(蓮金院へ先祖牌所の灯明料寄進の事)

京都道正庵並桂女由緒

三六六八 亥正月二十三日(京道正庵へ下賜米由緒札の事他)

書目録

佐土原 三六六九 (寛政答書、島津淡路守家筋の事)

三六七〇 寛政元年七月(島津淡路守会釈諸事取持格式の事)

三六七一 文化五年十一月(佐土原班位・禄制の次第)

三六七二 十一月(淡路守大名家にて、御の唱・書付の事)

三六七三 正徳二年十一月十四日(島津淡路守唱・書付の事)

三六七四 安永七年九月(島津但馬守へ御辞儀・踰踞の事)

英彦山

三六七五 (英彦山由緒抜書)

江戸御立入

三六七六

の1 安永四年十二月十六日(江戸立入町人頭隠居家督の事)

の2 申正月五日(右に付申渡の事)

三六七七 貞享三年四月(立入諸職人御覧の事)

大坂御銀師御出入

三六七八 (大坂銀師並出入商人の事他)

三六七九 十一月二十日(薩摩商人船アワ座新堀着の事他)

三六八〇 五月十七日(大坂衆薩摩屋二兵衛尉問屋指定の事)

三六八一 七月二十七日(薩摩屋、右二通写を差上の事)

三六八二 寅九月九日(京・伏見・大坂屋敷飯屋付は向後勝手方支配の事)

三六八三 安永四年閏十二月二十五日(定問屋・小問屋の外一切脇宿嚴禁の事)(卷十七 九九三号文書と同文)

大坂中仕

三六八四

寛政九年四月十四日(浦船産物積登の質米請取の定)

歴代制度 卷之四十九

守護職

三六八五 (守護職の事)

三六八六 (職原抄、国司の事)「職原抄」

三六八七 (守護地頭を置く事)

三六八八 建武五年(諸国守護人の事)

三六八九 (文治元年、忠久島津庄下司職補任の事他)

三六九〇 丑四月三日(日向国絵図御家・伊東家相合主取に付書付差上の覺)

三六九一 (職原抄支流、国司・守護の事)

諸御役場心得

三六九二

の1 亥二月十二日(表方支配の役人諸事申出の事)

の2 宝永五亥(ママ)三月(右に付大藏殿差図の事)

三六九三 享保三年六月十六日(月番・御用番・当番と唱の事)

三六九四 享保五年二月(月番家老退出後に諸役座退出の事)

三六九五 (諸向支配分唱及び改唱の事)

三六九六 享保十二年十一月(支配は側方・勝手方等分置の事他)

三六九七 元文二年四月(病氣にて欠勤百日毎、頭へ届の事他)

三六九八 安永七年五月(筆者を書役と改唱の事)

三六九九 安永七年六月(諸役座、奉行・頭人鑰受取の事)

三七〇〇 安永九年七月(御側・御奥・大奥と改唱の事)

三七〇一 安永十年二月(側廻を奥向または奥勤と唱・書付の事)

三七〇二 天明四年三月(稽古の者、見習・稽古と唱・書付の事)

三七〇三 天明五年十一月(定書役・定検者を書役・検者と改唱の事)

三七〇四 天明六年三月十三日(無懈怠の事を皆勤と改唱の事)

三七〇五 天明六年七月二十五日(諸寄役、助・寄区別の事)

三七〇六 天明六年十二月七日(助役を自分助と唱の事)

三七〇七 天明七年七月十日(大目付、御の文字不用の事)

三七〇八 天明七年四月十二日(寄役・助役を何役寄・何役助と

唱の事)

三七〇九 天明三年正月(諸役何係の係文字を掛に改の事)

三七一〇 寛政五年五月朔日(奥掛・大奥掛と唱・書付の事)

三七一一 天明五年八月(納戸・兵具所等役所札御の字使用の事)

三七一二 元文二年八月二十日(外城衆中役儀は地頭仰付の事)

三七一三

の1 元文二年七月十八日(大坂留守居届で京都留守居宛は

急・不急区別の事)

の2 巳八月十四日(右に付差図の事)

三七一四 享保十二年九月二十八日(拝借米願は勝手方申出の事)

三七一五 享保十二年十月七日(出火・変死等は表方へ申出の事)

三七一六 天明八年五月(先代仰出の規定通り出精の事)

三七一七 天明八年七月二十三日(用人座へ差出の通達写の事)

三七一八 天明八年八月(琉球不時届、写を御用部屋へ申出の事)

三七一九 享保九年三月(傍輩より扶持を取るべからざる事)

三七二〇 安永七年四月(城内夜廻刻限改めの事)

三七二一 正徳三年三月二十二日(兵具所番足輕見廻の事)

三七二二 明和二年六月八日(座々退出後の不時の御用取計の事)

三七二三 安永七年九月(退出後城内違変の時、諸事取計の事)

三七二四 (御用申談では算用役・書役何度も勝手方へ連絡の事)

三七二五 天明六年九月二十二日(勝手方御用取計の事)

三七二六 宝永二年九月(百姓・岡町人・浦人等火災後処理の事)

三七二七 享保八年四月(勝手方算用は調べ方心得の事)

三七二八 享保二十年十月(自分用事の外出は家老へ届の事)

三七二九 寛政五年三月八日(京大坂買物の高値配慮宛名書の事)

三七三〇 明和五年十一月十八日(諸座用筆紙墨使用手続きの事)

三七三一 安永九年七月(役人帳から除外の役名の事)

三七三二 天明五年四月二十二日(記帳の時、何某首尾と書く事)

| | | | |
|------------------|---|---------------------------|--|
| 三七三三 | 安永七年五月 (安永七年、役名改唱の事) | 三七五八 | 文化五年九月 (樺山・秩父勤役中の帳簿取扱抜捨の事) |
| 三七三四 | 安永八年四月 (安永八年、役名改唱の事) | 三七五九 | 文化五年閏六月二十七日 (隠居様介助断るも配慮の事) |
| 三七三五 | 安永九年七月 (安永九年、役名改唱の事) | 三七六〇 | 寛政七年六月 (島方勤め済の者勤務元通りの事) |
| 三七三六 | 安永十年四月 (書院小役人を書院小頭と改唱の事) | 三七六一 | 寛政八年四月 (徒・藏方目付、横目、役勤方の事) |
| 三七三七 | 天明元年八月 (休息方を休息方勤めと改唱の事) | 三七六二 | 寛政六年四月 (痘瘡・癩疹等の病人看護人遠慮の事他) |
| 三七三八 | 同 (天明元年八月) (夜番を泊番・泊と改唱の事) | 三七六三 | 寛政四年十月 (中将様下向に付二之丸御機嫌何の事) |
| 三七三九 | 天明元年十二月 (何方様方を何方様付と改唱の事) | 三七六四 | 寛政二年九月六日 (御役人等歩行不自由の者杖御免) |
| 三七四〇 | 天明二年九月 (御帰殿と唱・書付の事) | 三七六五 | 寛政二年九月二十六日 (調事肝要の趣旨書き記す事) |
| 三七四一 | 天明三年二月 (役名改唱の事) | 三七六六 | 文化六年五月十九日 (忌服明け、継目養子成願の事) |
| 三七四二 | 天明三年五月 (役名改唱の事) | 三七六七 | 天明八年六月 (諸役座退出は取違なき様肝要の事) |
| 三七四三 | 天明三年八月 (九州筋を九州路と改唱の事) | 三七六八 | 天明八年十二月 (書役・小役人訴訟元役復帰勤めの事) |
| 三七四四 | 天明三年八月 (外城郷士を郷士と書付の事) | 三七六九 | 天明七年八月二十四 (二十七カ) 日 (家老衆名の掟書 退役処理の事) |
| 三七四五 | 天明三年九月 (異国船掛を異国船手当と書付の事) | 三七七〇 | 天明七年八月十八日 (大目付衆以上への御礼廻の事) |
| 三七四六 | 天明三年九月 (大奥虎寿丸休息所を中奥と改唱の事) | 三七七一 | 享保十五年十月四日 (諸役座へ目付や屋検者派遣の事) |
| 三七四七 | 天明三年九月 (江戸居付を定府と改唱の事) | 三七七二 | 正徳三年八月十三日 (小役人等中間勤中祝参加禁の事) |
| 三七四八 | 天明三年九月 (扱首を棒と改唱の事) | 三七七三 | 享保二年九月二十五日 (御役人重要事は自ら申出の事) |
| 三七四九 | 天明三年十月 (城下土成の郷士、何方郷士何某の事他) | 三七七四 | 享保十二年五月 (諸役座立付の障子繕の事他) |
| 三七五〇 | 天明三年十月 (記録方稽古を記録見習と改唱の事他) | 三七七五 | 享保二十年七月 (諸役名唱・書付の事) |
| 三七五一 | (宝暦十年) 辰五月七日 (諸座御用洩れなき事) | 三七七六 | 享保二十一年二月十三日 (表・勝手方の者役座詰の事) |
| 三七五二 | 寛政十年八月 (役替・役任免者、三日間麻袴着用の事) | 三七七七 | 元文元年七月二日 (外城役人招喚、外城へ出向控の事) |
| 三七五三 | 寛政九年八月 (諸役座より郷役招喚の事) | 三七七八 | 天明八年七月 (諸役所の多葉粉盆取換、外城へ出向控の事) |
| 三七五四 | 文化二年閏八月 (町人・商人訴訟は廉直に吟味の事) | 三七七九 | 天明八年七月 (竹柄杓取替作事方から数寄屋取扱の事) |
| 三七五五 | の 1 享和二年九月 (諸御役人定数改めの為吟味の事) | 三七八〇 | 享保三年六月 (御用帳面取載証文等二重取置不渡の事) |
| の 2 九月 (右に付申渡の事) | 三七八一 | 享保十五年九月二十八日 (奉行・頭人より申渡の事) | |
| 三七五六 | 明和九年七月 (支配頭役の者は下役吟味の事) (三四 八一号文書と同文) | 三七八二 | 享保二十年十一月 (江戸等への問合せ、文字小さき事) |
| 三七五七 | 明和九年十一月二十五日 (浮説取り沙汰なき様の通達) | 三七八三 | 享保二十年十一月 (諸座御用筋の書付趣旨明解の事) |
| | | 三七八四 | 正徳三年六月二十三日 (側・表役人、月次御礼の定) |

三七八五 (御役の次第他)「薩陽落穂集」

三七八六 安永六年八月三日(容貌・言語等に付役人を吟味の事)

三七八七 安永六年八月十二日(容貌・言語等に付役人吟味の事)

三七八八 安永七年八月二十三日(高奉行・代官へ手形米の事)

三七八九 文化六年正月二十九日(祝儀出仕書諸役場提出の事)

三七九〇 天明六年七月(役名改唱の事)

旧記雑録追録一六(二三九七)

三七九一 安永二年四月(奉行・頭人祝儀等座勤めを欠かざる事)

三七九二 安永四年五月二十日(破損修補に付座横目見分の事)

三七九三

の1 文化五年十二月二十七日(榊山主税・秩父太郎勤役中の帳簿取扱焼捨の事)

の2 文化六年五月十九日(右証文通知の確認と変更の事)

三七九四

の1 巳五月(榊山主税・秩父太郎勤役中取扱の事)

の2 十二月(勝手方より吟味・調書差出の事)

三七九五 卯十二月二十八日(山奉行等へ須木表犬山企に付通達

三七九六 辰(巳カ)正月(諸郷鷹場一往引取・一匁出銀御免の事)

三七九七 巳正月(城下三里四方持留地等にて犬山狩禁止の事)

三七九八 二月(勝手方並其外家宅にて内意等承らざる事)

三七九九 二月十四日(座々入用の品々、本払帳総書一紙の事)

三八〇〇 二月二十四日(書役・検者田舎諸行奉公の事)

三八〇一 三月(教授毎月二日講釈から四ツ後講釈替の事)

三八〇二 三月(奉行・頭人御用取扱の事)

三八〇三 三月(御役人就任や役替に書役・小役人召入なき事)

三八〇四 明和十年十二月十二日(日置を日置と改唱の事)

三八〇五 享和元年五月(御前・脇方御用の品登方の事)

三八〇六 明和十年四月(小倉筋を出水・大口筋と唱・書付他)

歴代制度 卷之五十

【諸御役目御城代至御側役】

御城代

三八〇七 (守護代・留守居・軍代と唱の事他)

三八〇八 (中納言・寛陽院・浄国院時代の城代の事)

三八〇九 宝曆十一年二月朔日(島津備中家老上席へ座席の事)

三八一〇 (建長から文明迄の守護代の事)

三八一一 (忠久・忠時の守護代の事)

三八一二 延宝八年三月(佐多豊前城代、采地二千石の事)

三八一三 (佐多豊前・将監城代由来)「薩陽落穂集」

三八一四 (御役場大概記、城代当分なき事他)「御役人帳」

御家老

三八一五 (家老役料の事)

三八一六 (家老諸掛の事)

三八一七 (忠久時代、本田氏・酒匂氏家老勤めの事)

三八一八 享保五年二月(俵約に付家老与力四人を三人の事他)

三八一九 慶安元年(初めて月番家老召建の事)

三八二〇 天明五年正月(奥・表共表月番家老勤めの事)

三八二一 明和七年十一月(島津左中・榊山左京側方用向勤の事)

三八二二 天明二年三月(家老殿中にて表坊主先立の事)

三八二三 天明七年七月十日(評定所吟味の他の式日定)

三八二四 宝永二年(評定所を家老座と改唱の事)

三八二五 宝曆六年丑(ママ)十二月(家老与所を城内召建の事)

三八二六 天明六年七月(家老与所を大身分触役所と改唱の事)

三八二七 享保二十一年正月(島津玄蕃家老座出勤により家老出

録目書文

入口出入の事

三八二八 宝曆十一年二月朔日(島津備中家老上席へ座席の事)

三八二九 宝曆十年五月九日(島津若狭家老座出勤、座席若年寄より上席の事)

三八三〇 (島津若狭、宝曆十一年八月四日家老、明和二年二月依願御役御免の事)

三八三一 天明六年正月(家老御用にて罷通の時の応対の事)

三八三二 天明六年正月(家老座出入の事)

三八三三 明和七年二月(島津李留守中家老座へ勝手勤めの事)

三八三四 宝曆十一年十二月(家老鎌田隼人総髪御免の事)

三八三五 安永二年九月十五日(樺山左京病氣に付依願御役御免)

三八三六 安永七年五月(家老尾畔掛御免の事)

三八三七 安永六年六月二十四日(赤松造酒御役御免の事)

三八三八 安永八年八月(赤松造酒御役御免仰付の事)

三八三九 明和六年三月二十七日(小松帯刀家老名にて首尾の事)

三八四〇

の1 寛政五年五月(島津伊賀御役御免、時服等拝領の事)

の2 天明七年正月(二階堂主計興詰の事)

三八四一 天明七年正月(市田勤解由興掛の事)

三八四二 天明二年八月(二階堂主計虎寿丸付家老の事)

三八四三 元文元年十月九日(種子島彈正依願御役御免の事)

三八四四 享保八年十一月十一日(島津左中御前家老役料の事)

三八四五 (家老職務職掌役料職階の詳細)「御役人帳」

御側詰

三八四六 天明五年二月(川上頼母側詰、役料・掛等の事)

三八四七 安永九年七月(勝手方添役・側詰小姓頭役役人帳より除く事)

三八四八 已二月(直接伺仕る事他)

三八四九 已二月(家老御用向承る事)

三八五〇 已三月(川上頼母側詰役替に付役料・用達等の事)

三八五一 正徳三年(樺山助太郎・相良新平側詰の事)

三八五二 享保十一年巳(ママ)二月(島津内膳側詰座勤の事)

三八五三 享保十一年巳(ママ)二月(伊集院藏人側詰座勤の事)

若年寄

三八五四 (談合役・詰役を若年寄と改唱、役料・賄料の事)

三八五五 安永九年七月二十七日(書院掛等大目付支配から若年寄支配に変更の事)

三八五六 享保二十年九月八日(若年寄加役等の事)

三八五七 享保二十年九月(若年寄加役等の事)

三八五八 天明八年三月二十九日(誓詞掛等若年寄仕向の事)

三八五九 享保二十年八月(家老島津市太夫・二階堂舎人吉野馬追等若年寄加役勤めの事)

三八六〇 天明六年十一月(小番・一代小番等若年寄支配の事)

三八六一 天明五年三月六日(若年寄・大目付と書付の事)

三八六二 天明七年七月十日(若年寄役名に御の文字除く事)

三八六三

の1 (家老末座へ相談役召置、本田伊賀等六人の事他)

の2 安永七年五月(島津大進尾畔方等勤め、厩方御免の事)

の3 安永八年十二月朔日(島津大進家老同前、月番勤の事)

の4 天明元年十一月三日(新納波門御役御免、養料百俵事)

三八六四 (談合衆・詰衆・若年寄の事)「薩陽落穂集」

三八六五 享保十一年十二月朔日(島津登若年寄就任、役料の事)

三八六六 (若年寄職務職掌役料職階の詳細)「御役人帳」

大目付

三八六七 宝永三年十二月十二日(横目頭を大目付と改唱の事)

三八六八 (島津安芸久雄横目頭年間不詳の事)

- 三八六九 天明七年七月十日(大目付役名に御の文字除く事)
 三八七〇 安永二年二月(大目付新納内蔵、江戸留守詰の事他)
 三八七一 享保十一年七月(公義御用人致改方加役の事)
 三八七二 明和五年正月二十三日(大目付の内一人勝手方勤の事)
 三八七三 明和六年十月十六(十八カ)日(着城後は勝手方勤め不用の事)
 三八七四 享保七年六月晦日(糺明時、大目付一人城内残る事)
 三八七五 安永六年十二月十二日(鳥津矢柄御役御免、養料の事)
 三八七六 安永七年正月十一日(宮之原甚五太夫大目付へ役替事)
 三八七七 安永七年正月十八日(宮之原大目付役にて勝手方勤事)
 三八七八 明和七年正月二十二日(鳥津矢柄江戸留守詰の事)
 三八七九 明和二年十二月(勝手方へ一人・一ヶ月勤めの事)
 三八八〇 天明二年未(ママ)三月朔日(新納内蔵御役御免他)
 三八八一 天明二年七月(川上頼母大目付へ役替、証文差出御免)
 三八八二 元文二年閏十一月二日(伊集院十蔵江戸詰、公義へ若年寄並と唱の事)
 三八八三 (大目付、旧来横目頭の事)「薩陽落穂集」
 三八八四 (大目付職務職掌役料職階の詳細)「御役人帳」
 大目付格
 三八八五 明和七年七月(赤松則正・二階堂部大目付格の事他)
 三八八六 明和七年九月(赤松・二階堂大目付格、大目付同前事)
 三八八七 明和九年六月十九日(町田監物大目付格、勤方の事)
 三八八八 辰八月(大目付格町田監物座席等は二階堂部の上の事)
 三八八九 安永七年六月三日(町田監物登城控所は寺社奉行同様の事他)
 三八九〇 文化二年十一月二十五日(鎌田政詮大目付格側役の事)
 大番頭
 三八九一 (安永九年創設、大御番頭後に大番頭と改唱の事他)
 三八九二 安永九年七月二十一日(大番頭創設に付書付の事)
 三八九三 天明六年六月(新番・一代新番等大番頭支配の事)
 三八九四 天明六年七月二十三日(明所の郷、大番頭支配の事)
 三八九五 安永十五年(ママ)(大番頭座は御用人座二階の事)
 三八九六 安永九年八月(大番頭座出の書付にて御役人御用の事)
 三八九七 文化六年三月(役場引払仰付あるも元通りの事)
 三八九八 文化六年三月(小番・新番支配等大番頭支配の事)
 三八九九 (書役四五人の事)「御役人帳」
 御勝手方添役
 三九〇〇 享保二十一年十一月十一(十八カ)日(勝手方添役創設等の事)
 三九〇一 安永九年七月(勝手方添役役名役人帳より削除の事)
 寺社奉行
 三九〇二 享保十一年二月六日(寺社奉行経過と役料等の事)
 三九〇三 (寺社奉行創設由来等の詳細)「薩陽落穂集」
 三九〇四 (寺社奉行職務職掌役料職階の詳細)「御役人帳」
 御勘定奉行
 三九〇五 (宝永十七年以來の役名、札奉行兼帯・役料の事)
 三九〇六 宝永五年正月十六日(勘定所・勘定奉行と改唱の事)
 三九〇七 (勘定奉行格式浄国院時代に確立の事)「薩陽落穂集」
 三九〇八 (勘定奉行設置に付申す事)「折たく柴の記」
 三九〇九 (勘定奉行職務職掌役料職階の詳細)「御役人帳」
 御小姓与番頭・当番頭・奏者番
 三九一〇 天明六年七月二十五日(与頭を小姓与番頭と改唱事他)
 三九一一 (十人衆を奏者番と改唱、職務職掌の事)
 三九一二 (弓場奉行、六人賄料から四人賄料の事)
 三九一三 天明四年十二月(寄合日の事)
 三九一四 天明六年十月(番頭勤め向後は小姓与番頭に交替の事)

三九一五 天明午十月十九日(小姓与番頭、当番頭席順の事)
三九一六 寛永十七(十九カ)年十二月(城下士十組由来、与頭等の事)

三九一七 寛永十九年十二月十三日(与頭衆へ仰出の条々)

三九一八 旧記雜録後編六(二九〇)

寛永十九年十二月十三日(与頭衆へ仰出の条々)

三九一九 旧記雜録後編六(二九一)

安永七年九月(退出後城内違変の時は当番の番頭・目付諸事取計の事)

三九二〇 安永六年九月(六組与頭へ仰付の事)

三九二一 安永六年七月二十九日(与中礼節勤務肅正の事)

三九二二 明和二年三月(与中外方徘徊差止の者、大目付届の事)

三九二三 文化六年三月(小姓与番頭、小番・新番支配御免の事)

三九二四 宝永六年丑閏正月(ママ)二十八日(与中への触の事)

三九二五 享保九年寅(ママ)正月十四日(番頭御礼濟へは与頭御礼には及ばざる事)

三九二六 (与頭の起りの事)「薩陽落穂集」

三九二七 (奏者番由来の事)「薩陽落穂集」

三九二八 (与頭・番頭職務職掌役料職階の詳細)「御役人帳」

御側御用人・同格

三九二九 (旧名申口役・使衆、表・側区別なき事他)

三九三〇 天明元年十二月(何方様付と唱・書付の事)

三九三一 天明七年正月(隠居様側御用人は側役兼務の事)

三九三二 安永七年閏七月(側御用人・近習役座廻供の事)

三九三三 安永七年八月朔日(座廻の時、諸役席仕向の事)

表御用人・同格

三九三四 (旧名申口役・使役、表・側区別なき事他)

三九三五 天明元年七月三日(目付より順達・通達の事)

三九三六 (用人役料の事)「薩陽落穂集」
三九三七 (用人人員、役料の事)「御役人帳」

御勝手方御用人
三九三八 (勝手方御用人の役料・掛名・毎日勤めの事)

町奉行

三九三九 (旧来御用人より加役、三町支配の事他)

三九四〇 (町奉行の役職の事)「薩陽落穂集」

三九四一 (町奉行人員・付職・役料・職掌の事)「御役人帳」

御側役・同格

三九四二 (旧名目付・側目付を側役と改唱の事他)

三九四三 (吟味役を目付と改唱、側目付同格の事)「薩陽落穂集」

三九四四 享保三年四月七日(筆者兼役徒目付を近習番所筆者と改唱の事)

三九四五 明和八年八月六日(近習役所格別の用取扱の事)

三九四六 天明元年六月(近習番所書役を側所書役と改唱の事)

三九四七 (近習役役料の事他)「薩陽落穂集」

三九四八 天明元年九月(近習と改唱の事)

三九四九 (側役人員・役料・職掌等の事)「御役人帳」

歴代制度 卷之五十一

【諸御役自江戸御留主居至物奉行見習】

江戸御留主居

三九五〇 天明八年正月(留守居由来・近習通・役料・職掌の事)

三九五一 天明八年正月(職掌による拝借米申請禁止の事)

三九五二

の1 六月(大名留守居慎まざるに付主人嚴重に取締の事)

録

書目

三九三五 天明元年七月三日(目付より順達・通達の事)

御触書天保集成(五一三二、寛政元年六月)

の2 寛政元年七月八日(右に付申渡の事)

三九五三 享保元年七月十二日(琉球使者取扱向の事)

三九五四 (江戸・京・大坂留守居三役の事)「薩陽落穂集」

三九五五 (留守居衆寄役勤めの事他)

三九五六 貞享二年四月(喜入次兵衛上屋敷勤めの事)

三九五七 (江戸留守居四人・勤向の事他)「御役人帳」

京都御留主居

三九五八 (旧名京都藏奉行・役料・近習通の事)

三九五九 (京・大坂留守居職掌の事)「薩陽落穂集」

三九六〇 (京都留守居二人・職掌の事他)「御役人帳」

大坂御留主居

三九六一 (旧名大坂藏奉行・役料・近習通・職掌の事)

三九六二 寛政五年八月七日(大坂留守居吉井願書の事)

三九六三 の1 元文三年正月(京・大坂詰小役人等賄料・持道具の事)

の2 二月(大坂詰横目自分手鑑等大目付へ達の事)

三九六四 元文二年八月四日(京・大坂詰横目等鑑道具なき事)

三九六五 子(寅力)九月九(十力)日(京・大坂・伏見屋敷役屋付は勝手方支配の事)

三九六六 (大坂留守居二人・役料・職掌の事)「御役人帳」

御納戸奉行・御膳番

三九六七 天明三年二月(旧荷物役・荷物奉行、小納戸加役の事)

三九六八 (納戸奉行由来・役料の事)「薩陽落穂集」

三九六九 (納戸奉行五人・役料・職掌の事)「御役人帳」

物頭・御鑑奉行・御弓奉行・御鉄砲奉行

三九七〇 天明二年二月七日(物頭旧兵具奉行、他新規奉行の事)

三九七一 寛政十年正月(物頭の職掌はなく、三奉行の惣名の事)

三九七二 (物頭座役名物頭、役所兵具所の事)「薩陽落穂集」

三九七三 (物頭十五人・付職・役料等の事)「御役人帳」

御船奉行・同格

三九七四 (旧名船奉公役・奉行系図・役料等の事他)

三九七五 享保十九年七月二十五日(久見崎船奉行差止等の事)

三九七六

の1 安永二年十一月二十七日(久見崎詰三ヶ月交代願の事)

の2 巳十一月二十九日(右に付許可の事)

三九七七 延享四年五月十四日(船奉行十二人賦料の事)

三九七八 元文二年五月十三日(船奉行賦料、乗馬牽き区別の事)

三九七九

の1 卯五月十四日(琉球在番・船奉行中間賦料含みの事)

の2 (延享四年)卯五月十五日(御規に張紙の事)

三九八〇 (船奉行六人・付職・職掌の事)「御役人帳」

御使番

三九八一 (使番江戸にて創設・役料・近習通の事)

三九八二 (使番の事)「薩陽落穂集」

三九八三 (使番六人・付職・職掌の事)「御役人帳」

御小納戸頭取

三九八四 (創設・役料・職掌・役格の事他)

三九八五 文化五年十月(小納戸頭取小姓頭取兼務の事)

御広敷御用人

三九八六 (旧名納戸役人、広敷頭を経て広敷御用人と改称の事)

三九八七 安永七年五月(納戸を広敷、納戸役所を広敷役所の事)

三九八八 享保十四年十一月十四日(御守殿方勤め役名改唱の事)

三九八九 安永七年五月二十二日(広敷御用人付職役名改唱の事)

三九九〇 (広敷頭人員・役料・職掌の事)「御役人帳」

教授

文 書 目 録

三九九一 (聖堂奉行を教授と改唱の事)
三九九二 安永六年六月(役料・造士館支配の事)
三九九三 安永六年六月(聖堂奉行定)

三九九四 安永六年六月(定日御礼後、聖堂奉行講釈の事)
旧記雜録追録六(一四四八)

三九九五 天明二年九月(造士館職名訓導師・句読師等の事)
三九九六 (聖堂奉行一人・役料・賄料の事)「御役人帳」

御右筆頭
三九九七 天明六年二月(創設・役料・近習通・役格の事)
旧記雜録追録六(二三四八)

小拾人頭
三九九八 (賄料・役格の事)
三九九九 天明七年七月十二日(小姓与二男以下別立は小拾人との事)

四〇〇〇 享和三年戌(ママ)九月(小拾人頭の役名除く事)
四〇〇一 享和二年九月(小姓与の二男以下別立定の事)

御作事奉行・御普請奉行
四〇〇二 天明三年十月五日(普請奉行を作事奉行と改唱の事他)
四〇〇三 天明三年十月五日(普請奉行新規創設の事)
四〇〇四 天明三年十月五日(道橋を普請、家作を作事との事)
四〇〇五 天明四年九月(兩職役所詰・作事場廻勤めの着衣の事)
四〇〇六 寛政五年六月五日(諸所修補の手続きの事)
四〇〇七 享保七年七月(大普請は前もって勝手方出銀伺の事)
四〇〇八 明和六年十一月(田町普請方引取後は品川米蔵の事)
四〇〇九 明和九年五月(江戸普請方普請奉行詰、横目配置の事)
四〇一〇 天明八年三月(栖居替造等申出まじき事他)
四〇一一 寛政五年九月六日(修補等は直接勝手方へ申出の事)

四〇一二 安永九年五月(制札寸尺定の事)
四〇一三 享和二年九月(普請奉行役向なきにより役名除く事)
四〇一四 (普請奉行の事)「薩陽落穂集」
四〇一五 (普請奉行五人・役料・職掌・付職の事)「御役人帳」
四〇一六 安永七年十月(修補等普請奉行吟味の上、諸役所より勝手方へ申出の事)

御記録奉行
四〇一七 (旧名文書奉行、創設・役料・近習通の事)
四〇一八 (記録奉行系図)
四〇一九 (記録奉行三人・付職・職掌の事)「御役人帳」
四〇二〇 (記録方を奉行と改、役格・役料の事)「薩陽落穂集」
四〇二一 正徳元年九月七日(家老座罷通、御用帳記録所留の事)

長崎御付人・同格
四〇二二 天明二年正月(役料・賄料の事)
四〇二三 寅正月二十日(長崎間役と書付・唱の事)
四〇二四 (長崎御付人二人・屋代付職・職掌の事他)「御役人帳」
四〇二五 享和元年九月(長崎奉行へ見舞・寒中歳暮等職掌の事)

高奉行
四〇二六 (創設・役料の事)
四〇二七 (高奉行五人・付職・職掌等の事)「御役人帳」

物奉行
四〇二八 (創設・役料の事)
四〇二九 (物奉行五人・付職・職掌の事)「御役人帳」

道奉行
四〇三〇 安永二年七月十九日(新規創設・役料・職掌の事)
四〇三一 天明八年七月(新規、城下町家・小路迄も普請の事)
四〇三二 天明八年八月(道奉行城下境界の事)
四〇三三 文化六年三月(道奉行引払後再開、作事詰所の事)

四〇三四 (道奉行人員・職掌の事) 「御役人帳」
御馬預

四〇三五 (厩別当、馬方を経て馬預と改唱の事他)
四〇三六 (馬預六人・付職・役料・職掌の事) 「御役人帳」
御小姓頭取

四〇三七 (創設・役料・役格の事)
四〇三八 天明七(六カ)年十月(創設・役格・役料の事)

御側目付

四〇三九 天明七年正月(創設・役料・職掌の事)
四〇四〇 天明六年十月(役格・役料・職掌の事)

四〇四一 旧記雜録追録六(二四三七)
文化五年十月(側目付と小納戸双方兼務の事)

御小納戸

四〇四二 (役料・兼役加役・兼帯・職掌、小納戸役小納戸の事)
四〇四三 文化十一年六月(齊宣以来、隠居付小納戸は側目付・
供目付兼務の事)

御供目付

四〇四四 (旧名中通目付、役料・賄料の事)
四〇四五 (供目付七人・役料・職掌の事) 「御役人帳」
四〇四六 (定御供、中通目付を経て供目付と改唱の事他)
[薩陽落穂集]

御目付

四〇四七 (宝永二年創設、役料・賄料の事)
四〇四八 (目付人員・付職・職掌の事) 「御役人帳」
四〇四九 (目付創設・役格・職掌・片書の事) 「薩陽落穂集」
御裁許掛
四〇五〇 (口事奉行、糺明奉行を経て裁許掛と改唱の事)

四〇五一 安永七年五月(糺明方加役を裁許方加役と唱の事他)
四〇五二 天明五年六月二十九日(裁許方掛を裁許掛と唱の事他)
四〇五三 (賄料・役料の事)

御軍師

四〇五四 (寛政五年創設、目付同格、役料・近習通の事)
御右筆・同格

四〇五五 (賄料・役料・近習通の事)

四〇五六 (右筆七人・付職・役料・職掌の事) 「御役人帳」
御抱守

四〇五七 享保二十一年三月二日(役料・賄料、益之助の時小納
戸役と改唱の事)

御広敷番之頭

四〇五八 享保十四年十一月十四日(納戸役、広敷番や守殿鎖口
添番を経て広敷番之頭と唱、役料・近習通・職掌の事)

四〇五九 (納戸役の役料変遷の事) 「薩陽落穂集」

四〇六〇 (広敷番人員・役料・職掌の事) 「御役人帳」
山奉行

四〇六一 (賄料・役料の事)

四〇六二 (山奉行六人・付職・職掌の事) 「御役人帳」
郡奉行

四〇六三 (郡奉行創設の詳細と役格の事他)
四〇六四 正徳三年八月二十二日(二人拜命、一人は馬賦方の事)

四〇六五 (賄料・役料の事)

四〇六六 (郡奉行人員・付職・職掌の事他) 「御役人帳」
金山奉行

四〇六七 (賄料・役料の事)
四〇六八 (金山奉行人員・役料・職掌の事) 「御役人帳」

御細工奉行

四〇六九 (賄料・役料、座付士四家の事)
四〇七〇 (細工奉行四人・役料・付職・職掌の事)「御役人帳」

屋久島奉行

四〇七一 (旧名屋久島代官、賄料・役料の事)

四〇七二 (屋久島奉行三人・職掌・付職の事)「御役人帳」

四〇七三 (屋久島抑、屋久島代官、屋久島奉行の事)「薩陽落穂集」

宗門改役

四〇七四 (旧名宗体座か、宗体方や宗門方を經て宗門改方と改唱の事)

唱の事)

四〇七五 (宗門改役三人・付職、職掌宗体方の事)「御役人帳」

四〇七六 安永七年五月(宗門方用達所近くの出火は城下の事)

御鷹匠頭

山下・尾畔

四〇七七 天明二年六月二十三日(役料・付職・創設等の事他)

四〇七八 享和元年九月(山下鷹方引取尾畔へ、惣名鷹匠頭・鷹匠と唱・書付の事)

四〇七九 天明元年五月(本丸鷹匠頭・尾畔鷹匠頭の役名の事)

四〇八〇 (鷹匠頭、付職・役料の事)「御役人帳」

御鳥見頭・同格

四〇八一 戊正月十四日(創設・役格・賄料・職掌の事)

四〇八二 安永戊正月(役料・賄料・足輕支配・役格の事)

御鳥見頭格

四〇八三 天明元年五月(役料・役格・職掌の事)

御同朋頭

四〇八四 天明五年十一月(役料、家老よりの取次の詳細の事)

四〇八五 明和八年十月十五日(茶道頭を同朋頭と改唱の事)

四〇八六 (同朋頭一人・役料・賄料見合の事)「御役人帳」

文書目録
御茶道頭

四〇八七 文化五年十月(天明七年創設、役格同朋頭次席の事)
御記録方添役

四〇八八 (賄料・役料の事)

御作事奉行見習

四〇八九 (安永四年創設、役料・賄料・二人拝命の事)

御普請奉行見習

四〇九〇 (賄料・役料の事)

物奉行見習

四〇九一 (賄料・役料の事)

歴代制度 卷之五十二

【諸御役自御馬預見習至御広敷番】

御馬預見習

四〇九二 (寛政二年創設、賄料・役料の事)

唐船改

四〇九三 享保十年十一月廿八日(唐船方受込と改唱の事他)

寺社方取次

四〇九四 (賄料・役料の事)

四〇九五 (寺社方取次六人・役料・職掌の事)「御役人帳」

四〇九六 (旧名寺社中取の事)

四〇九七 (寺社方中取時は五人賦の事)「薩陽落穂集」

御勘定方小頭

四〇九八 (旧名勘定所中取、役料・賄料の事)

四〇九九 (勘定小頭八人の事)「御役人帳」

御葉園奉行

四一〇〇 (寛政四年創設、役料・役格・付職の事)

御庭奉行

四一〇一 天明六年七月(創設・役格・役料、磯奉行加役の事)
四一〇二 文化六年三月(庭奉行役引弘により鳥預頭取兼務の事)
磯奉行

四一〇三 (庭奉行加役、役料・近習通の事)
尾畔奉行

四一〇四 (賄料・役料・近習通の事)
四一〇五 安永六年五月二十七日(鷹匠頭尾畔預と改唱の事)
四一〇六 天明四年十一月二日(尾畔奉行再建、奉行役宅の事)
御鳥預頭取

四一〇七 寛政二年二月(創設・役料・近習通・役格の事)
御膳所頭

四一〇八 (賄料・役料の事)
奥医師

四一〇九 (側医師を奥医師と改唱、創設・役料の事他)
四一一〇 (奥医師十二人・役料・賄料の事)「御役人帳」

御数寄屋頭
四一一一 天明五年正月十九日(旧名書院役人、書院方預を経て
数寄屋頭、役方は書院方を数寄屋、役料の事)

四一二 (旧名書院方預、付職・役料・職掌の事)「御役人帳」

表方御代官
四一三 (旧名代官、御代官を経て表方代官と改唱の事他)
四一四 寛政七年(表方代官・人員由来と変遷の事)

四一五 (人員・付職・藏入差図と弘方の事他)「御役人帳」

帖佐与御代官
四一六 (惟新帖佐動座に付設置の役名の事)

四一七 (帖佐与代官四人・付職・職掌の事)「御役人帳」

御台所頭
四一八 (旧名台所代官、役料・賄料・座付の事)

四一九 (台所頭一人・役料・付職・職掌の事)「御役人帳」
御春屋役

四二〇 (旧名評定所預、役料・座付の事)
四二一 (人員・役料・付職・職掌・付属藏の事)「御役人帳」

御小納戸見習
四二二 天明七(六カ)年閏十月(奥小姓より就役・役格の事)

奥御小姓
四二三 天明七年正月(旧名側小姓、創設・役料の事他)

四二四 (奥小姓人員・役料・支度料・月代の事)「御役人帳」
御近習番

四二五 の1 安永九年八月(役料・側小姓より就役・役格の事)
の2 文化五年十月(奥小姓兼務の事)

表御小姓
四二六 (賄料・役料・支度料の事)
四二七 (人員・役料・支度料・御前外の給仕等の事)「御役人帳」

御裁許掛見習
四二八 (宝曆四年創設、旧名糾明方見習、役料の事)

山奉行見習
四二九 (寛政十一年創設、賄料・役料の事)

郡奉行見習
四三〇 (天明元年創設、賄料・役料・役格の事)

奥御同朋
四三一 文化五年十月(旧名側同朋、奥同朋役名除く事)

四三二 (奥同朋人員・役料・賄料の事)「御役人帳」

表御同朋
四三三 (賄料・役料の事)

四三三 (賄料・役料の事)

御記録方見習

四一三四 (旧名記録方稽古、賄料・役料・近習通の事)

御右筆見習

四一三五 (旧名右筆稽古、賄料・役料・近習通の事)

四一三六 (右筆稽古人員・役料の事)「御役人帳」

助教・同格

四一三七 安永六年六月十八日(旧名講堂学頭、創設・役料・近習通・中通・役格の事)

学校目付

四一三八 寛政十年正月(創設・役料・役格の事)

訓導師

四一三九 (創設・役料・職掌の事)

都講

四一四〇 天明七年八月(創設・役料・役格の事)

習書頭取

四一四一 寛政九年十月(創設・役料・役格の事)

御曆者

四一四二 (安永八年明時館創設に付水間喜八曆者役料等の事)

御鷹匠見習

四一四三 (賄料・役料・近習通の事)

御小姓

四一四四 (旧名奥小姓、大奥小姓を経て小姓と改唱の事他)

四一四五 (奥小姓人員・役料・支度料・職掌の事)「御役人帳」

小坊主

四一四六 (賄料・役料の事)

四一四七 (小坊主定数なし、役料・賄料の事)「御役人帳」

奥御茶道

四一四八 (三人賄料の事)

表御茶道

四一四九 (三人賄料の事)

御広敷医師

四一五〇 享保十五年十月二十五日(旧名奥医師、賄料、座付士・外城衆中奥医師就任に付定)

表医師

四一五一 享保十一年七月(鹿兒島士を表医師、座付士・外城衆中を表寄番医師と唱の事他)

四一五二 享保十五年十月二十三日(表医師・表寄番医師四人賦、座付士・外城衆中奥医師)

四一五三

の1 安永四年八月(表・奥寄番医師の外城衆中、年頭・諸節句・祝儀等申上定)

の2

未九月九日(表寄番医師、御帳付迄の事)

四一五四 享保九年二月九日(表医師は外城衆中も御免、奥医師に外城衆中就任は鹿兒島士召入の事)

四一五五 享保十一年正月(表医師正月三日御目見の事)

四一五六 明和八年八月二十四日(奥医師昼夜番勤めの事他)

御鷹匠世話役

四一五七 天明三年五月(賄料・近習通・平日袴着用の事)

御鳥見

四一五八 安永七年正月八日(側方横目より拜命、職掌系の事)

御広敷横目

四一五九 享保十四年十一月十四日(奥横目広敷横目、御守殿奥横目を御守殿大番目付と改唱の事)

御徒目付

四一六〇 正徳二巳(ママ)二月二十三日(旧名歩行目付の事)

四一六一 天明五年十月(平日袴着用、兼務者役場勤は同様の事)

録 目 録 文 書

四一六二 丑四月二十四日(徒目付より締方・津口番所派遣の事)
 四一六三 享保三年四月朔日(近習役支配方徒目付の事)
 四一六四 享保五年二月二十八日(徒目付格式復活・役格の事)
 諸所仰

四一六五 安永三年五月(穆佐等四郷抑は横目派遣、派遣定)
 四一六六 天明元年六月(穆佐等四郷派遣抑は横目から別扱の事)
 四一六七 元文二年六月二十四日(在番・移地頭付役等拜命の事)
 四一六八 文化六年四月(飯島・長島移地頭等五ヶ年勤務の事)
 四一六九 宝永六年八月二十七日(倉岡在番等一度は御目見の事)
 (巻之三十七 二五五号文書と同文)
 四一七〇 宝永六年八月二十七日(梶山・綾在番、表同朋頭罷出の事)(巻之三十七 二五五六号文書と同文)

表横目

四一七一 寛永十七年二月(横目役二十六人拜命の事)
 四一七二 天明二年十月(横目夜廻方勤めの事)
 四一七三 寅十月(上町・下町廻方町方兼務の事)
 四一七四 安永六年五月(江戸留守詰横目十三人定の事)
 四一七五 安永六年九月(大坂詰座横目一人減員の事)
 四一七六 安永七年(閏カ)七月(飲肥境へ横目四人派遣の事)
 四一七七 宝曆九年四月(横目雉子問詰、出勤大目付へ報告の事)
 四一七八 天明七年四月二十三日(京・大坂詰横目一年詰の事)
 四一七九 天明二年二月(横目勤向に付月番目付等筋へ申出の事)
 四一八〇 天明五年(火災の時の横目駆付と処理手続きの事)
 四一八一 天明九年二月二十日(横目役入に付教示等参会の事)
 四一八二 天明七年四月(横目江戸詰等勤向多様に付忠勤の事)
 四一八三 天明八年十二月(家計難から江戸詰断りなき様の事)
 四一八四 (横目人員・役格・職掌の事)「御役人帳」

歳方目付

四一八五 享保五年寅(ママ)二月(座横目を蔵方横目と改唱他)
 四一八六 子(寅カ)二月二十三日(座横目六人拜命の事)
 四一八七 延享五年六月(座横目台所詰勤向の事)
 四一八八 享保十二年十月六日(座・表横目、出物・金蔵詰の事)
 四一八九 宝曆七年二月二十八日(長崎へ座横目一人定詰の事)
 四一九〇 明和二年六月(江戸詰の座横目、蔵方勤めの事)
 四一九一 宝曆三年七月(久見崎船手へ座横目一人定詰の事)
 四一九二 元文二年九月二十二日(二十三カ)日(検者勤入念の事)
 四一九三 (座横目人員・江戸賄料・職掌の事)「御役人帳」
 下目付

四一九四 享保十二年(検者・横目を下目付と改唱の事)
 四一九五 未十一月二十九(二十八カ)日(細工所等は検者・横目と勝手方勤めに付連携の事)
 四一九六 天明元年閏五月(兵具所等検者・横目各勤向職掌の事)
 四一九七 享保十二年十二月(船手検者・横目勤向密に連携の事)
 四一九八 享保十九年十二月十二日(検者・横目兼役支配系列事)
 四一九九 天明九年四月二十四日(船手下目付並助の役断りは大目付座取扱の事)
 四二〇〇 天明九年五月(船奉行等の下目付は大目付人選の事)
 四二〇一 天明四年五月二十九日(船手検者・横目は月番目付へ勤向届の事)
 四二〇二 安永八年五月(兵具所検者・横目五ヶ年勤めの事)
 四二〇三 天明三年九月(山方検者・横目は馬他領抜け吟味の事)
 四二〇四 享保三年八月二十日(船手等検者・横目勤向不都合は大目付座申出の事)

御場締横目

四二〇五 天明三年十二月(鷹掛若年寄支配に改めの事他)

獄屋預

四二〇六 享和元年六月(創設・横目兼務・役料・引払再建の事)
御召馬乗 四二〇七 天明三年五月(旧名馬乗、平日袴着用の事)

御馬乗見習 四二〇八 天明三年十一月(旧名馬乗稽古、役名除く事)
琉球館開役 四二〇九 天明四年三月(琉球仮屋を琉球館、仮屋守を開役と改唱の事)

進達掛 四二一〇 天明七年午(ママ)七月二十五日(旧名与方取次の事)
与頭 四二一一 天明六年七月二十五日(旧名小与頭の事)

御取次番 四二一二 天明五年六月八日(取次役新番・馬廻、取次番と唱事)
御留守居付役 四二一三 (旧名留守居付、賄料の事)

吟味役 四二一四 文化十年十月(考役、算用役を経て吟味役と改唱の事他)
諸用達 四二一五 享保三年四月(側役迄は士、三留守居は足輕任用の事)

四二一六 元文元年六月(御役人付与力田舎隨行の事)
四二一七 戊四月(江戸詰御役人付与力の事)
御広敷番 四二一八 享保十四年十一月(里衆、里役や奥番を経て広敷番と改唱、御守殿は御守殿大番との事)

書目 四二一九 (野村四郎左衛門・有馬衛守両家代々勤めの事他)

御看経山伏 四二二〇 (看経山伏二人・付職・役料・職掌の事)
御旅方役人 四二二一 (人員・賄料・職掌の事)

表御番 【遠方勤番及表御番】

四二二二 宝永六年八月朔日(小番所掟、職掌の事)
四二二三 宝永六年八月朔日(大番所掟、職掌の事)

四二二四 宝永七年八月(大番所の記録・文書箱取扱の事)
四二二五 明和九年三月(福島寺蓮池・近辺樹木見廻代役の事)

四二二六 享保十九年二月(六人賄料は小番・新番番人等の事)
四二二七 元文元年十二月(家老御免申渡御役人、番人就ざる事)

四二二八 元文五年六月十九日(代々小番の番人延引は大番の事)
四二二九 宝曆二年八月十二日(代々小番・新番死去、跡付の事)

四二三〇 八月(馬場長軒六人賦ながら医師等新番就ざる事)
四三三一 八月(大番家筋の者代々小番役就、番入願不要の事)

四三三二 六月(側方支配六人賦以上の御役人、番入与頭の事)
四三三三 巳四月二十九日(側支配御役人番入願申出連続の事)

四三三四 宝曆四年十月(嫡子代番湯治暇願の披露の事)
四三三五 寛保二年三月十九日(代々小番の嫡子、部屋栖番願事)

四三三六 宝曆八年六月十一日(新番番人に旅病、名代へ伝の事)
四三三七 明和二年五月二十二日(城内召捕の者物頭へ引渡の事)

四三三八 明和二年三月(禁断日に付小番番人仰付なき事)
四三三九 明和五年四月(退座後の鍵、小番より番頭取扱の事)

四三四〇 享保十年四月二十六日(家計難者田舎行等不許可の事)
四四〇一 安永九年三月十六日(医師番人は格調べに及ばざる事)

四四〇二 元文二年十二月(家老御免申渡御役人、大番就ざる事)
四四〇三 元文二年七月十日(番所の記録類、緊急大番持出の事)

- 四二四四 元文二年七月二十四日(大番所文書、持出入数賦替事)
 四二四五 延享四年八月六日(大番家筋の者の番入願出定)
 四二四六 延享五年六月八日(六人賦以上御役人番入与頭扱の事)
 四二四七 元文四年六月七日(馬廻新番の者番帳収載の事)
 四二四八 (無役の一所持小番勤めの事)「薩陽落穂集」
 四二四九 文化八年四月(小番・新番病氣御免願は触支配次書事)
 遠方勤番
 四二五〇 (琉球在番奉行・甌島移地頭等諸所勤番の事)
 四二五一 西四月十七日(出水地頭代等当地へ差越す節首尾の事)
 四二五二 文化六年四月(甌島・長島移地頭等五ヶ年勤務の事)
 (四一六八号文書と同文)
 四二五三 元和五年四月二十二日(本田伊賀守甌島移地頭の事)
 甌島移地頭
 四二五四 (甌島移地頭一人・付職・役料・職掌事)「御役人帳」
 四二五五 (創設・役料・付役高・交替期間の事)
 長島移地頭
 四二五六 (肥後・天草境の警固と島中支配の事)
 四二五七 (長島移地頭一人・付職・役料の事)「御役人帳」
 琉球在番奉行
 四二五八 (二十八ヶ月詰、賄料・役料、付職名の事)
 四二五九 (琉球在番奉行一人・付役四人・役料の事)
 四二六〇 寛永八年(川上忠通・菱刈琉球在番奉行始めかの事)
 四二六一 安永九年十一月(琉球詰在番等動向に横目派遣の事)
 四二六二 天明四年二月(琉球詰横目は付役の上席に復帰の事)
 四二六三 天明二年三月(琉球在番所詰横目勤向の事)
 四二六四 天明四年二月十六日(琉球詰横目は付役の上席の事)
 四二六五 寛政四年閏二月(琉球在番所詰横目勤向の事)
 大島代官
 四二六六 (賄料・役料・付職の事)
 喜界島代官
 四二六七 (賄料・役料・付職の事)
 徳之島代官
 四二六八 (賄料・役料・付職の事)
 沖永良部島代官
 四二六九 (賄料・役料・付職の事)
 屋久島在番奉行
 四二七〇 (屋久島奉行一年詰の事)
 出水地頭代
 四二七一 (賄料・役料、広域・国境により格別地頭代派遣の事)
 高岡地頭代
 四二七二 (賄料・役料の事)
 大口地頭代
 四二七三 (賄料・役料の事)
 都之城中抑
 四二七四 (中抑二人・派遣の事由の事)「御役人帳」
 地頭職
 四二七五 (地頭職設置由来の事他)
 四二七六 享保十一年七月(地頭所は諸事地頭引受・差図の事)
 四二七七 同年月日(享保十一年七月)(地頭の差図に従う事)
 四二七八 丑十一月(地頭所の者は地頭家来同前の心得の事)
 四二七九 享保二年九月十六日(地頭所支配内外とも地頭預の事)
 四二八〇 宝永五年正月(城代等地頭就任後初内部次第の事)
 四二八一
 1 天明七年四月(地頭初内部の心得の事他)
 2 天明七年四月(大・中・小郷地頭初内部の次第の事)
 四二八二 享保十年三月三日(高山地頭初内部に付暇願の事)

四二八三 元文二年八月二十日(外城衆中へは地頭方申渡の事)
四二八四 天明六年十二月二十四日(地頭初入部・町奉行巡見申断は先規復歸の事)

四二八五 元文元年七月(地頭職重要事故、地頭所充分掌握の事)
四二八六 享保十一年七月(地頭の差図に従う事)(四二七七号文書と同文)

四二八七 の1 享保十一年七月(地頭所は諸事地頭引受・差図の事)(四二七六号文書と同文)

四二八八 の2 享保十一年七月(地頭職は地頭所掌握の上、支配の事)

の1 享保十一年七月(外城衆中は地頭家来同前、支配の事)
の2 享保十一年七月(地頭所役人・衆中地頭支配強化の事)
の3 (地頭支配の件、嘸呼寄用人座で説聞、写を渡置く事)

四二八九 享保十一年七月十九日(外城衆中役儀地頭仰付の事)
四二九〇 七月(地頭所から召寄に付詳細の事)

四二九一 の1 午八月朔日(表寄番医師節句日・折目祝儀申上先の事)
の2 享保十一年八月(右に付申渡の事)

四二九二 辰七月二十三(二十二カ)日(地頭所諸事掌握の事)
四二九三 未七月二十五日(御礼後、地頭一列中紙進上の事他)
四二九四 未十二月二十六日(御礼後、地頭一列中紙進上の事)
四二九五 文化七年正月(三原善兵衛湯之尾地頭の事)
四二九六 正月(湯之尾地頭三原善兵衛代々小番の事)

四二九七 午正月十一日(地頭職拜命御礼の太刀進上願出の事)
四二九八 午正月十一日(湯之尾地頭拜命、異国船手当の事)
四二九九 午七月二十六日(地頭職御礼未済、八朔進上なき事)

四三〇〇 (刀術・鎗術・長刀・弓術・砲術・大砲等流派の事)
四三〇一 安永五年十二月十日(谷山塩屋大筒稽古場御免の事)

歴代制度 卷之五十三

御分国惣高
四三〇二 (御分国惣高)
給地高

四三〇三 寛永十六年(寛永九・十六年御分国給地高)
旧記雑録後編六(九九)

四三〇四 (薩隅日外城給地高)
旧記雑録後編六(九九)

四三〇五 慶安三年(慶安三年公儀提出給地高)
旧記雑録後編六(九九)

諸郷高
四三〇六 寛永十六年(薩州諸外城給地高)
旧記雑録後編六(九九)

四三〇七 (隅州諸外城給地高)
旧記雑録後編六(九九)

四三〇八 (日州諸縣諸外城給地高)
旧記雑録後編六(九九)

抱地永作
四三〇九 (持留を抱地と改唱の事他)

四三一〇 安永十年正月十八日(久見崎大山野十三町畠開免証文)

歴代制度 卷之五十四

田制

四三二一 (田制並税法)「田賦集」

四三二二 (倭国古法)

四三二三 (文禄之法)

四三二四 (慶長之格)

四三二五 (寛永之格)

四三二六 (万治之格)

四三二七 (阿多六太夫鎌倉聞書)

四三二八 戊五月二十五日(文禄三年より石高制の事他)

四三二九 閏五月二十六日(枿の寸法・枿の計方等の事)

四三三〇

の1 閏五月十七日(田地に付再度質問、検地竿の事他)

の2 戊八月十六日(右の問条覚書の受取・写の事)

新田

四三三一 (寛永答書、新竿・新田の有無、新田開発に付問答)

四三三二

の1 三月(川筋付寄洲は新開取立ざる事)

の2 御触書天保集成(六二四〇、寛政十二年三月)

四三三三 寛政十二年七月二十五日(右に付支配中へ申渡の事)

四三三四 安永五年三月(塩浜開方に付担当役人・役職等の事)

四三三五

の1 西十二月(新田畑開発規制の事)

の2 安永七年正月十九日(右に付公儀仰渡の事)

四三三六 安永十年正月十八日(久見崎大山野十三町島開発証文)

(四三三〇号文書と同文)

四三三七 享和二年三月(領内塩不足に付塩浜開方年貢なき事)

四三三八 申五月二十四日(東郷肥前守等三名功勞に付褒美の事)

経界

四三三八 (田畠数量の事)

高究

四三三九 (高究の事)

歴代制度 卷之五十五

御軍令

四三三〇 (寛永九年)申六月二十三日(寛永九年出陣定帳)

旧記雑録後編五(五三七)

四三三一 申六月二十二日(下野守・兵部少輔よりの覚)

旧記雑録後編五(五三八)

四三三二 寛永九年六月十一日(自然の時、家中の乗馬定の事他)

旧記雑録後編五(五三三)

四三三三 慶長十九年十月(將軍家大坂冬の陣仰出軍法の事)

(天正八年、求摩・八代攻めの軍陣の事)

旧記雑録後編一(一一六六)

四三三四 (出陣賦の覚)

四三三五 天正四年八月朔日(天正四年、軍役賦・持道具の事)

四三三六 (島津家軍法、武備大本・軍賦分數・役分官道等の事)

四三三七 「島津家御旧制軍法卷并四聖君軍賦掟」

四三三八 天文八年正月(掟、忠孝の道第一・五人与の事他)

「島津家御旧制軍法卷并四聖君軍賦掟」

旧記雑録前編二(二三四一)

四三三九 天正十四年五月朔日(肥後口より陣立軍賦定)

「島津家御旧制軍法卷并四聖君軍賦掟」

異国船御手当

四三四〇 寛政四年十二月(異国船漂着の節取計方の事)

四三四一 十一月九日(異国船漂着に付松平越中守より仰渡の事)

四三四二 寛政四年十一月(異国船漂着の節取計方隣領申合の事)

文書目録

- 御触書天保集成(六五二六、寛政四年十一月)
四三三三 寛政六年丑(ママ)二月(異国船手当の事)
四三三四 寛政六年丑(ママ)五月(異国船手当、海辺防備の事)
四三四五 宝曆十四年二月二十日(異国船漂流、朝鮮人手当の事)
四三四六 宝永七年(宝永上使答書、異国船漂着対応の事)「御問條御答書写」
四三四七 寛政元年(寛政上使答書、唐船追払、関船・小早の事)
四三四八 享保十二年九月二日(唐船漂着に対し派遣通詞定)
四三四九 (漂着唐船救済の味噌米薪代・挽船賃長崎払の事)
四三五一 享保十年十月四日(知覧唐船漂着に付船奉行調への事)
四三五二 享保九年四月(異国方条書)
四三五二 の1 延享二年十月(右条書、毎年浦々・津口番所写置の事)
四三五二 の2 享保九年四月(南蛮船渡海取扱の事他)
四三五三 の1 延享二年十月(右条書、毎年浦々・津口番所写置の事)
四三五三 の2 (船手壁書、漂着唐船書付届改めの事)
四三五四 天明四年四月六日(警固乗・質唐人乗各小早船仕立の事)
四三五五 (鹿児島・久見崎船手小早船仕立の海域区分の事)
四三五六 安永六年四月(諏訪瀬島破船漂着朝鮮船対応の事)
四三五七 天明二年三月(異国船手当帳虫食等は届出の事)
四三五八 寛政六年正月(十五・十騎備船賦、一・二番駆付等事)
の1 正月(右に付申渡の事)
の2 寛政五年(公儀役人廻浦に付答書調掛へ船奉行の達)
四三五九 明和六年(久見崎船手へ飯島渡置小早船二艘回取の事)
四三六〇 (元文元年)九月(諸浦へ唐船漂着の注進等心得の事)
四三六一 文化元年九月二十三日(長崎表へ渡来のロシヤ船の事)
四三六二 四三六三 寛政七年八月(久見崎小早船遅着多きに付厳守の事)
四三六四 の1 六月(異国船漂着の節不法無慈悲の取計等なき事)
御触書天保集成(六五三一、寛政七年六月)
の2 寛政七年八月十一日(右に付申渡の事)
四三六五 寛政四年三月(異国船手当に馬医一人を加える事)
四三六六 六月(異国方の役替・地頭所替に付手当申出改めの事)
四三六七 元文三年十一月二十七日(唐船漂着の小早船首尾の事)
四三六八 寛政七年十二月(漂着質唐人船目印に紋付小差等の事)
諸郷異国船御手当
四三六九 (諸郷へ異国船方手当の事)
四三七〇 (備与の次第)
四三七一 寛政十一年五月(目印旗寸尺の事)
御判紙
四三七二 宝永四年十一月二十二日(御用判紙家老座へ返上の事)
四三七三 正徳四年正月十四日(返上判紙の月日宛所は切除の事)
宿次
四三七四 の1 正徳三年閏五月(宿次御用滞りに付定)
四三七五 巳閏五月二十八日(右に付仰渡の事)
の2 正徳三年閏五月(宿次改の事他)
の3 享和元年三月(東日唐船漂着や異国方御用は飛船の事)
四三七六 寛政十年九月十二日(家老文箱の大宿次は郷士扱の事)
四三七七 安永九年正月(桜島燃え陸路不通の廻文桜島別立の事)
四三七八 丑二月十一日(公儀役人廻浦に付通達の事)
四三七九 の1 文化元年四月二十九日(時付の御用書付差出の事)
の2 子五月九日(右に付申渡の事)

薩摩国

四三八〇 (大宿次は昼夜を問わず急ぐ事)
四三八一 享保八年正月(参勤上下は大宿次へ改めの事)
四三八二 安永八年(宿次宛所、谷山・伊集院・重富筋の事)
四三八三 亥十月(光越の急御用書付は宿次走通に改めの事)
四三八四 文化十一年四月(桜島廻文別立に付牛根宛福山次の事)

四三九八 元禄十三年十一月(薩摩国の事)「倭名類聚鈔」
旧記雜録追録二(八三四)

四三九九 (薩摩国十三郡五十二郷御判物高の事他)

四四〇〇 (薩摩国御判物高)

四四〇一 (伊佐郡高郷村付)

四四〇二 (薩摩郡高)

四四〇三 享保五年正月二十四日(向後川内の文字に統一の事)

四四〇四 (鹿児島郡高)

四四〇五 (日置郡高)

四四〇六 明和十年十二月十二日(日置は向後ヒオキと改唱の事)

四四〇七 (阿多郡高)

四四〇八 (川辺郡高)

四四〇九 (飯島郡高)

四四一〇 (穎娃郡高)

四四一一 (指宿郡高)

四四一二 (喜入郡高)

四四一三 (谷山郡高)

四四一四 (出水郡高)

四四一五 (高城郡高)

四四一六 (大隅国八郡御判物高他)「倭名類聚鈔」

四四一七 (菱刈郡高)

四四一八 (桑原郡高)

四四一九 (曾於郡高)

四四二〇 (始羅郡高)

四四二一 (肝属郡高)

四四二二 (大隅郡高)

歴代制度 卷之五十六

天時

四三八五

の1 寛政九年十一月(宝曆曆錯誤に付来午年新曆頒行の事)

御触書天保集成(六四一九、寛政九年十一月)

の2 午十二月二十八日(右に付家老申渡の事)

四三八六 (貝寄日は出船なき事他)

四三八七 (彗星は稲星と俗称、豊年の事象との事)

四三八八 (返法日は俗に問を忌み返報する日の事)

四三八九 (坎日は俗に裁縫を忌む日の事)

四三九〇 (地火の事)

四三九一 (サツカウ日は縄結禁の事)

四三九二 (屋舎の葺きを避ける日の事)「本田氏大島私考」

改元

四三九三 天和四年二月(貞享と改元の事)

薩隅日

四三九四 (三ヶ国旧号の事)

四三九五 (島津庄由来の事)「山田聖栄自記」

四三九六 (三ヶ国・分国惣廻りの事)

四三九七 (分国御判物高)

四四二三 (馭謨郡高)
四四二四 (熊毛郡高)

日向国

四四二五 (日向国五郡・周廻、高千穂峰日本開闢の神跡の事他)
四四二六 (高千穂峰に皇孫天降る事)「日本書紀」
四四二七 (高千穂峰に皇孫天降る事)
四四二八 (日向国の事)「倭名類聚鈔」
四四二九 (日向五郡・八院の事)
四四三〇 (日向国諸縣郡二十郷御判物高の事)

歴代制度 卷之五十七

御供立

四四三一 寛政二年三月(参勤供立の伏見・大坂逗留膳料の事)
四四三二 享保二十年十一月十九日(来年参勤の飯米等調達の事)

御行列

四四三三 寛政十二年四月三日(松平大隅守行列人数等の事)
の1 寛永十二年四月三日(松平薩摩守江戸召列人数等の事)
の2 寛政五年三月(下国に付道中行列次第)
四四三四 明和四年四月(参勤・下国の供股引・脚半の事)
四四三五 安永三年十月(来春より上下に羅紗覆は無用の事)
四四三六 安永三年十月(来春より上下に羅紗覆は無用の事)
四四三七 安永三年十二月(十一カ月(腰物筒は革覆に仕替の事)
四四三八 明和三年六月六日(上下の供の面々野袴着用の事)
四四三九 天明五年正月二十五(二十四カ)日(上下の具足箱屋形以外勝手の手)
四四四〇 明和六年十二月(大里乗船・船卸は野袴着用の事他)
四四四一

の1 明和六年十月(夏の供廻着笠の事)
の2 明和八年八月(家老申渡の事)

四四四二 天明六年六月(道中式大備並行列定)
四四四三 天明六年十二月(部屋道中式大備並行列立の事)
四四四四 明和二年(明和二年下国供人数の事)
四四四五

の1 天明六年十二月(来年供人数・持道具減の事)
の2 安永三年十二月朔日(家老等供人数・持道具定)
四四四六 安永六年九月(来年参勤に出水迄鷹列れの事他)
四四四七 寛政二年五月(寛政二年秋の参勤手当の事)
四四四八 寛政二年(参勤船立供人数の事)
四四四九 安永二年五月(向後供は着笠・合羽着用の事)
四四五〇 享和元年六月(儉約に付供人数省略の事)

四四五一 寛政三年三月(江戸発駕着共行列に鷹なき事)
四四五二 文化六年七月(隠居様持道具の事)
四四五三 安永五年六月三日(供立改め以前通りに願出の事)
旧記雑録追録六(一三八五)

四四五四 十二月十二日(打揚腰網代乗物等何通り)の事
旧記雑録追録六(四五一一)の四
四四五五 (琉球立行列の事他)「薩陽落穂集」
御部屋同

四四五六 天明六年十二月(部屋道中式大備並行列定)

歴代制度 卷之五十八

金銀銭銅
四四五七 四月(真鍮銭一文並銭四文通用の事)
の1

の2 御触書天明集成(二八五〇、明和五年四月)
明和五年五月二十七日(右に付仰渡の事)

四四五八

の1 七月(五匁銀一枚四分迄軽重構いなく通用の事)
御触書天明集成(二八五二、明和五年七月)

の2 明和五年八月二十九日(右に付仰渡の事)

四四五九

の1 (南鐐銀二朱の歩判仰付の事)
御触書天明集成(二八五八、明和九年九月)

の2 明和九年十月七日(公義仰渡の事)

四四六〇

の1 卯十二月(切金小判は五分迄、軽目は四厘迄通用の事)
御触書天明集成(二八五六、明和八年十一月)

の2 明和九年二月六日(右に付仰渡の事)

四四六一

の1 正月(切金・軽目金滞りなく通用の事)

の2 明和九年三月二十一日(右に付仰渡の事)

四四六二

の1 八月(阿替屋役金座渡を止、切金・軽目金通用の事)
御触書天明集成(二八八三、天明七年八月)

の2 天明七年十月(右に付仰渡の事)

四四六三

の2 享保十五年八月十八日(金銀銭札を前々より遣す所は
勝手次第の事)

四四六四

の2 御触書寛保集成(一八三〇、享保十五年六月)
安永四年五月(灰吹銀等銀座並下買の外売買致すまじ
き事)

四四六五

の2 御触書天明集成(二八六八、安永四年六月)
安永九年十一月(琉球金銀銭積入船改方等仰渡の事)

四四六六 安永五年三月(在府中の諸払金等の事)

四四六七 安永九年十二月(江戸表方払の事)

四四六八 元文六年二月二十日(古銀同様に文銀通用の事)

四四六九 寛保元年八月(古銀五割歩申付の事)

四四七〇 宝曆八年十一月二十日(小仕用として船頭等一人銭五
百文持越儀は苦しからざる事)

四四七一 寛政元年(金銀通融の答書)

四四七二

の1 享保三年閏十月(新金銀通用の覚)
御触書寛保集成(一八一、享保三年閏十月)

の2 戊十二月三日(右に付申渡の事)

四四七三

の2 享保三年十二月十一日(新古銀包銘書の事)

四四七四

の2 享保三年十二月(朔日カ)(銀目を以て諸商買の事)

四四七五

の1 已十月(大判の儀、古来の位に吹改の事)
御触書寛保集成(一八二四、享保十年十月)

四四七六

の1 子三月(元禄銀等五品の銀は一切通用停止すべき事)
御触書寛保集成(一八一六、享保五年三月)

四四七七

の2 享保五年四月(右に付家老仰渡の事)

四四七八

の1 享保二十一年十一月(疵金・軽目金滞りなく通用の事)
御触書寛保集成(一八三三、享保二十年十一月)

四四七九

の2 已正月十二日(右に付家老申渡の事)

四四七〇

の2 寛保元年六月(鉄銭通用の事)
(金銀銅差交せ都合の事)

四四八〇

の1 十一月(近年二朱判払底に付吹方仰付の事)

の2 御触書天保集成(五九四八、寛政十二年十一月)

の1 寛政十二年十二月(右に付家老申渡の事)

四四八一

の1 五月(慶長以来吹立の慶長銀等新銀に引替の事)

の2 御触書天保集成(五九四七、寛政十年五月)

の1 寛政十年六月(右に付家老申渡の事)

四四八二

の1 九月(後藤定座・真鍮錢座銀座の外鑄錢願申出ざる事)

の2 御触書天明集成(二八五七、明和九年九月)

の1 明和九年十一月十四日(右に付家老申渡の事)

四四八三

の1 十二月(金と同様に二朱判滞りなく通用の事)

の2 御触書天明集成(二八六三、安永二年十二月)

の1 安永三年二月十四日(右に付申渡の事)

四四八四

の1 午八月(銀札遣中絶なき事)

の2 御触書天明集成(二八六七、安永三年九月)

の1 安永三年十月十四日(右に付家老申渡の事)

四四八五

の1 九月(錢相場下直に付鑄錢吹方差止の事)

の2 御触書天明集成(二八六六、安永三年九月)

四四八六

の1 元文二年八月(文字金銀割合違並増歩減は差延の事)

の2 御触書寛保集成(一八四二、元文二年八月)

の2 元文二年十月十七日(右に付家老申渡の事)

四四八七

元文三年十二月(金銀引替に付金は六割半・銀は五割増歩の事)

の1 御触書寛保集成(一八五〇、元文三年十二月)

四四八八

元文四年十二月(銅座の外に銅を売買致すまじき事)

の1 御触書寛保集成(一八八四、元文三年十二月)

四四八九

の1 元文四年十二月(諸問屋等より国々へ通用錢渡す外は錢荷物作差遣わさざる事)

の2 元文五年正月二十九日(右に付家老申渡の事)

四四九〇

の1 西六月(後藤定座・真鍮錢座銀座の外の者、鑄錢願申出には各申付くべき事)

の2 御触書天明集成(二八七一、安永六年六月)

四四九一

享保二十年十一月十日(他国へ錢出差止の事)

四四九二

寛政元年三月(六七部位の折割銀・焼銀は上納銀に改包致すべき事)

四四九三

御触書天保集成(五九三三、寛政元年三月)

四四九四

天明八年十二月(近年金銀錢調わず諸式高直に付公儀仰渡の事)

四四九五

御触書天保集成(五九三二、天明八年十二月)

四四九六

正月(灰吹銀・潰銀等銀座へ差出の事)

四四九七

御触書天保集成(五九三九、寛政六年正月)

四四九八

寛政六年三月九日(右に付家老申渡の事)

四四九九

寛政三年四月十二日(大判金相場引下げに付褒美以外小判金の事)

御触書天保集成(五一七九、寛政三年三月)

四四九七

の1 四月(諸山出銅は銅座の外に売買致すまじき事)

御触書天保集成(五九三〇、天明八年四月)

の2 天明八年六月十五日(右に付家老申渡の事)

四四九八

の1 八月(切金・軽目金通用の事)

御触書天保集成(五九三二、天明八年八月)

の2 天明八年十月二十五日(右に付家老申渡の事)

四四九九

の1 九月(銀座加役の鉄座・真鍮座差止の事)

御触書天明集成(二八八四、天明七年九月)

の2 天明七年十一月(右に付家老申渡の事)

四五〇〇

(宝永三年七月重ねて銀貨改造の事他)「折たく柴の記」

四五〇一

の1 元文元年五月(世上金銀不足に付金銀吹改の事)

御触書寛保集成(一八三四、元文元年五月)

の2 辰五月(右に付家老仰渡の事)

四五〇二 宝曆九年正月(大坂へ差登る積船は飛蝶丸の事)

四五〇三 享和二年正(六カ)月(琉球・他国へ金銀錢持渡は差止の事)

四五〇四 寛永二年八月二十七日(錢撰并両替定)

令条記卷二十九(三七六)

文銀古銀割増

四五〇五 元文六年二月(古銀同様に文銀通用の事)(四四六八号文書と同文)

四五〇六 寛保元年八月(古銀五割歩申付の事)(四四六九号文

書と同文)

四五〇七

文化六年五月二十三日(一番返上物売上代銀の内より

琉球館内諸上納銀差引上納の願申出の事)

四五〇八

宝曆六年七月十二日(文銀割増なく納払に改めの事)

四五〇九

宝曆二年十一月(大坂為替の事)

四五一〇

享和二年十一月二十五日(厚地次郎右衛門等十三人為

四五一一

替人仰付の事)

四五一二

享和元年四月二十六日(酒匂孫左衛門大島砂糖売支配

四五一三

の願申出の事)

四五一四

寛政二年五月六日(諸納錢は為替を以大坂へ差続く事)

四五一五

宝永四年二月二十八日(借銀高利に致すまじき事他)

四五一六

寛政十二年十月(町人等空借状・預書で借錢なき事)

四五一七

九月(借金棄損並貸出金利下げの事)

四五一八

御触書天保集成(六二〇三、寛政元年九月)

四五一九

寛政元年十月二十八日(右に付家老申渡の事)

四五二〇

天明二年十一月(市来郷士上村八郎左衛門等科料の事)

四五二一 宝曆四年正(二カ)月二十八日(銀錢米穀貸付利の事)

四五二二 宝曆二年十月十七日(銀錢米穀等貸付利は五分の事)

四五二三 寛延二年五月(銀錢米穀等不相応の高利取るまじき事)

の1 宝曆二年十月十七日(銀錢米穀等貸付利五分利息の事)

の2 十月十七日(右に付申渡の事)

四五二四 (喜界島中借物利息は法外の高利なき様申付の事)

万口錢定

四四三三 寛政十一年十一月(定外の口錢渡すまじき事)
 四四二四 享保十二年正月二十日(諸士持高売買に付一切スハイ致すまじき事)
 四四二五 元禄十四年九月十四日(上方等より絹物反物等代の部銀の事)

諸物相場

四四二六 正徳三年三月九日(錢一貫文代銀二十三匁の事)
 四四二七 享保巳十二月(大麦・小麦等物価相場定)
 四四二八 享保十年十月十七日(真米・琉米・赤米等物価相場定)
 四四二九 (七島臥蛇島へ授与の大島定手形代銀の事)
 四四三〇 享保十年頃(鱈ヒレ相場の事)
 四四三一 享保五年九月(錢一貫文代銀四十三匁五分の事)
 四四三二 享保十一年十一月七日(真米・琉米・赤米等相場の事)
 四四三三 享保十一年十二月六日(錢一貫文代銀十二匁の事)
 四四三四 享保十年十一月十三日(錢一貫文代銀二十三匁の事)
 四四三五 享保十一年正月二十日(真米・琉米・赤米相場の事)
 四四三六 享保十一年三月二十三日(錢一貫文代銀十二匁五分事)
 四四三七 享保十一年六月朔日(大麦・小麦・菜種相場の事)
 四四三八 (平木五千束、代銀五貫五十目の事)
 四四三九 享保三年閏十月晦日(錢五百二十文、銀にして十一匁三分五厘の事)

四四四〇 享保三年十一月二十六日(錢一貫文代銀三十二匁の事)
 四四四一 享保五年正月(水主一人に付故宝銀七匁の事)
 四四四二 享保十年三月八日(真米・琉米・赤米相場の事)
 四四四三 明和三年十二月十四日(錢一貫文代銀十五匁の事)
 四四四四 明和四年九月朔日(錢一貫文代銀十四匁の事)
 四四四五 明和五年正月十日(錢一貫文代銀十五匁の事)
 四四四六 明和七年五月六日(錢一貫文代銀十四匁の事)

四四四七 (菜種百文に付三升より三升二三合迄の事)
 四四四八 元文四年五月(谷山生蠟高直成の事)
 四四四九 元文五年六月十一日(大麦・小麦・菜種相場の事)
 四四五〇 享保五年二月(新小判金相場の事)
 四五五一 享保五年正月二十日(加世田与蔵米起石の事)
 四五五二 享保十六年五月十六日(錢一貫文代銀十一匁の事)
 四五五三 享保十六年六月三日(真米・琉米・赤米相場の事)
 四五五四 享保二十一年五月二十五日(真米・琉米等相場の事)
 四五五五 元文三年三月朔日(錢一貫文代銀十二匁八分の事)

錢相場

四五五六 (元禄八年より元文三年迄の錢相場の事)

諸式直定

四五五七 宝曆四年二月二十八日(銀錢米穀等貸付利の事)
 (四五一七号文書と同文)
 四五五八 寛延二年五月(銀錢米穀等不相応の高利取るまじき事)
 (四五一九号文書と同文)
 四五五九 宝曆二年十月十七日(銀錢米穀等貸付利は五分の事)
 (四五一八号文書と同文)
 四五六〇 天明六年八月(諸品高値に付買元値段より割増定)
 四五六一 天明五年十二月(諸式高値に付賃錢・諸品代錢定)
 四五六二 天明五年十二月(同右に付定別冊)
 四五六三 天明六年三月(冊大工・下業等新規作事方支配の事)
 四五六四 延享四年十二月(諸薬代改定の事)
 四五六五 安永二年六月十六日(冊大工・下才等脇方賃錢定)
 四五六六 安永八年八月(薬代・諸職人賃銀等二割引方の事)
 四五六七 寛政二年五月(雇人馬賃銀は統一値段定の事)
 四五六八 寛政二年(同右に付統一別紙)
 四五六九 天明六年三月(大工・木挽等増賃の者横目糺方の事)

四五七〇 寛政二年十一月（高値販売の商人横目札方の事他）

四五七一 享保八年五月二十二日（鹿児島中諸式高値に付定）

四五七二 卯五月二十一日（諸式高値に付触書の事）

四五七三 卯五月二十二日（諸式高値・高賃銀等支配方吟味の事）

四五七四 享保十一年二月（直成定不相応に付座々吟味の事）

四五七五 享保三年閏十月二十三日（日備は賃銀二匁ずつの事）

四五七六 （享保三年閏十月相場、錢一貫文代銀三十二匁の事）

四五七七 寛保元年九月十八日（右に付別紙日備人足賃の事他）

四五七八 寛政十一年十一月（定外の口錢渡すまじき事）（四五
二三号文書と同文）

四五七九 享保十二年正月二十日（諸士持高売買に付一切スハイ
致すまじき事）（四五二四号文書と同文）

四五八〇 寛政二年二月（米価引下げに付諸式値段引下げの事）

の1 御触書天保集成（六一〇六、寛政二年二月）

の2 戊十一月二十四日（右に付家老申渡の事）

四五八一 寛政二年三月二十五日（不埒の売買支配頭等吟味の事）

四五八二 寛永三年十二月七日（絹布・布木綿丈尺定）

四五八三 寛文四年七月十三日（絹布・布木綿丈尺定）

令条記卷二十九（三七七）

令条記卷二十九（三八七）

四五八五 （島津家官位の事）

四五八六 酉九月（女房奉書の事）

四五八七 （島津光久位階の事他）

官位御礼物

四五八八 （官位御礼物品々の覚）

令条記卷三十七（五六五）

公辺御礼席並御礼事

四五八九 天明四年十月四日（登城に付大廊下下休息所に改の事）

四五九〇 天明五年正月二十日（礼席の儀の事）

四五九一 天明五年三月（西丸登城は朔日に改めの事）

四五九二 天明五年五月（黒書院御礼に付進上物等済の事）

四五九三 天明六年七月（嘉祥の登城に及ばざとの事）

四五九四 天明六年七月（若殿様初御目見は由緒通りの事）

四五九五 天明六年十二月十日（代替の御礼済の事）

四五九六 天明七年正月十四日（侍従贈官位に付礼席済の事）

四五九七 天明七年正月十四日（侍従初登城済の事）

四五九八 天明七年五月二十九日（公方袖留祝儀に御目見済の事）

四五九九 天明七年五月二十九日（將軍宣下祝儀に付大礼済の事）

四六〇〇 天明八年二月四日（家督継嗣後初の年頭御礼済の事）

四六〇一 寛政元年五月七日（白書院・黒書院礼席の事）

四六〇二 寛政三年正月（初登城に付滞りなく礼席済の事）

四六〇三 寛政五年二月（若菜御礼登城下命、登城初祝儀済の事）

四六〇四 天明七年二月二十五日（重豪隠居家督継嗣礼席済の事）

四六〇五

の1 享保十四年八月朔日（七ツ時以降登城及ばず、老中見
廻御礼の事）

の2 享保十四年九月（見廻御礼済は翌日登城及ばざる事）

歴代制度 卷之五十九

將軍宣下

四五八四

延享二年十一月二日（將軍宣下の次第）

御家御官位

歴代制度 卷之六十

諸浦御奉公並万上納物定

四六〇六 天和四年五月十一日(延宝八年諸浦改帳の事)

四六〇七 (浦水手一人に付水手銀五十五匁の事他)

四六〇八 明和四年九月(南泉院門前より雇水手御免の事)

四六〇九 明和四年九月八日(垂水杉原浦旁に付願出の事他)

四六一〇 (諸浦魚運上銀上納期限十二月の事他)

四六一一 寛政五年三月(異国方公儀役人廻浦仰渡の事)

四六一二 明暦元年十月二十日(鹿兒島荒田弓場浜急用奉公に付水手銀御免の事)

四六一三

の1 寛永十三年八月二日(諸国着船の所々制札の事)

令条記卷十九(二三四)

の2 慶安元年三月十五日(右の頃、江戸浦々へ遣わす事)

四六一四 寛政六年五月二十八日(難儀の節津口番所並浦中助船を出す事)

四六一五 寛政五年七月二十三日(京泊・久見崎の浜獵の事)

四六一六 寛政五年十一月十一日(袴ソネ獵方に付京泊・船間島・久見崎村獵方の事)

四六一七 文化三年五月朔日(出水五ヶ浦困窮に付間立水手減方願出により三ヶ年半方の事)

四六一八 寛政十二年九月二十二日(出水米之津町凶作に付旅込代相当受取の事)

四六一九 延宝五年五月二十二日(平佐白和町人、上落立半加子役等の事)

四六二〇 寛延二年二月(浦役人は浦人より古銀五厘徴収の事)

四六二一 正徳元年十二月二十二日(吉野牧堀普請等六夫仕の事)

四六二二 正徳二年十二月三日(薩摩国浦高札建の事)

四六二三 文化元年六月(津口・浦々御用物船滞船の積荷詳細勝手方届の事)

四六二四

の1 安永五年(桜島瀬戸村蔵之丞、光越功績により一年一日の瀬与えの事)

の2 申四月十九日(瀬は戸柱瀬、一年一日永々の事)

四六二五 明和八年二月(歌舞伎等獵禁止、虫追躰御免の事)

四六二六

の1 申九月十四日(平戸生月村の者上飯島港口ボラ漁御免の事)

の2

申九月十七日(右に付御札銀・重御札銀の事)

四六二七

寛保三年三月十四日(唐通詞稽古田中貞助浦役御免事)

四六二八

宝曆三年九月五日(本通詞扱に付田中貞助家督継嗣浦役御免の事)

四六二九

宝曆三年九月二十日(唐通詞原田喜右衛門浦役御免事)

四六三〇

(宝曆十三年下飯島浜村より漁方願御免の事他)

四六三一

享保十九年(延宝八年改帳後の水手立調べの事)

四六三二

享保十三年(市来等の唐通詞・通詞稽古八人肩書名字御免の事)

四六三三

明和二年七月十八日(谷山三ヶ浦獵踊再開の事他)

四六三四

明和二年七月二十一日(谷山獵踊興行済、勝手方届事)

四六三五

文化九年三月十四日(阿久根町困窮に付旅込払願出通)

の1

申三月十六日(右に付願出通りの事)

四六三六

寛文七年閏二月十八日(公儀船廻船難風時助船の事他)

半浦

令条記卷十九(二三五)

文書目録

四六二〇 寛延二年二月(浦役人は浦人より古銀五厘徴収の事)

四六二一 正徳元年十二月二十二日(吉野牧堀普請等六夫仕の事)

四六三七 元禄十七年五月六日(元文二年半浦札方の事)

四六三八 元文二年九月二十九日(半浦は浦人数半分勤めの事他)

四六三九 元文二年十月四日(佐多塩屋門・浜尻屋敷半浦扱の事)

四六四〇 元文二年九月二十八日(鹿屋高須新浜半浦の事)

四六四一 元文二年十月六日(元禄十二年新浜願出通り半浦の事)

四六四二 元文二年十月二日(花岡荒平新浜・木谷新浜半浦の事)

四六四三 元文二年十月二日(大始良浜田村半浦勤めの事)

四六四四 (加世田大浦越路塩屋村、享保十四年証文在郷の事)

四六四五 (帖佐十日町、享保十四年証文半浦の事)

四六四六 元文二年(帖佐納屋町、元文二年証文半浦の事)

四六四七 天明七年五月四日(鹿屋高須新浜、天明七年在郷の事)

半浦並兩役兼帯之浦々

四六四八 (寛政六年、公儀役人への浦方調方に付船奉行回答)

四六四九 (帖佐十日町、享保十四年証文半浦の事)

四六五〇 (帖佐納屋町、元文二年証文半浦の事)

四六五一 未六月五日(花岡木谷新浜・荒平新浜、元文二年証文半浦の事他)

四六五二 (半浦数の事他)

四六五三

の1 未四月(半浦とは何か、船奉行衆委細説明の事)

の2 未四月(百姓勤・浦勤半方ずつ勤を半浦と唱の事)

四六五四 享保二年(水手勤で船手支配外十ヶ所、半浦十ヶ所の事)

四六五五 明和三年(水手勤で船手支配外十一ヶ所、半浦、本浦の事)

四六五六

の1 寛政六年十一月二十九日(下飯島浜方本浦扱困難の事)

の2 閏十一月(右に付取次書の事)

四六五七 寛政五年(公儀役人答書、上下飯島三ヶ所浦勤なき事)

四六五八 宝曆十三年六月七日(下飯島浜村漁方願出通りの事他)

四六五九

の1 宝曆二年二月二十二日(川尻浦鯨取得に付吟味の事)

の2 申二月二十二日(鯨弘方に付派遣横目・上納銀の事)

四六六〇 宝曆二年九月(高江浦百姓役御免・下役願出認ざる事)

四六六一

の1 宝曆七年二月朔日(南泉院・南林寺門前浦立願出の事)

の2 丑二月八日(右に付上下町年行司より申出の事)

の3 丑三月六日(右申請認可に付勝手方より船奉行等通達)

浦人体並船数

四六六二 (明和三年から文化元年迄の浦人数・船数書出の事)

浦作職高

四六六三

の1 宝曆七年四月九日(国分小村浦作職一石に三升の事)

の2 丑四月二十一日(右に付夫役米三升、高掛免許の事)

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん 東京大学 史料編纂所 所長 保立道久
顧問 史料編纂所 所長

国立歴史民俗博物館 前館長 宮地正人

鹿児島大学 名誉教授 五味克夫

九州大学 名誉教授 安藤保夫

委員長 原口泉 晋 哲 哉

三木靖 山田尚 二

日隈正 守 宮 下 尚 郎

塩満郁 夫 堂 満 幸 子

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館長 牛之濱 道 久

調査史料室 長 徳 永 和 喜

学芸専門員 林 匡

資料調査員 高 原 千 鶴 樺 山 美 和

梶ヶ山 梨 沙 中 木 原 真 理

中野 尚 子 (十二月から)

瀬戸口 真 理 (十一月迄)

鹿児島県史料

薩摩藩法令史料集四

平成19年2月9日 印刷

非売品

平成19年2月28日 発行

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷所 株式会社 きょうせい